

第2部

政府が講じたこども施策の実施状況

ライフステージを通じた重要事項

子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

ア 子ども基本法の周知・啓発【子ども家庭庁】

子ども家庭庁では、子ども基本法のパンフレットを各自治体でのシンポジウムやイベント等で配布し、子ども基本法に関する動画もホームページ上に公表することで、子ども基本法の趣旨・内容について広く発信をした。また、子どもを養育する者や地域において子どもに関する支援を行う民間団体等の関係者の理解を深めるため、2023年11月にシンポジウムを開催した。シンポジウムでは、子ども・若者からのビデオメッセージを紹介するだけでなく、子ども・若者自身も登壇し、子ども基本法や「子どもまんなか社会」について議論を行った。さらに、学校や児童クラブ、児童館、青少年センター、子ども食堂等で子ども基本法を周知するためのクイズ動画も制作し、公表した。

イ 児童の権利に関する条約の認知度の把握と普及啓発【子ども家庭庁、外務省、法務省】

子ども家庭庁では、子ども基本法の規定及び同法附帯決議を踏まえ、「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」を実施した。調査研究の取りまとめに当たり、報告書を平易に解説した「概要版」と、子ども向け

の「やさしい版」を作成し、公表した。

外務省のウェブサイトにおいて、児童の権利に関する条約に関するコーナーを設け、同条約、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書及び児童の売買等に関する児童の権利に関する条約の選択議定書、児童の権利委員会に提出した政府報告及び同政府報告に対する同委員会の総括所見等を掲載した。

法務省の人権擁護機関では、主に小・中学生を対象とした「人権教室」において、全ての子どもが権利の享有主体であることの認識を得ることができるよう、児童の権利に関する条約を分かりやすく解説した冊子を配布している。

解説



児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究

小学校1～3年生、小学校4～6年生、中学生、高校生それぞれ5,000人程度、全国の18歳（高校3年生を除く。）から89歳までの5,000人に対して調査を実施した。（結果の概要は図表2-1-3参照。）

図表2-1-1 こども基本法パンフレット

(一般向け)



(やさしい版)



図表2-1-2 「こども基本法から考えるこどもまんなか社会シンポジウム」(2023年11月5日)

こどもまんなか
こども家庭庁

こども基本法から考える こどもまんなか社会 シンポジウム

日時 2023年11月5日(日)
15:00～17:30 (開場14:30)

場所 日本橋高島屋三井ビルディング
日本橋ホール1+2 **先着200名様**

※会場にてご参加希望の方は、事前にお申し込みをお願いいたします
※本シンポジウムは、当日こども家庭庁のYouTubeアカウントにて同時配信いたします
※保育士の方もいらっしゃいますので、お子様連れの方はお兵衛にご相談ください

プログラム

- 15:00 内閣府特命担当大臣 (こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画)よりご挨拶
こども・若者からのメッセージビデオ
- 15:05 こども・若者からのメッセージビデオ
- 15:15 こども家庭庁長官よりこども家庭庁・こども基本法についてご説明
- 15:30 パネルディスカッション 「こども基本法から考えるこどもまんなか社会の実現に向けて」
- 17:15 こども・若者からのメッセージ
- 17:30 閉会

※プログラムおよび管理者は都合により変更される場合があります
※プログラム内において、適宜休憩を挟みます

会場参加のお申し込みはこちら

■インターネットでのお申込み
QRコードより申込みフォームへ進む
申込みされない場合は以下からアクセスしてください
<https://forms.office.com/r/MY7Ljw6S5d>

※QRコードは以下のQRコードをスキャンしてください

【必要事項】
-氏名(姓・名・フリガナ)
-性別
(会社員・公務員・自営業・学生・主婦・その他)
-メールアドレス
-電話番号
このイベントを知り得たか
(HP・チラシ・口コミ等ほか、その他)
-当日、特別な配慮が必要な場合はご記入ください

■郵送・FAXでのお申込み
必要事項を記入の上、以下の宛先までお送りください
〒150-0002
東京都渋谷区渋谷2-6-11 花門ビル3F
株式会社アカンベニーテクノロジーズ
FAX 03-4496-4822

オンライン参加の方はこちら

当日はこちらのYouTubeから同時配信を予定しております
動画の再生は無料でご覧いただけます
(オンライン参加の場合は事前申し込み不要)
配信はこちら ▶ <https://youtube.com/live/t44LApv1h1w>

【ご挨拶】
加藤 結子 氏
内閣府特命担当大臣
(こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画)

【こども家庭庁・こども基本法についてご説明】
渡辺 由美子 氏
こども家庭庁長官

【パネルディスカッション】
コーディネーター 西崎 萌氏
こども家庭庁アドバイザー
公益社団法人コープ・デベロップメント・ジャパン
アドバイザー

パネリスト 片岡 一樹 氏
特定非営利活動法人ブレイク・イン・コミュニケーションズ
専務理事
産学連携・ユース交流センター長

パネリスト 川瀬 信一 氏
こども家庭庁参事
一般社団法人子どもおもしろいおもしろい代表理事

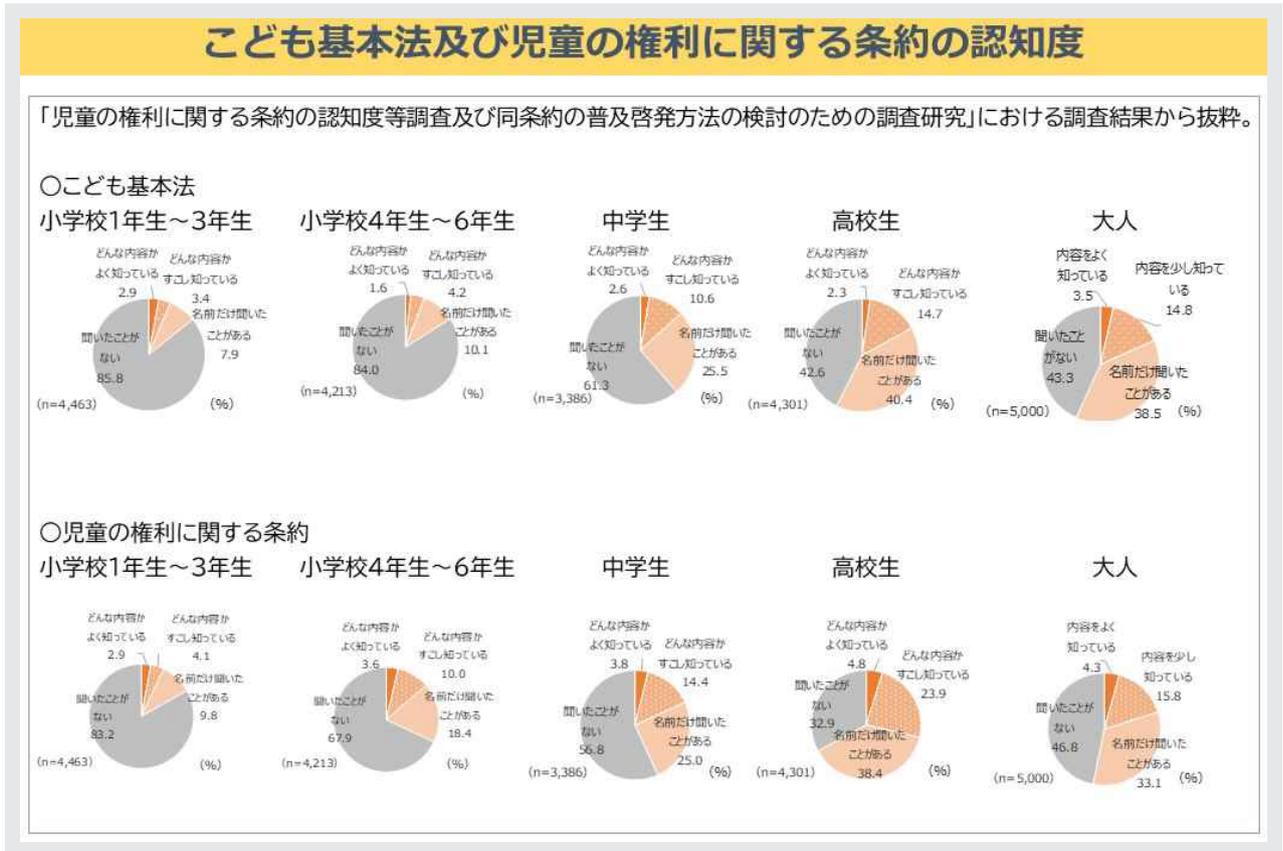
パネリスト 中島 早苗 氏
認定NPO法人フリー・チャイルド・エンジェルス代表
新潟市子どもの権利推進委員会委員

パネリスト 村宮 汐莉 氏
大学生

主催 問合せ先
こども家庭庁 株式会社アカンベニーテクノロジーズ
E-mail: event_info@webina.net
TEL: 03-2326-4010
受付時間: 10:00-17:00 月曜～金曜

📅 こどもまんなか月間
11月は秋のこどもまんなか月間です

図表2-1-3 こども基本法及び児童の権利に関する条約の認知度



図表2-1-4 「よくわかる！こどもの権利条約」冊子



ウ 学校教育における人権教育の推進【文部科学省】

文部科学省では、学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組や学校における人権教育の指導方法の改善充実について実践的な研究を行うための「人権教育研究推進事業」、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行う「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」を実施するとともに、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした「人権教育担当指導主事連絡協議会」や、独立行政法人教職員支援機構が実施する「人権教育推進研修」等の機会を通じて、児童の権利に関する条約やこども基本法等について周知・啓発を行うなどして、こどもの権利を含む人権教育の推

資料：「人権教育研究推進事業」成果概要等（文部科学省ホームページ）
 URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/siryu/1341102.htm

進に努めた。

エ こども基本法や児童の権利に関する条約に関する研修等の実施【こども家庭庁】

こども家庭庁では、全国の教育委員会の生徒指導担当者を対象とした研修会において資料配布を実施し、全国の保育園、幼稚園、認定こども園の園長や主任保育士等を対象とした研修会において、こども基本法等の趣旨や内容に関して行政説明を実施した。また、独立行政法人教職員支援機構「校内研修動画シリーズ」にてこども基本法や児童の権利に関する条約について解説した研修動画を制作し、教職員支援機構ホームページ上に公表した。

オ 人権啓発活動の実施【法務省】

法務省の人権擁護機関では、「こどもの人権を守ろう」を人権啓発活動の強調事項として掲げ、いじめや児童虐待、性被害の防止等をテーマとした啓発冊子の配布や動画の配信を行っているほか、「全国中学生人権作文コンテスト」やスポーツ組織と連携・協力した啓発活動等の各種人権啓発活動を実施してい

る。また、主に小・中学生を対象とした「人権教室」においては、全てのこどもが権利の享有主体であることの認識を得ることができるよう、児童の権利に関する条約を分かりやすく解説した冊子を配布するなどの取組を推進している。

カ こどもの権利が侵害された場合の救済やこどもの意見を聴いて政策に反映する取組の事例に関する調査研究【こども家庭庁】

こども家庭庁では、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等を含め、国内外の相談救済機関の事例に関する調査研究を行うこととしている。

キ 相談救済機関の実態把握や事例の周知【総務省】

総務省では、2023年12月1日に「全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会」を開催し、参加した24の地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関が、相互に取組実態や事例について、情報交換を行う場を設けた。

第2節

多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着)

ア 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」を踏まえた「遊びと体験」の推進【こども家庭庁】

2023年12月22日に閣議決定された「**幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）**」では、乳幼児の育ちには、「アタッチメント（愛着）」による安心の土台を基盤としながら、多様な人や環境と関わることによる豊かな「遊びと体験」により、外の世界に挑戦し

ていくことが、生涯にわたるウェルビーイング

KEYWORD

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」

全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上に向けて、社会全体の認識共有を図るとともに、関連施策を強力に推進するための理念をまとめたもの。

図表2-1-5 「はじめの100か月の育ちビジョン」概要

令和5年12月22日 閣議決定

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要

- ✓ 誰一人取り残さないほしい育ちの保障に向けては課題あり
- ※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される
- ✓ 誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒ **社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要**

全てのこどもの生涯にわたる
身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）
な観点での包括的な幸福

⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念ののっとり整理した5つのビジョン

- 1 こどもの権利と尊厳を守る**

⇒こども基本法ののっとり育ちの質を保障

 - ✓ 乳幼児は生まれながらにして権利の主体
 - ✓ 生命や生活を保障すること
 - ✓ 乳幼児の思いや願いの尊重
- 2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める**

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠

「アタッチメント（愛着）」＜安心＞

不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の土台を獲得

豊かな「遊びと体験」＜挑戦＞

多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援
- 3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える**

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出

 - ✓ 誕生の準備期から支える
 - ✓ 幼児期と学童期以降の接続
 - ✓ 学童期から乳幼児と関わる機会
- 4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする**

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

 - ✓ 支援・応援を受けることを当たり前
 - ✓ 全ての保護者・養育者につながる
 - ✓ 性別にかかわらず保護者・養育者が共育
- 5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す**

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要

 - ✓ 「こどもまんなかチャート」の視点（様々な立場の人がこどもの育ちを応援）
 - ✓ こどもも含め環境や社会をつくる
 - ✓ 地域における専門職連携やコーディネーターの役割も重要

【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

グの向上のために欠かせないとしている。

こども家庭庁では、このような「はじめの100か月の育ちビジョン」の理念を社会全体と共有し、政府の取組を推進するため、外遊びや絵本等の「遊びと体験」が乳幼児に与える影響や乳幼児の育ちに関する生活実態等の調査研究、乳幼児や保護者・養育者と地域の人々や活動をつなぐコーディネーターの養成、保護者・養育者や専門職等に向けた普及啓発を進めることにより、乳幼児の豊かな「遊びと体験」等を保障することとしている。

参照 注目事例⑤ 「はじめの100か月の育ちビジョン」

KEYWORD

はじめの100か月

母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる5歳児～小1）までがおおむね100か月であり、これらの重要な時期に着目したキーワード。

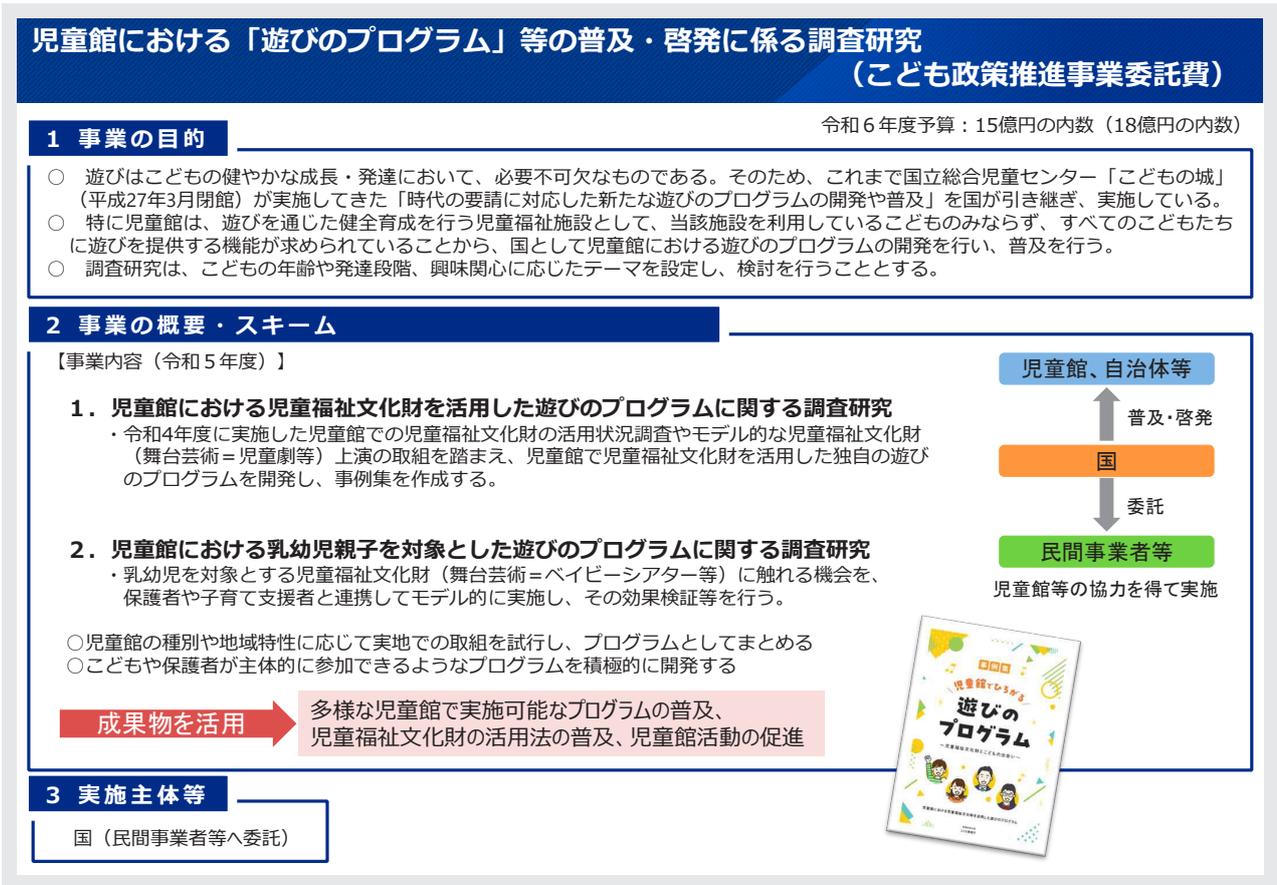
イ 幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく質の高い幼児教育・保育の推進【こども家庭庁、文部科学省】

幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、こどもが主体的に関われるような環境を構成し、こどもの自発的な活動としての遊びや生活を通して総合的に教育・保育することを基本としている。多様な遊びや体験を通じて乳幼児の健全な心身の発達を図るため、要領・指針に基づき、質の高い幼児教育・保育を推進している。

ウ 児童館における遊びのプログラム開発【こども家庭庁】

児童館は、こどもの遊びや子育てを支援し、こどもの心と体の健康を増進することを目的とした施設であり、18歳未満の全てのこどもが利用できる。遊びは、こどもの生活

図表2-1-6 児童館における「遊びのプログラム」の取組概要



の中の大きな部分を占め、遊び自体の中にこどもの発達を増進する重要な要素が含まれているため、全国の児童館等で活用できる遊びのプログラムの開発・普及として、マニュアルや教材動画の作成や普及・啓発を継続的に行っている。2023年度は児童福祉文化財を活用して、乳幼児や小学生を対象とした表現活動に関するプログラムを開発し、普及を図っている。

KEYWORD

児童館

「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設の一つで、屋内のものをいう。職員として「児童の遊びを指導する者」（保育士等の有資格者）を配置することとなっている。2022年10月現在、全国に4,301か所。

エ 農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験の推進【内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省、文部科学省、環境省】

こどもが、農山漁村等に滞在し、地域の住民と交流しつつ、自然体験活動、農林漁業の体験を行う活動、地域の伝統文化に触れる活動等を行うことは、こどもの生きる力を育むとともに、将来の地方へのUIJターンの基礎を形成すること、地方の魅力を再発見することにもつながることが期待される。これに必要な施策を関係省が連携して実施しており、具体的には、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業等を実施するとともに、モデル事業等の取組事例やノウハウの横展開を進めるためのセミナー等を開催した。

KEYWORD

UIJターン

Uターン、Iターン、Jターンの総称。

○Uターン：

地方からどこか別の地域へ移り住み、その後また元の地方へ戻り住むこと。

○Iターン：

生まれ育った地域（主に大都市）からどこか別の地方へ移り住むこと。

○Jターン：

地方からどこか別の地域（主に大都市）に移り住み、その後生まれ育った地方近くの（大都市よりも規模の小さい）地方大都市圏や、中規模な都市へ戻り住むこと。

オ こども・若者の体験活動の推進【文部科学省】

文部科学省では、こども・若者のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、自然体験活動を推進する取組やこども・若者を対象に優れた取組を行っている企業の表彰と取組事例の紹介等を行った。

独立行政法人国立青少年教育振興機構では、全国28か所に設置する国立青少年教育施設において、立地条件や特色を生かした多様な体験活動等の機会や場を提供するとともに、青少年教育指導者の養成及び資質向上、青少年教育に関する調査及び研究、関係機関・団体等との連携促進等を行い、我が国の青少年教育の振興及びこども・若者の健全育成を図っている。また、社会全体で体験活動を推進する気運を高めるため、青少年教育団体と連携して、「体験の風をおこそう」運動を推進しており、全国各地で体験活動に関する様々なイベントや全国的なフォーラムを実施し、こどもの健やかな成長にとって、体験がいかに大切であるかを、広く家庭や社会に発信した。

さらに、こどもの健全育成を推進するため、「子どもゆめ基金」助成事業を通じて、

民間団体による様々な体験活動や読書活動等への支援を行っている。2023年度は、3,222件の活動を採択した。

カ 「体験の機会の場」認定制度の周知・啓発【環境省】

環境省では、こどもを含めたあらゆる人たちが、「体験の機会の場」の活用を通じて質の高い体験活動を行うことができるよう、プロモーションムービーや事例集等を活用するなどして、「体験の機会の場」の周知・啓発を行っており、2023年度は3か所の新規認定があった。

解説



体験の機会の場

企業や民間団体等が所有等している土地又は建物を、体験活動の場所として提供している場合に、安全で質の高い体験活動を受けられる場所として、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年法律第130号）に基づき、都道府県知事等から認定を受けた場所のこと。例えば、企業の敷地内にある森林を自然体験活動の場として活用したり、廃棄物処理施設においてリサイクルの仕組みなどを教えたりするなどの例があり、2024年3月末現在で32か所が認定されている。ウェブサイト「体験の機会の場」²¹⁾では、プロモーションムービーを公開している。

21) <http://eco.env.go.jp/taiken-kikainoba/>

図表2-1-7 「体験の機会の場」認定マーク



図表2-1-8

認定「体験の機会の場」である「加山興業株式会社豊川本社 市田プラント」（愛知県）での活動の様子



キ 認定「体験の機会の場」に対する研修等【環境省】

環境省では、「体験の機会の場」の認定を受けた企業や民間団体等が実施している体験プログラムの内容や活動事例について意見交換を行い、より良い体験活動を提供するための研修を実施している。2023年度は、「体験の機会の場」の認定を受けた企業等と協力して、効果的な体験活動の実施について意見

を交わした。

ク 「体験の機会の場」認定に係る情報提供等【環境省】

環境省では、都道府県等による認定手続が円滑に進むよう、地方公共団体の担当者を対象にした会議等において、「体験の機会の場」に係る最新情報を提供するとともに、認定手続に係る留意点等を説明している。2023年度は、都道府県の環境教育担当者を対象にオンラインにて会議を行った。

ケ 自然とのふれあいに関する行事等及びこどもパークレンジャーの仕事体験の実施【環境省】

環境省では、自然とのふれあいの推進、事故防止等について、全国の地方環境事務所が関係者の協力を得ながら、山や里、川、海などをフィールドとした自然観察会、シュノーケリング等様々な自然ふれあいプログラムを実施している。また、こどもたちが地域の自然を理解し、自然への畏敬の念を持つとともに、生きる力を育むために、国立公園において自然環境調査、外来生物駆除などのレンジャー（自然保護官）の仕事体験の機会を提供している。

コ 体制強化・人材育成・プログラム作成などの研修会【環境省】

環境省では、国立公園等におけるこどもの自然体験活動の推進体制や自然体験プログラムの充実及び受入体制の強化を図るため、受入側となる地域の効果的な推進体制の検討や、体制強化・人材育成・プログラム作成な

解説



緑の少年団

こどもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていく

ことを目的とした団体。地域や学校単位で結成され、2024年1月現在、全国で3,071団体、約32万名が加入している。

どの研修会を開催している。

サ 国民参加の森林づくり等の推進【農林水産省】

林野庁では、こどもたちが心豊かな人間に育つことを目的として、公益社団法人国土緑化推進機構等と連携し、主に小・中学生で構成される「緑の少年団」による全国各地での植樹等の森林づくり活動を支援した。また、

図表2-1-9 「緑の少年団」の活動の様子



図表2-1-10 「こどもの森づくりフォーラム」の様子



都道府県・地域ブロックを単位とした「緑の少年団」の活動内容の発表や意見交換等の相互交流を支援した。

さらに、幼児期における森林環境教育を推進するため、関係団体等と連携し、保育所・幼稚園・認定こども園等による森林の中で落ち葉や木などを活用した遊びや学びの活動の事例発表や意見交換等を行う「こどもの森づくりフォーラム」を埼玉県で開催したほか、全国各地の国有林において、地域の小・中学生を対象に下刈り・間伐等の林業体験学習等を行った。

シ 木育の推進【農林水産省】

林野庁では、複数県の小・中学校やイベン

図表2-1-11

木材をふんだんに使用した校舎での学び（群馬県みどり市立笠懸西小学校）



図表2-1-12

木のおもちゃで夢中になって遊ぶこどもたち



ト等約20か所における木工の授業や木材利用の意義の普及等の取組を支援した。

さらに、**木育**に取り組む自治体、保育・教育関係者や事業者等が、木育活動の実施に関するノウハウを共有するためのシンポジウムの開催等を支援した。

KEYWORD

木育

こどもから大人までが木に触れつつ木の良さや利用の意義を学ぶこと

ス 花育の推進【農林水産省】

農林水産省では、文部科学省や国土交通省と連携して、花や緑に親しみ、これらを育てる機会を通じて、やさしさや美しさを感じる気持ちを育む「花育活動」を推進している。

2023年度は、こどもに地域で作られる花きや日本の花き文化を知ってもらうことに加え、花や緑を育てる楽しさや癒やし効果等の魅力を感じ、家庭に花きを取り入れるきっかけとなるような、こどもと生産者との交流、親子を対象とした花壇づくりやフラワーアレンジメント体験等の取組に対して支援を行った。

セ 地域においてこどもたちが伝統文化等を体験・修得できる機会の提供【文部科学省】

文化庁では、茶道、華道、和装、囲碁、将棋、五節句等の伝統文化・生活文化・国民娯楽を継承・発展させるため、こどもたちに対して、計画的・継続的に体験・修得できる機会を、地域による機会格差を解消しつつ、提供している。

ソ 学校における文化芸術鑑賞・体験機会の提供【文部科学省】

文部科学省では、小・中学校等において、文化芸術団体又は個人や少人数の芸術家を派遣することで、こどもたちに対して質の高い

文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施した。

タ 芸術担当教員等の資質能力の向上【文部科学省】

文部科学省では、音楽を担当する指導主事や教員に対して、学習指導要領に基づいた我が国の伝統音楽の指導に係る講義や実技研修を行う「伝統音楽指導者研修会」に加え、小・中学校、高等学校等で芸術系教科等を担当する教員等に対し、学習指導要領の趣旨を踏まえた実践的な研修会を実施し、学校における芸術教育の充実を図った。

チ 劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験機会の提供【文部科学省】

文部科学省では、18歳以下のこどもが無料で鑑賞できる、劇場・音楽堂等で行われる本格的な舞台芸術（オペラ、歌舞伎、能楽、演劇など）を支援し、こどもたちに鑑賞・体験の機会を提供することによってこどもたちが舞台芸術に親しむことができる環境づくりの推進を図った。

ツ 読書活動の推進【文部科学省】

文部科学省では、新たな読書活動のモデルなどを構築するための「読書活動推進事業」やこどもの読書に関する調査研究の実施、「子ども読書の日」（4月23日）を記念した「子どもの読書活動推進フォーラム」の開催、優れた読書活動を行っている学校・図書館・団体（個人）の文部科学大臣表彰を行った。

テ 図書館における障害者利用の促進【文部科学省】

文部科学省では、読書バリアフリーに関する、司書、司書教諭・学校司書、職員、ボランティア向け研修や公立図書館、点字図書館、学校図書館、大学図書館等の関係者が連携した取組を支援し、これらの取組の成果を全国に普及することにより、地域の実情を踏

また効果的な読書バリアフリーの取組を推進した。

ト 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進【文部科学省】

文部科学省では、こどもの生活習慣づくりについて、社会全体の問題として、こどもの生活リズムの向上を図っていくため、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会と連携し、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の好事例の収集・横展開を行うなど、こどもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動を推進した。

ナ 「健やか親子21」による全国的な普及啓発の推進【こども家庭庁】

こども家庭庁では、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和5年3月22日閣議決定。以下「成育医療等基本方針」という。）に基づく国

民運動の一環として、「健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰（**功労者表彰**、**健やか親子表彰**）」において、成育過程にある者の心身の健やかな成育や妊産婦の健康の保持・増進に寄与する取組を推進している個人・団体・自治体・企業の表彰を行った。また、「秋のこどもまんなか月間」の取組のひとつである「健やか親子21全国大会」においては、こう

KEYWORD

功労者表彰

プレコンセプションケアの推進、不妊症や不育症に対する理解を促すための活動、若年妊婦・特定妊婦等への支援、妊産婦のメンタルヘルスにおける多職種連携、健康教育や食育、こどもや子育て家庭に寄り添った支援等、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与する取組に長年携わり、地域社会全体でこどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりに貢献している個人及び団体を表彰するもの。

図表2-1-13 「健やか親子21全国大会」、「健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰」の概要

こどもまんなか
こども家庭庁

健やか親子21全国大会・健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰について

健やか親子21全国大会について

【概要】

- 成育医療等基本方針に基づく国民運動の一環として、**成育過程にある者の心身の健やかな成育や妊産婦の健康の保持・増進に寄与する取組を推進している個人・団体・自治体・企業を表彰**。あわせて、こうした取組についての**講演やシンポジウムを実施**。（令和5年11月9日（木）～10日（金）栃木県にて開催）

<特別講演>

演題：成育医療等基本方針を踏まえたこれからの母子保健父親支援を考える
講師：上原 里程 国立保健医療科学院 疫学・統計研究部部長

<シンポジウム>

テーマ：関係機関の顔の見える連携 親の不安に地域で寄り添う体制づくり～
基調講演 講師：秋山 千枝子（あきやま子どもクリニック院長）

※令和6年度は、11月21日（木）～22日（金）鹿児島県鹿児島市にて開催予定。

・健やか親子21全国大会：<https://sukoyaka21.cfa.go.jp/zenkokutaiikai/>



【健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰について】

- **功労者表彰**：成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与する取組に**長年携わり**、地域社会全体でこどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりに**貢献している個人及び団体を表彰**するもの
- **健やか親子表彰**：国及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施策に協力し、**先駆的な取組**により、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与する**自治体・団体・企業を表彰**するもの。

・健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰：https://sukoyaka21.cfa.go.jp/award_list/

・受賞取組について：<https://sukoyaka21.cfa.go.jp/award-2023/>



した取組についての講演やシンポジウムを実施している。

KEYWORD

健やか親子表彰

国及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施策に協力し、先駆的な取組により、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与する自治体・団体・企業を表彰するもの。

ニ 食育の推進【農林水産省、こども家庭庁、内閣府】

農林水産省では、2023年6月の「食育月間」に「第18回食育推進全国大会inとやま」（富山県）において、小・中学生向けスポーツ栄養・食育講座などを行うとともに、同省の「消費者の部屋」において、「荒川弘〈百姓貴族〉×TOKYO NODAI×農林水産省」と題し、生産現場をリアルに表現したマンガと東京農業大学教授の解説により、こどもや若い世代の方々に食育への関心を持ってもら

うため、食育に関心が薄い層をターゲットとした普及啓発を行うなど、食育に関する国民の理解醸成を図った。また、ボランティア活動又は農林漁業等その他の事業活動を通じて食育を推進する優れた取組を対象として、「第7回食育活動表彰」を行い、野菜栽培体験や野菜を中心とした給食を提供することでこどもたちが日常の中で野菜に親しむための取組を行っている保育所などの取組を紹介し、全国への普及啓発を行った。

このほか、健全な食生活の実現に当たり、こどもが自ら食育に関する取組を実践できるよう、食事バランスガイドの活用やごはんを中心に多様な副食を組み合わせ栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践等の普及啓発に努めるとともに、こどもや若者が食や農林水産業への理解を深められる農林漁業体験の機会の提供など、地域の食育活動を支援した。

こども家庭庁では、妊娠中から適切な食生活を支援し、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着を図るため、妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する学習機会や情報提供を推進した。また、こどもにとって家庭とともに

解説



こども・若者の食育

2005年6月に制定された「食育基本法」（平成17年法律第63号）において、こどもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるものと位置付けられている。

同法では、食育推進会議（会長：農林水産大臣）が食育推進基本計画を作成することとされており、現在、2021年度からおおむね5年間の計画期間とする「第4次食育推進基本計画」（2021年3月31日食育推進会議決定）に基づき食育の推進に関する各種施策が行われている。同計画においては、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえ、①生

涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進の3つに重点を置いた取組を行うと定められており、国民の心身の健康と持続可能な食の実現を関係者が相互に連携して、総合的に推進することとしている。

政府では、同法の趣旨から、こどもたちに対する食育が重要であるとの認識の下、同計画では、「朝食を欠食する国民を減らす」、「栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす」、「食育に関心を持っている国民を増やす」という目標を設け、こどもや若者の食育の推進に取り組んでいる。

大切な生活の場となっている保育所等の児童福祉施設において、食事の提供を通じてこどもの健やかな発育・発達を支援する観点も踏まえ、「**児童福祉施設における食事の提供ガイド**」や「**保育所における食事の提供ガイドライン**」の普及啓発を行っている。また、保育所や幼保連携型認定こども園等における食育は、生活と遊びの中で、こどもが自ら意欲を持って食に関わる体験を積み重ねていくことを重視した取組となるよう、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領にそれぞれ位置付け、推進している。

KEYWORD

「児童福祉施設における食事の提供ガイド」

児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理の実践に当たったの考えの例を示したもの。

KEYWORD

「保育所における食事の提供ガイドライン」

保育所保育指針を踏まえて保育所における食事の提供や食育の実施に関する考え方などを示したもの。

(こどもまんなかまちづくり)

ア こども・子育て支援環境の充実化・導入【国土交通省】

国土交通省では、こども・子育て支援環境の充実に向けて、中心市街地といった拠点だけではなく、日常生活に直結する居住地周辺において、こどもの居場所や保護者同士が交流しやすい場所、バリアフリー施設といった環境整備を総合的に推進するため、都市構造再編集中支援事業等において**基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」**を創設するなど、支援を強化した。

また、全国の「道の駅」において、乳幼児

のおむつ交換や授乳ができる24時間利用可能なベビーコーナー、妊婦向け屋根付き優先駐車スペース、おむつのばら売り販売機、こどもが遊べるキッズスペースなど、子育てを応援する施設の整備を推進した。

KEYWORD

基幹事業

「こどもまんなかまちづくり事業」

こども基本法に基づく「市町村こども計画」と「都市再生整備計画」が連携した取組（子育て世代活動支援センター、ベビーカーシェア、まちなか見守りカメラ等）をパッケージで支援（同基幹事業に限り、国費率をかさ上げ（一部）する事業のこと。

イ こどもや子育て当事者の目線に立った公園づくり【国土交通省】

国土交通省では、こどもや子育て当事者が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する都市公園の整備を支援する「**こどもまんなか公園づくり支援事業**」を創設した。

KEYWORD

「こどもまんなか公園づくり支援事業」

こどもの遊び場が不足するエリア等における公園整備や、公園協議会やワークショップ等を活用した、こどもや子育て当事者の意見を踏まえた公園の整備計画の策定及び計画策定に必要なコーディネート等を支援する事業のこと。

ウ 通学路等の安全性の確保【国土交通省】

国土交通省では、通学路等において、歩道や防護柵の整備、ハンプ等の物理的デバイス²²⁾の設置等を推進し、こどもの安全な通行

22) 進入抑制や速度抑制を目的として設置されるもの。

を確保するための道路交通環境の整備を推進した。

また、通学路における交通安全を確保するため、「**通学路交通安全プログラム**」等に基づく定期的な合同点検の実施やPDCAサイクルに基づいた対策の改善・充実等の継続的な取組を支援した。

KEYWORD

【通学路交通安全プログラム】

各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、各地域の教育委員会・学校・警察・道路管理者（国、都道府県、市町村）等の関係者が策定した、通学路の安全確保に関する取組の基本方針のこと。

エ 公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化【国土交通省】

国土交通省では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）に基づき、施設等の新設等の際の「移動等円滑化基準」への適合義務、既存の施設等に対する適合努力義務を定めている。

都市公園や道路、公共性の高い建築物等、鉄道等の公共交通機関における旅客施設や車両等において、段差の改善・解消、エレベーターの設置、妊婦や子育て世帯にやさしいトイレの整備、授乳室の設置などバリアフリー化を推進し、妊婦やこども連れ等誰もがスムーズに移動でき、暮らしやすいまちづくりを促進している。

オ こどもが親しめる水辺空間の実現【国土交通省】

国土交通省では、河川管理者、市町村、民間事業者等の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す「かわまちづくり」の実施を通じて、河川に近づきやすい親水護岸やスロープの整備等と、水辺に親しむ環境学習やイベント等を一体的に実施

することで、家族連れで水や生物と触れ合う場を提供するとともに、水難事故の防止に向けた安全教育や川の指導者育成を推進している。

解説



かわまちづくり支援制度

地域の「かわまちづくり」の取組を河川管理者が支援する制度。推進主体は「かわまちづくり計画」を河川管理者と共同で作成し、河川管理者は支援制度に登録された当該計画に基づき、必要なソフト施策・ハード施策の支援を行う。

カ 子育て世帯等に関する住宅支援の強化【国土交通省】

国土交通省では、子育てにやさしい住まいの拡充に向けて、子育て環境の優れた公営住宅等や、子育て世帯に向けた民間の空き家等の活用を進めるとともに、全期間固定金利の住宅ローン【フラット35】におけるこどもの人数等に応じた金利引下げ、入居や生活に関する相談等を行う居住支援法人への支援等、住宅支援の強化に取り組んでいる。

また、公的賃貸住宅と子育て支援施設等との一体的整備に対して、地方公共団体を通じて支援しているほか、こどもの安全確保や、親の孤立・孤独防止に資する共同住宅の整備や子育て世帯に適した住宅・居住環境を確保するため、高齢者等が有する比較的広い住宅を子育て世帯等向けの賃貸住宅として活用する取組を支援している。

(こども・若者が活躍できる機会づくり)

ア 地域においてこどもたちが伝統文化等を体験・修得できる機会の提供(再掲)【文部科学省】

■参照 第1章第2節(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着)セ

イ 学校における文化芸術鑑賞・体験機会の提供(再掲)【文部科学省】

■参照 第1章第2節(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着)ソ

ウ 芸術担当教員等の資質能力の向上(再掲)【文部科学省】

■参照 第1章第2節(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着)タ

エ 劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験機会の提供(再掲)【文部科学省】

■参照 第1章第2節(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着)チ

オ 国際理解教育の振興【文部科学省】

文部科学省では、先進的な地方公共団体(教育委員会)の好事例や国際理解教育に関する専門的事項についての調査結果等の情報共有のほか、大使館協力の下、各国についての理解を深めるオンライン講座等を配信し、各学校における異文化や多様な価値観への理解増進を図った。

カ 学校における外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育の推進【文部科学省】

文部科学省では、外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するため、発信力(話す・書く力)の強化、生徒の英語力の地域間格差の解消や教師の英語力・指導力の向上等に向けて、小・中学校、高等学校を通じた英語教育の強化を図った。

キ 日本人学生・生徒の海外留学の推進【文部科学省】

文部科学省では、グローバルに活躍する人材育成を更に推進するため、高等学校段階からの海外経験・留学支援に係る取組を促進するとともに、海外留学に関する情報発信や海外留学への関心喚起に向けた取組など、地方公共団体における留学への機運を醸成する取組を推進した。また、海外の大学等にて学位を取得する長期留学への支援を引き続き推進し、大学間交流協定等に基づく短期留学の支援を推進した。

ク 外国人留学生の受入れの推進【文部科学省】

文部科学省では、関係府省・機関等との連携の下、日本への留学に関心を持つ外国人への日本留学の魅力の発信や、外国人留学生に対する奨学金等の経済的支援、日本国内での国際交流体験、企業等と連携した国内就職支援等の受入れ環境の整備を推進した。これらの取組により、諸外国との国際交流や相互理解の促進、我が国の大学等における教育研究の活性化・水準向上等の観点で、高等学校段階からの戦略的な外国人留学生の受入れの推進を図った。

ケ 大学の国際化【文部科学省】

文部科学省では、世界的に学生の交流規模が拡大する中において、我が国の大学教育のグローバルな展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、高等教育の質の保証を伴った学生の相互交流等を推進する国際通用性を備えた国際教育連携やネットワーク形成の取組を支援した。

コ 青年国際交流事業の実施による人材育成【内閣府】

内閣府では、次世代グローバルリーダーの育成を目的に、航空機での派遣・招へい又は船での多国間交流を行う5つの青年国際交流

事業を実施している。これまでに本事業に参加した日本青年は1万8,000人を超え、事業で得た成果を社会へ還元するため、様々な社会貢献活動を活発に行っている。

2023年度は「日本・中国青年親善交流事業」のみオンラインにて交流を行ったが、新型コロナウイルス感染症の流行の収束により、4年ぶりに「国際社会青年育成事業」、「日本・韓国青年親善交流事業」での航空機による派遣・招へいや「『東南アジア青年の船』事業」での対面交流、「『世界青年の船』

事業」での船を用いての交流を再開した。

サ 国内外のこども・若者の招へい・派遣等を通じた国際交流【文部科学省】

文部科学省では、こども・若者に対する、国内外における異文化体験や共同生活体験等の機会を充実させ、次代を担うグローバル人材の育成を図った。

解説 内閣府青年国際交流事業



内閣府青年国際交流事業では、航空機による招へい・派遣と船による多国間交流を実施している。

航空機による招へい・派遣としては、1959年及び1993年当時の皇太子殿下御成婚記念事業を、令和のお代替わりを契機に発展させた「国際社会青年育成事業」、日中平和友好条約の締結を記念し、日中両国政府の共同事業として1979年から開始した「日本・中国青年親善交流事業」、1984年の日韓共同声明及び日韓国交正常化20周年を契

機に、日韓両国政府の共同事業として1987年から開始した「日本・韓国青年親善交流事業」を実施している。

船による多国間交流としては、日本と東南アジア諸国連合（ASEAN）各国との共同声明に基づき、日本政府とASEAN各国政府との共同事業として1974年から開始した「『東南アジア青年の船』事業」と、明治百年記念事業の一つとして開始された「青年の船」事業を、1988年に再編した「『世界青年の船』事業」を実施している。

図表2-1-14 「内閣府青年国際交流事業」紹介リーフレット

The brochure 'Life-changing Experience ひらけ、世界' provides a comprehensive overview of the Cabinet Office Youth International Exchange Programs. It highlights the following key elements:

- 01 東南アジア青年の船**: A program for young people from Southeast Asian countries to visit Japan and experience its culture.
- 02 世界青年の船**: A program for young people from various countries to visit Japan and experience its culture.
- 03 国際社会青年育成事業**: A program for young people from various countries to visit Japan and experience its culture, focusing on international society.
- 04 日本・中国青年親善交流事業**: A program for young people from China to visit Japan and experience its culture.
- 05 日本・韓国青年親善交流事業**: A program for young people from South Korea to visit Japan and experience its culture.

The Q&A section provides information on how to apply for these programs, including the application period, required documents, and contact information.

シ ユネスコスクールを中心としたESDの 好事例の発信【文部科学省】

文部科学省では、**ユネスコスクール**をESD（持続可能な開発のための教育）の推進拠点と位置付け、教育の質の向上を図る取組を推進した。ESDに取り組んでいる国内外の教育実践者間のネットワーク強化などを目的とした「第1回ESD-Net 2030グローバル会合」及び「第15回ユネスコスクール全国大会」を東京で開催し、地域と連携した学校全体でのESDの取組や、こどもたちの主体的な学びといった、ユネスコスクールに

よるESDの優れた教育実践について、国内外に向けて発信を行った。

ス ESD推進ネットワークによるESD活動 の連携支援【環境省、文部科学省】

環境省では、ESD活動支援センター（全国センターと8つの地方センター）を中心に、ESDを全国的に推進するためのネットワークを形成し、連携したESD支援を実施した。具体的には、ESDの相談窓口の運営、研修・表彰等の情報発信、実践事例の共有やESD実践者と意見交換を行う全国フォーラムの開催や、学校の授業づくり支援、地域拠点への支援などを行った。

例えば、東北センターでは、「ローカル課題から考える気候変動教育」として、既存の取組や環境活動に、気候変動や地域課題解決の視点を取り入れた関連教科と連動したプログラムづくりを目指し、青森県青森市立堤小学校及び千刈小学校において、外部講師を招いた授業、教員向け勉強会や交流会を実施した。

KEYWORD

ユネスコスクール

ユネスコ（国連教育科学文化機関）の理念や目的を学校のあらゆる面に位置付け、こどもたちの「心の中に平和のとりでを築く」ことを目指す世界的な学校間ネットワーク。世界182か国で約1万2,000校以上、日本国内にはその約1割にあたる約1,000校がユネスコ本部の認定を受け、ユネスコスクールネットワークに加盟している。

図表2-1-15 第9回全国ユース環境活動発表大会（国連大学ウ・タント国際会議場で開催）



図表2-1-16

リンゴ農家、ホタテ漁師、種苗店（農家）を招き、気候変動の影響について学習する様子（青森県青森市立堤小学校）



セ 環境教育・ESD基盤強化促進事業【環境省】

2019年12月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための教育：SDGs達成に向けて（ESD for 2030）」等においては、次世代を担う若者の育成を図ることが優先行動分野の一つとして掲げられている。

環境省では、「全国ユース環境活動発表大会」を開催して、環境活動と交流を促進し、ユース（若者）の主体的な取組の促進やユースの声が脱炭素・SDGsの実現に向けた社会・施策に生かされる環境づくりを推進した。

ソ 学校における理数系教育の推進【文部科学省】

文部科学省では、こどもたちが科学へ興味・関心を持つことができるよう、学習指導要領に基づき、観察、実験などを行うことを通じて科学的に探究する学習活動を充実した。あわせて、実験器具などの理科教育設備の整備や、観察実験アシスタントの配置に係る支援を実施した。また、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）支援事業において、将来社会をけん引する科学技術人材が育つよう、先進的な理数系教育や文理融合領域に関する研究開発を実施する高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」とし

て指定し支援するとともに、指定校と地域の学校等との連携の円滑化やこれまでの研究開発の成果普及を進めるためコーディネーターの配置を推進した。

タ アントレプレナーシップ教育（起業家教育）の推進【文部科学省】

文部科学省では、**スタートアップ・エコシステム拠点都市**にある大学を中心に、大学生等実践的な**アントレプレナーシップ教育**を受講できる環境を提供するとともに、全国の大学生等約200名を対象に、アントレプレナーシップ教育の全国プログラムを開催し、プログラムの効果について検証を行った。

また、新たにスタートアップ・エコシステム拠点都市にある大学を中心に、小・中学生、高校生を対象としたアントレプレナーシップ教育プログラムの開発・提供を行った。さらに、小・中学生、高校生が参加するイベントにアントレプレナーシップを推進する大使が登壇し、講演やピッチの講評を行った。

KEYWORD

スタートアップ・エコシステム拠点都市

世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点の形成に向け、スタートアップ等の集積や潜在力を有する都市において、自治体、大学、民間組織等が策定し内閣府が認定した拠点形成計画のこと。

KEYWORD

アントレプレナーシップ教育

自ら社会課題を見つけ、課題解決に向かってチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探求したりすることができる知識・能力・態度を身に付ける教育のこと。

チ 高等専門学校（高専）におけるアントレプレナーシップ教育の強化【文部科学省】

文部科学省では、高専生の高い技術力や自

由な発想力等を生かし、高専生が集中して起業等に向けた活動にチャレンジできる教育環境の整備への支援等を通じて、高専におけるアントレプレナーシップ教育を推進している。

ツ STEAM教育コンテンツの普及促進等【経済産業省】

経済産業省では、STEAM教育や探究活動を支援するオンライン動画コンテンツとして、2020年より「STEAMライブラリー」を公開している。

テ 次代の科学技術・イノベーションを担う人材の育成【文部科学省】

文部科学省では、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくため、学習指導要領を踏まえ、STEAM教育等の教科等横断的な学習の充実を図るとともに、初等中等教育（小学生高学年～高校生）段階において理数系に優れた意欲・能力を持つ子どもたちを対象に、その能力の更なる伸長を図る育成プログラムの開発・実施に取り組む大学等を「次世代科学技術チャレンジプログラム（STELLA）」に選定し、支援した。また、「科学の甲子園」、「科学の甲子園ジュニア」の開催及び数学・化学・生物学・物理・情報・地学・地理の「国際科学技術コンテス

ト」の国内大会の開催、国際大会への日本代表選手の派遣、国際大会の日本開催に対して支援した。また、探究・STEAM教育を支えるポータルサイトの構築を進めるとともに、日本科学未来館においてSTEAM教育に資する新たな常設展示を公開した。

ト 特定分野に特異な才能のあるこどもに対する理解・認知【文部科学省】

文部科学省では、「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議」において、特定分野に特異な才能のあるこどもたちに対する指導・支援の在り方等について議論を行い、2022年9月に、取組の基本的な考え方や取り組むべき施策等を取りまとめた²³⁾。この提言を踏まえ、2023年度からは、特異な才能のあるこどもたちの学習や生活上の困難に着目し、その解消を図るとともに個性や才能を伸ばすため、こうしたこどもたちの理解のための周知・研修の促進、特性等を把握する手法・プログラム等の情報集約及び実証研究を通じた実践事例の蓄積等に取り組んでいる。

ナ ガイドブック・ポータルサイトの更新及び拡充【法務省】

出入国在留管理庁では、日本に住んでいる

解説



STEAMライブラリー

STEAMライブラリーには、教科・科目等の枠を超えた学びや総合的な探究（学習）の時間で活用できるように、大学、企業、研究機関等と開発した、SDGs、デジタルシチズンシップ、防災などを始めとする130以上のテーマに及ぶコンテンツを掲載している。ま

た、指導案（授業用ガイド）やワークシートも掲載しているため、教員は多大な事前準備をすることなく授業に活用することができるほか、こどもたちが自学自習に活用することも可能である。

URL：<https://www.steam-library.go.jp/>

23) 「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議審議のまとめ～多様性を認め合う個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として～」(2022年9月26日)

外国人が安全・安心に生活したり、仕事をしたりするために必要な情報をまとめた「生活・就労ガイドブック」を関係省庁（国のいろいろな機関）と協力して作り、「外国人生活支援ポータルサイト」にて16言語²⁴⁾で公開している。

また、日本に住んでいる外国人や支援者に役立つ情報を提供するため、「外国人生活支援ポータルサイト」に関係省庁が多くの言語に翻訳した情報をカテゴリ別に整理するなどして公開しており、今後も、役に立つ情報を提供していく。

図表2-1-17 生活・就労ガイドブック（イメージ）



資料：外国人生活支援ポータルサイト（出入国在留管理庁ホームページ）
URL：<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

ニ 幼児教育・保育の無償化並びに高校及び大学等の修学支援制度について広報・周知を行う取組の推進【法務省、こども家庭庁、文部科学省】

外国籍等のこどもの日本語学習機会を確保するため、幼児教育・保育の無償化及び高校の修学支援制度について広報、周知する取組を関係省庁が連携して推進している。また、「永住者」の在留資格を持つ者等を対象とした大学等の修学支援制度についても、広報、周知する取組を実施した。

参照 高校生等への修学支援による経済的負担の軽減：第1章第4節（教育の支援）カ
 高等教育費の負担軽減：第3章第1節エ

解説 貸与型奨学金及び高等教育の修学支援新制度の対象者

- 日本国籍保有者のほか、
- ・「特別永住者」の法的地位を有する者
- ・「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の在留資格を有する者
- ・「定住者」の在留資格を有する者のうち、将来永住する意思のある者

- ・「家族滞在」の在留資格を有する者のうち、日本の小学校等から高校等までを卒業・修了し、かつ、大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着の意思があるなどの一定の要件を満たす者（2024年度から対象）としている。

24) 日本語（やさしい日本語を含む。）、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール語（カンボジア語）、フィリピン語、モンゴル語、トルコ語、ウクライナ語

解説



「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」

生活者としての外国人等に対する地域の日本語教育環境の強化のために都道府県及び指定都市が主体となって、地域日本語教育の総

合的な体制づくりの推進や、地域における日本語の学習機会を確保するための取組、ICTを活用した遠隔教育等を実施している。

ヌ 地域日本語教育の総合的な体制づくり【文部科学省】

文部科学省では、外国人のこどもたち等を含む外国人等に対する地域の日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを行う事業を推進している。

ネ 現職日本語教師の研修【文部科学省】

文部科学省では、外国人のこどもたち等に対する日本語教師の研修を含めた現職日本語教師のキャリア形成に必要な研修を専門機関で実施し、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進している。

解説



「日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業」

日本語教師のキャリア形成に必要な研修を以下の①～⑨の分野ごとに専門機関で実施し、多様な活動分野における日本語教師の育成を促進している。

【初任日本語教師研修】

- ①生活者としての外国人、②留学生、③就労者、④こどもたち、⑤難民等、⑥海外

【中堅以上コーディネーター研修】

- ⑦中堅日本語教師（3～10年目）、⑧主任日本語教師、⑨地域日本語教育コーディネーター

ノ 帰国・外国人のこども・若者等に対するきめ細かな支援事業【文部科学省】

文部科学省では、帰国・外国人のこども・若者等の受入れから卒業後の進路までの一貫

した指導・支援体制を構築するため、日本語と教科の統合指導や生活指導等を含めた総合的・多面的な指導の充実、指導・支援体制の整備、多言語翻訳システムや遠隔指導等ICTの活用の促進、外国人高校生等に対するキャリア教育を始めとした支援の充実など、自治体における帰国・外国人のこども・若者等への教育の充実に係る取組を支援している。

ハ 外国人のこどもの就学促進事業【文部科学省】

文部科学省では、生活・家庭環境、国籍・言語など多様な背景・事情により、就学に課題を抱える外国人のこどもの就学を促進するため、自治体が行う就学状況の把握、就学ガイダンスや学校外での就学につなげるための日本語指導等に係る自治体の取組を支援している。

ヒ 外国人児童生徒等教育アドバイザーリーボードの設置・運営【文部科学省】

文部科学省では、外国人のこども・若者等に関する教育の専門家から成るアドバイザーリーボードを省内に設置し、政策立案に向けた情報や助言を得るとともに、教育委員会等からの要請に基づくアドバイザー派遣を実施している。

フ ポータルサイト「かすたねっと」の運用【文部科学省】

文部科学省では、全国の先進地域で作成された日本語指導や教科学習の教材のほか、保護者等への連絡文書等に活用できる多言語での翻訳文書など、外国人のこども・若者等の

図表2-1-18 「外国人児童生徒等教育アドバイザーリーボード」リーフレット

都道府県・市町村教育委員会で外国人児童生徒等の教育を担当する皆様
大学関係者の皆様
自治体で多文化共生に取り組む皆様

派遣費用は文科省が負担します!

文部科学省

外国人児童生徒等教育アドバイザー

増加する外国人児童生徒等に対する指導・支援、多文化共生の取組等について、教育委員会へのアドバイスや教員研修の充実のため、**「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を行います。**

※これまで対応が遅れていた団体には優先的に派遣します！これを機にぜひ取り組みを進めてください。

このようなご希望やお悩み…

教育委員会で…

- 外国人児童生徒等の教育について研修をやりたい！そのために、経験豊富な講師を招きたい。

教育委員会で…

- 外国人散在地域のため、対応が遅れている。外国人児童生徒等の対応施策について、専門的な見地からアドバイスが欲しい。

大学で…

- 教員志望の学生に、外国人児童生徒等の教育について学ばせたい。どんなカリキュラムがいいのか…。

地域で…

- 子どものいる外国人家庭がとて多い。NPOと連携して、支援の取組ができないか…。

外国人児童生徒等教育アドバイザーが お手伝いします!

◎外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣の流れ

- ① **申請** 自治体・大学から文部科学省担当に対し、申請期間内にアドバイザー派遣申請書を提出してください。
- ② **アドバイザーの決定** 派遣申請書の内容に基づき、派遣するアドバイザーを文部科学省が決定します。
- ③ **依頼内容の相談** アドバイザーと連絡を取っていただき、助言をお願いしたい内容について相談してください。
- ④ **アドバイザー派遣の実施** アドバイザーに赴いていただき、研修講師や指導助言などを実施していただけます。(オンラインでも対応可能です)
- ⑤ **報告書の提出** アドバイザー派遣を受けた内容について、報告書を提出してください。

外国人児童生徒等教育アドバイザーのメリット

- ✓ 外国人児童生徒等の教育や支援を長年実践されている方、**専門家を派遣**します。
- ✓ 地域の実情を踏まえた日本語指導や支援の実施について、**丁寧にアドバイス**します。
- ✓ 派遣に要する費用は**無料**です。

詳細については、文部科学省HPをご覧ください。
【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm

外国人児童生徒等教育アドバイザーの派遣

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

資料：「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣申請について（文部科学省ホームページ）
URL： https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1418999.htm

資料：ポータルサイト「かすたねっと」（文部科学省ホームページ）
URL： <https://casta-net.mext.go.jp/>

教育に関する情報や資料等を集約したポータルサイト「かすたねっと」の運用を行っている。

へ **外国人のこども・若者等に関する状況調査の実施【文部科学省】**

文部科学省では、外国人のこどもの就学状況等について実態把握のための調査を実施するとともに、学校での受入体制や教育環境の整備・充実等の検討に資するためのデータ収集に向けた調査を実施した。

ホ **日本語能力評価方法の改善のための調査研究の実施【文部科学省】**

文部科学省では、外国人のこども・若者のためのJSL対話型アセスメント**DLA**を踏ま

KEYWORD

DLA

こどもたちの言語能力を把握すると同時に、どのような学習支援が必要であるか、教科学習支援の在り方を検討するための評価ツールのこと。基本的には、日常会話はできるが、教科学習に困難を感じているこどもたちが対象。

解説



外国人のこどもの就学状況等について実態把握のための調査

「外国人の子供の就学状況等調査」は、2019年度に外国人のこどもの就学実態に関する初めての全国的な調査として実施し、第2回を2021年度に実施し、以降毎年度実施

している。「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」は、1991年度から調査を開始し、2008年度以降は隔年度実施している。



資料：帰国・外国人児童生徒等の現状について（文部科学省ホームページ）

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897.htm

え、こども・若者の日本語能力を評価するとともに、日本語指導の目標や指導内容決定の基礎となる能力記述文（Can-Do）を作成し、検証を行うとともに、学校における活用方法を具体的に示した資料を作成している。

マ こども・若者の実態把握のためのネットワーク構築に向けた調査研究の実施【文部科学省】

文部科学省では、日本語能力を始めとしたこども・若者の実態把握が十分に行われていない散在地域において、教育委員会と関係機関が連携したネットワークを構築し、日本語指導の対象となるこども・若者の把握に関する研究を実施している。



資料：「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm

（こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消）

ア 学習指導要領に基づく学校における指導の着実な実施【文部科学省】

文部科学省では、性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社

会を構築するため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じた、男女の平等や男女の相互理解と協力の重要性等についての指導が着実に実施されるよう、関係会議等においてその趣旨の理解の徹底に努めた。



資料：「学校と地域で育む男女共同参画の促進」の教材及び指導の手引き等（文部科学省ホームページ）

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1376840_00004.htm



資料：「男女共同参画の推進に向けた教員研修モデルプログラム」実施の手引き及び動画教材等（文部科学省ホームページ）

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1416258_00002.htm

イ こども向け教材等の活用促進【文部科学省】

文部科学省では、学校現場において、男女の尊重や自分を大事にすることへの理解を深めるための教育を行うとともに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消を推進するため、関連の教材、指導の手引き及び保護者向けの啓発資料の活用を促した。

ウ 教員研修プログラムの活用促進【文部科学省】

文部科学省では、教育委員会や学校等に対し、初任者研修や校内研修等における、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを払拭するための教員研修プログラムの活用を促した。

エ 性的マイノリティのこども・若者に関する理解増進やきめ細かな対応の推進【文部科学省】

文部科学省では、学校教育や社会教育における人権教育を通して、こども・若者等の発達段階に応じて、多様性に対する理解、自他の人権の尊重等の態度を育む取組を進めるとともに、性的マイノリティのこども・若者等へのきめ細かな対応に資するよう、教職員向けの啓発資料や支援の事例の提供等の取組を行った。

また、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年法律第68号）が成立し、公布・施行されたことを踏まえ、本法の趣旨や文部科学省における取組についての事務連絡を发出し、周知を行った。

オ 人権擁護活動の実施【法務省】

法務省の人権擁護機関では、「性的マイノ

図表2-1-20 「よりそいホットライン」

リティに関する偏見や差別をなくそう」を人権啓発活動の強調事項として掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布のほか、啓発動画の配信を行うなど、各種人権啓発活動を実施している。

カ 相談支援の実施【厚生労働省】

厚生労働省では、一般的な生活上の悩みを始め、生活困窮者、DV被害者など社会的なつながりが希薄な方々の相談を受け付ける24時間365日無料の電話相談窓口「よりそいホットライン」において、性的マイノリティに関する相談にも対応している。

資料：「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の公布について（通知）
 URL：https://www.mext.go.jp/content/230705-mxt_kyousei01-000029040_06.pdf

キ 理工農系の女子学生への官民共同修学支援プログラム【文部科学省】

文部科学省では、大学が民間企業等と連携して、理工農系の女子学生の修学や卒業後の活躍機会の確保を支援することを目的とする大学の体制整備を促進した。

ク 女子中高生の理工系分野への進路選択支援【文部科学省、内閣府】

科学技術振興機構では、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、女子大学生等と女子中高生の交流機会の提供や実験教室、出前授業の実施などを通して女子中高生の理工系分野に対する興味・関心を喚起する「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を実施し、女子中高生の理系進路選択を支援している。

また、内閣府では、男女共同参画局ホームページ「**理工チャレンジ (リコチャレ)**」サイトにおいて、「夏のリコチャレ」(夏休み期間の主に女子中高生を対象とした仕事体験や女性技術者との交流等の多数のイベント)や

理工系分野で活躍する女性（ロールモデル）からのメッセージ等を情報提供している。

KEYWORD

理工チャレンジ (リコチャレ)

女子中高生等の皆さんが、理工系分野に興味・関心を持ち、将来の自分をしっかりイメージして進路選択（チャレンジ）することを応援するため、内閣府男女共同参画局が中心となって行っている取組のこと。

ケ 固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する情報収集や情報発信【内閣府】

内閣府では、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について、気付きの機会を提供し解消の一助とするため、これまでの調査研究やチェックシート・事例集に基づき、普及啓発用動画の制作やワークショップを開催した。

第3節

こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

(プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等)

ア プレコンセプションケアの推進【こども家庭庁】

こども家庭庁では、「**性と健康の相談センター事業**」において、思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を実施するほか、妊娠や出産に係る正しい知識等に関する講演会の開催や、特定妊婦等に対する産科受診等支援の実施、予期せぬ妊娠等により悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、NPO等に

委託するなどによりSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所確保を行う。また、性・妊娠などに関する正しい情報や相談窓口などの周知を行う、若者向けの

KEYWORD

「性と健康の相談センター事業」

2021年度までの「女性健康支援センター事業」や「不妊専門相談センター事業」を組み替え、2022年度より創設した事業のこと（2022年度は、90の地方公共団体（都道府県、指定都市及び中核市）が実施主体となって実施。）。

図表2-1-21 「スマート保健相談室」

若者の性や妊娠などの健康相談支援サイト「スマート保健相談室」

SNSの普及等により性に関する様々な情報がある中、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケア（※）を推進するため、からだや性・妊娠などに関する正しい情報や相談窓口などを紹介する、若者向けの健康相談支援サイト「スマート保健相談室」を令和4年3月に公開。文部科学省等関係省庁と連携して周知。

（※）成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和3年2月閣議決定）においては、「女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組」と定義。

掲載内容の概要

- 1. 相談窓口**
性や妊娠・性被害・性感染症など、様々な悩みを相談できる窓口を掲載。
- 2. 正しい知識Q&A**
からだや性・妊娠などの健康に関する疑問についての医学的に正しい情報を掲載。
（月経に関する悩み、性行為、避妊、妊娠、性感染症、女性に多い病気、男性に多い性の悩み、その他）
- 3. インタビュー・コラム**
インタビュー記事や専門家のコラムなど、参考になる情報を掲載。
- 4. 関連する情報や普及啓発資料**
保護者の方や医療従事者向けのホームページなど、関連する情報のリンクを掲載。





ポスター・カード・シールを活用しての周知にご協力をお願いいたします。
<https://sukoyaka21-youth.cfa.go.jp/>



ポータルサイト「スマート保健相談室」²⁵⁾を運営している。

イ フェムテック等の利活用を通じた女性の就業継続支援【経済産業省】

経済産業省では、妊娠・出産、不妊、産後ケア等のライフイベントと仕事との両立、女性特有の健康課題解決等により、働く女性が能力を最大限発揮し、いきいきと活躍することを目的として、**フェムテック**等の製品・サービスを活用し、フェムテック企業、導入企業、医療機関、地方公共団体等が連携して実施するサポートサービス事業の費用を、経済産業省から採択を受けた補助事務局が一部補助を行っている。

2023年度は全国18事業を対象に、補助

事業を実施するとともに、フェムテック事業者や導入企業等を対象にしたネットワーキング会や対面での成果報告会（一般公開）を実施した。

KEYWORD

フェムテック

Female（女性）とTechnology（技術）から成る造語であり、生理や更年期などの女性特有の悩みについて、先進的な技術を用いた製品・サービスにより対応するもの。

25) 2021年度開設。

ウ 国立成育医療研究センターにおける「女性の健康」に関するナショナルセンター機能の構築等【厚生労働省】

厚生労働省では、女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで健康で活躍できるよう、国立研究開発法人国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関する情報収集・展開機能等を持たせるため、必要なシステム等の整備に必要な支援を行った。

エ プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究、相談支援、人材育成等の推進【こども家庭庁】

こども家庭庁では、成育医療等に関する科学的・専門的な知見を有する国立研究開発法人国立成育医療研究センターによる、成育医療等の施策に関する知見の収集及び分析、施策のPDCAサイクルに関する提言、自治体・

医療機関等における取組を推進するための支援、情報発信の推進等の成育医療等の提供に関するデータ分析・支援等を推進している。

オ こどもの成長や発達に関する正しい知識の普及啓発の促進【こども家庭庁】

乳幼児期は、こどもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であり、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。このため、こども家庭庁では、こどもが食生活を始めたとした基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、社会全体に向けた普及啓発として「健やか親子21」のホームページにおいて、母子保健に係るコンテンツを包括的に情報発信している。

図表2-1-22 「健やか親子21」ホームページ

The image shows a screenshot of the '健やか親子21' (Healthy Parents and Children 21) homepage. The page features a header with the logo and a navigation menu. Below the header, there are several content blocks, each with an illustration and a title. To the right of the screenshot, there are three text boxes providing details about the page's purpose and content.

目的

- ◆ 乳幼児期は、こどもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であり、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。このため、こどもが食生活を始めたとした基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、社会全体に向けた普及啓発として母子保健に係るコンテンツを包括的に情報発信を行う。

内容

- ◆ **健やか親子21と成育基本法について**
成育基本法や健やか親子21応援メンバーである自治体・企業・団体等の活動内容について紹介しています。
- ◆ **母子健康手帳情報支援サイト**
妊娠中から乳幼児までの健康に関する重要な情報や子育てに関する必要な知識を掲載しております。
- ◆ **データでわかる妊娠・出産・子育て**
妊娠・出産・子育て期の健康についてデータとイラストでわかりやすく説明しています。
- ◆ **参考資料**
調査研究事業などで作成された妊娠期から子育て期の健康づくりに参考となる資料を掲載しています。
- ◆ **マタニティマーク**
マタニティマークの使用規定などを掲載しています。等

解説



健やか親子21

関係者、関係機関・団体が一体となって推進する母子保健の国民運動として展開されてきたが、2023年度以降、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法

律第104号。以下「成育基本法」という。）第11条第1項に規定する成育医療等基本方針に基づく国民運動として、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い取組を推進している。

カ 「健やか親子21」と「はじめての100か月の育ちビジョン」の連携【こども家庭庁】

「はじめての100か月の育ちビジョン」は、こどもの誕生前から幼児期までの「はじめての100か月」の育ちを社会全体で保障していくために、全ての人で大切にしたい理念をまとめている。

これを踏まえ、こども家庭庁では、「健やか親子21」の妊娠・出産・子育て期の健康に関する妊婦や保護者等に向けた普及啓発の取組と連携し、関連イベントでパンフレットを配布するなど、「はじめての100か月の育ちビジョン」の内容やそれを踏まえた具体的な行動の在り方に関する広報を実施している。

キ 健康等情報の電子化及び標準化の推進【こども家庭庁、厚生労働省】

母子健康手帳に記録される妊婦健診や乳幼児健診などの母子保健情報について標準化を行い、2020年度から、マイナポータルを通じて本人が閲覧可能となっている。

2022年度に厚生労働省で開催された検討会を踏まえ、こども家庭庁では、産後ケア事業等の情報を標準化し、マイナポータルを通じて閲覧できる情報を拡充し、PHRの更なる推進を目指すこととしている。

また、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組については、基幹業務システムを利用する地方公共団体が、2025年度までにガバメントクラウドを活用した標準基システムに移行できる環境を整備するこ

とを目標としており、母子保健情報についても関係省庁と取組を進めている。

KEYWORD

PHR

Personal Health Recordの略。個人の健康診断結果や服薬歴等の健康等情報を電子記録として本人や家族が把握するための仕組みのこと。

KEYWORD

ガバメントクラウド

迅速、柔軟、かつセキュアでコスト効率の高い業務システムのための基盤として、デジタル庁が各府省庁や地方公共団体に対し提供しているクラウドサービス及びこれに関連するサービスのこと。

ク 母子保健のデジタル化の推進【こども家庭庁、厚生労働省、デジタル庁】

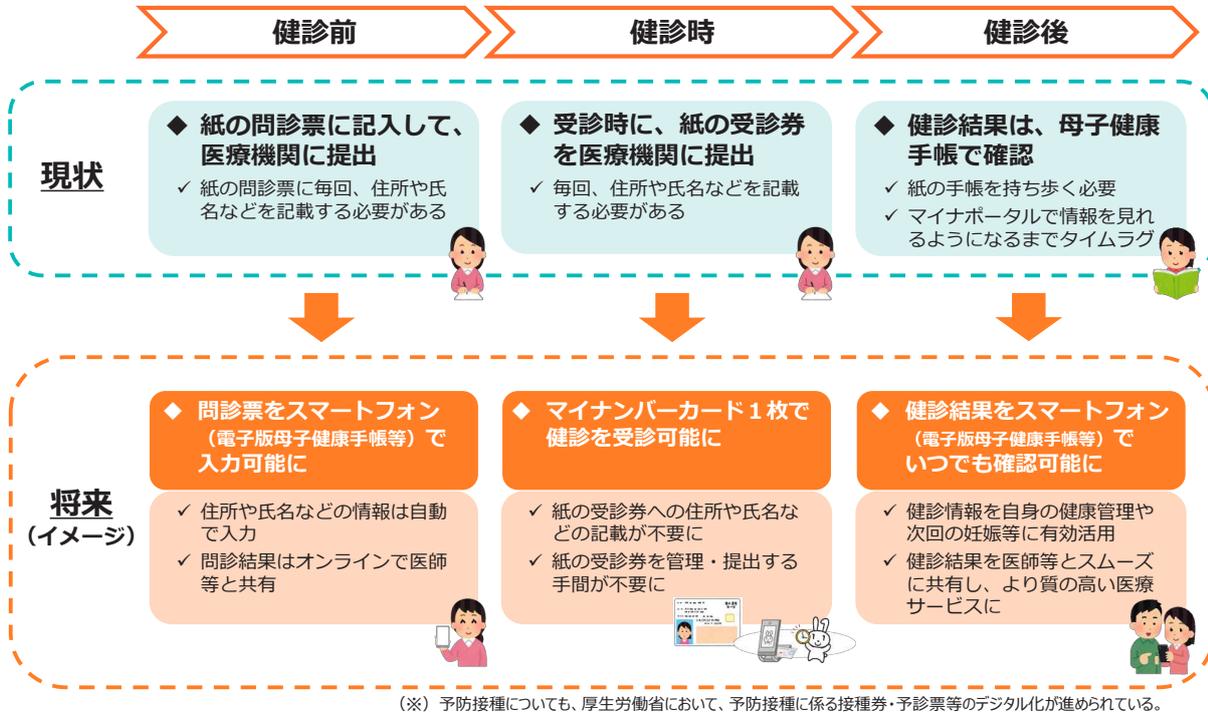
こども家庭庁では、妊婦健診等の母子保健情報の情報連携として、マイナンバーカードを健診の受診券として利用するとともに、マイナポータル等を活用して、事前に問診票をスマートフォンで入力できる取組について、複数の自治体で実証事業を実施した。2024年度は、情報連携の対象となる母子保健業務及び実施自治体を拡大し、住民・自治体・医療機関間の母子保健情報の迅速な共有や業務効率化を進める。

あわせて、電子母子健康手帳を原則とする

図表2-1-23 母子保健のデジタル化の取組概要

こどもまんなか
こども家庭庁

2. 母子保健DXの推進 ～現状と将来的に目指すイメージ～ (妊婦健診・乳幼児健診)



こどもまんなか
こども家庭庁

2. 母子保健DXの推進

母子保健DXの推進

Step 1: 住民、医療機関、自治体間で母子保健情報を迅速に共有・活用するための情報連携基盤※を整備

⇒ 希望する自治体で先行実施

※ PMH: Public Medical Hub

Step 2: ①PMHを活用した情報連携を実現するための制度改正

➢ マイナンバーカードを利用した電子的な対象者確認

➢ 対象者確認等の業務の支払基金等への委託等に係る法改正を想定。

②住民がより便利にPMHとつながるよう、電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、課題と対応を整理※¹

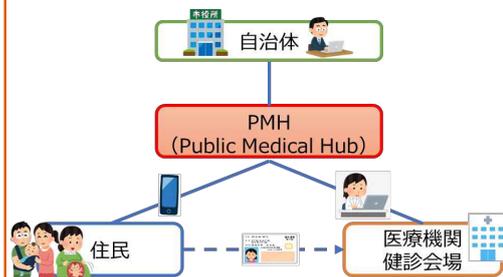
Step 3: ①PMHの導入自治体の拡大

②電子版母子健康手帳に係るガイドライン等を発出

⇒PMH対応や母と子の情報共有等に関する考え方を提示

Step 4: PMHと電子版母子健康手帳を通じた母子保健DXの全国展開 (PMHの全国展開、電子版母子健康手帳の普及)

【PMHによる母子保健情報連携のイメージ】



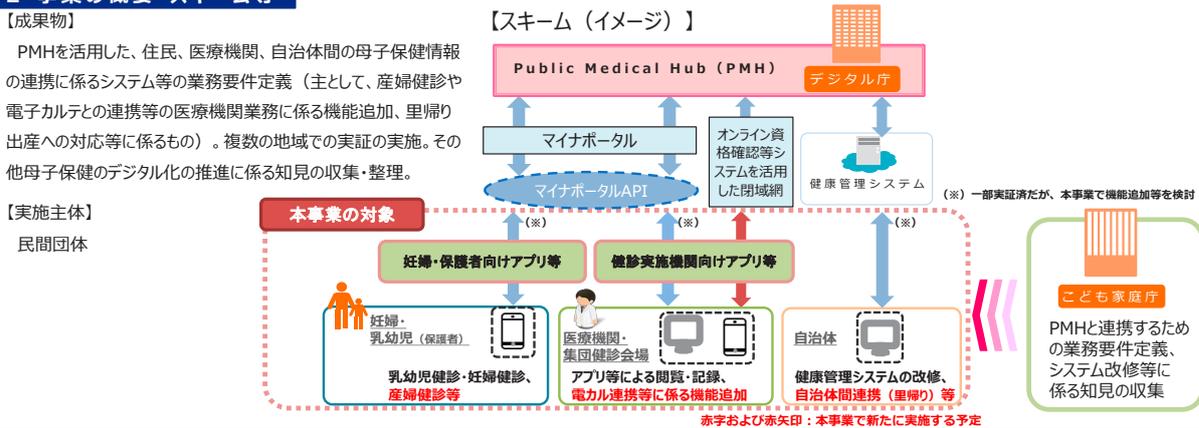
(※1) デジタルへの対応が難しい住民等への対応についても検討

プロジェクト	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
母子保健DXの推進	情報連携基盤 (PMH) の整備 【こども家庭庁、デジタル庁】	希望する自治体から先行実施 【こども家庭庁、デジタル庁】 電子版母子健康手帳に係る課題の整理 制度改正 【こども家庭庁】	・PMH導入自治体拡大 (自治体システム標準化と運動) ・必要に応じて更なるPMHの機能追加・拡充 ・電子版母子健康手帳に係るガイドライン等の発出	R8年度～ ・母子保健DXの全国展開 ・電子版母子健康手帳の普及

1 事業の目的

- デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において、マイナンバーカードの母子保健分野への利活用拡大として、「マイナポータルやマイナポータルとAPI連携したスマートフォンアプリ等を活用して、健診受診券・母子健康手帳とマイナンバーカードとの一体化を目指す。（略）実施状況を踏まえ、自治体システムの標準化の取組と連動しながら本取組を順次拡大し、全国展開を目指す。」とされ、また、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、「こども政策DX※を推進する（※脚注：母子健康手帳のデジタル化などを含む。）」とされている。
- 母子保健デジタル化については、令和5年度にデジタル庁において、国民、医療機関、自治体の情報連携基盤となるPublic Medical Hub（PMH）を開発し、先行的な実証事業が開始された。令和4年度補正予算事業では、PMHを活用した母子保健情報（妊婦・乳幼児健診情報）の連携に係るシステム等の業務要件定義（※）を実施した。また、情報連携の実証を目的として、業務要件定義を踏まえたシステム等の改修、及び、住民、医療機関、自治体等における妊婦・乳幼児健診情報の連携に係る実証を、複数の自治体で実施しているところ。
- 本事業では、PMHを活用した母子保健情報の更なる連携に係る業務要件定義等の母子保健のデジタル化の推進を目的とする。具体的には、令和4年度補正予算事業で得られた知見等を踏まえ、対象となる母子保健事業の範囲の拡大（産婦健診など）や、電子カルテとの連携等の医療機関業務に係る機能追加、里帰り出産への対応等について業務要件定義及び実証を行う。（※）システム等の開発において、実装すべき機能や満たすべき性能などの要件を明確にして作業。

2 事業の概要・スキーム等



ことに係る課題と対応の整理も進める。

ケ 学校健診PHRの推進【文部科学省】

文部科学省では、政府全体のPHR推進の方針を踏まえ、2022年度までに実施した、学校健康診断結果をマイナポータルを通じて本人へ提供すること（学校健診PHR）に係る実証研究の結果等を基に、希望自治体を対象として、学校健診PHRの導入に係る総合的な支援を行うとともに、今後の学校健診PHRの本格実施に向けて、導入支援マニュアルを作成するなど推進体制を構築した。

（慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援）

ア 小児慢性特定疾病医療費助成・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業【厚生労働省】

厚生労働省では、慢性的な病気を抱え、その治療が長期間にわたることにより、苦しい思いをされているこどもやその家族を支えるため、2015年1月から児童福祉法に基づき、医療費助成を開始した。その後、2021年11月までに、医療費助成の対象となる病気を788まで増やしている。

慢性的な病気を抱えるこどもについては、幼少期から慢性的な病気にかかっていることにより、学校での教育や学校生活を通じ社会性を身に付けることに遅れが生じ、自立を妨げられている場合がある。こうしたこどもの社会参加に向けた自立への取組などを地域で支えていくため、2015年1月から児童福祉法に「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」を位置付け、都道府県等において実施している。

KEYWORD

「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」

小児慢性特定疾病にかかっているこどもの自立を図るため、都道府県等が地域の実情に応じて相談支援やこども同士の交流、就職支援などを実施する事業。

KEYWORD

小児慢性特定疾病

「長期間にわたり症状が続く」、「生命に関わる状況が長期間続く」、「症状や治療が長期間続いて生活しづらい」、「長期間にわたって高額な医療費の負担が続く」の4つ全てに当てはまるとされた病気のこと。

解説



小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病にかかっているこどもが、その家庭において健やかに育てられるように、医療費の負担を軽くする制度。18歳未満が対象だが、18歳になる前から既にこの制度を利用している方は、20歳になるまで延長が可能。

イ 「こどもホスピス」に関する調査研究の実施【こども家庭庁】

こども家庭庁では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、「関係省庁と連携しながら、小児がん患児等が家族や友人等と安心して過ごすことができる環境の整備について検討を進める」とされていることを踏まえ、いわゆる「こどもホスピス」に関する実態把握及び課題整理を行う調査研究を実施し、「こどもホスピス」の全国普及に向けた検討を進めている。

第4節

こどもの貧困対策

(教育の支援)

ア 幼児教育・保育の無償化（後掲）【こども家庭庁】

■ 参照 第3章第1節ア

イ 生活困窮者自立支援制度、子どもの学習支援・生活支援事業【厚生労働省】

厚生労働省では、貧困によってこどもの将来が閉ざされることがないように、こどもの将来の自立を後押しするため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯のこどもとその保護者を対象に、学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進学や就労といった進路選択に関する情報提供・助言、関係機関との連絡

調整など、きめ細かで包括的な支援を実施している。

ウ ひとり親家庭及び低所得子育て世帯のこどもの学習支援【こども家庭庁】

こども家庭庁では、放課後児童クラブなどの終了後に基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行う「こどもの生活・学習支援事業」を拡充し、低所得子育て世帯などのこどもも支援対象とした。また、令和5年度補正予算において、長期休暇中に日数を増やして学習支援を行った場合の費用を補助し、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、大学等の受験料や模試費用の補助を行い、進学に向けたチャレンジを後押しした。

解説



「子どもの学習・生活支援事業」

「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）に基づき、福祉事務所設置自治体の任意事業として実施されており、NPO等に委託しての実施も可能。単にこどもに勉強

を教えるだけではなく、生活面・進路選択に関する助言や世帯全体への支援も行うことにより、学習・生活・保護者の養育に関する課題に総合的に対応している。

また、こどもの修学に必要な資金の貸付けを行う「母子父子寡婦福祉資金貸付金」による経済的支援を行ったほか、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用の一部を講座の受講開始時、受講修了時及び試験合格時に支給する「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」について、ひとり親家庭の負担割合の改善を図るとともに、新たに通学する場合の補助を創設し、ひとり親家庭の学び直しを支援した。

■参照 注目事例① 貧困の解消・貧困の連鎖の防止に向けた学習支援

エ 高等教育費の負担軽減（後掲）【文部科学省】

■参照 第3章第1節エ

オ 義務教育段階の就学援助の実施【文部科学省】

家庭の経済状況が厳しいこどもたちの保護者に対して、各市町村が学用品費の給与などを行う就学援助を実施している。そのうち、**要保護者**に対する就学援助については、文部

科学省が2分の1を補助しており、2023年度においては、中学校の「**新入学児童生徒学用品費等**」の予算単価の引上げにより、国庫補助の充実を図るとともに、就学援助の着実な取組を支援した。

KEYWORD

要保護者

ここでは、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。

KEYWORD

新入学児童生徒学用品費等

小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品費及び通学用品又はそれらの購入費のこと。

カ 高校生等への修学支援による経済的負担の軽減【文部科学省】

文部科学省では、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、

解説



高等学校等就学支援金

2010年度に制度創設。当初は公立高等学校授業料不徴収及び高等学校等就学支援金制度として開始したが、2014年度に所得制限を導入し就学支援金制度に統合。私立高校生等への加算の拡充や「高校生等奨学給付金制

度」の創設などを行い、低所得層を中心に支援を手厚くすることにより、教育の機会均等を図った（その後の主な制度改正は上述のとおり）。

授業料に充てるための「高等学校等就学支援金」を支給し、家庭の教育費負担軽減を図っている。年収約910万円未満世帯を対象として年額11万8,800円（支給上限額）を支給し、私立高等学校等に通う場合には、2020年4月から、年収約590万円未満世帯を対象として支給上限額を年額39万6,000円まで引き上げた。2023年4月からは、制度改正によって新たに創設した「家計急変支援制度」による支援も行っている。

また、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するための「高校生等奨学給付金」については、2014年度の制度創設以降、毎年度、第1子の給付額を増額するなど、支援の充実に努めている。

キ 進学準備給付金【厚生労働省】

厚生労働省では、生活保護世帯のこどもが高等学校等を卒業し大学等に進学する際、新生活の立上げ費用として進学準備給付金を支給している。

ク 大学進学の際に住宅扶助を減額しない措置【厚生労働省】

厚生労働省では、生活保護世帯のこどもの大学等への進学を支援するため、自宅から大学等に進学する者を世帯分離したときの住宅扶助費の減額をしない措置を行っている。

ケ 高校中退者等への学習相談・学習支援等の提供・実施【文部科学省】

文部科学省では、高校中退者等を対象に、地域資源（高校、地域若者サポートステーション、ハローワーク等）を活用しながら社会的自立を目指し、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援並びに就労支援等を自治体において提供・実施した。2023年度は6自治体で取組を実施するとともに、事業の全国展開を見据え好事例のノウハウ共有・横展開を図った。

コ 国立青少年教育振興機構における「青少年の『自立する』力応援プロジェクト」を通じた体験や遊びの機会の確保【文部科学省】

独立行政法人国立青少年教育振興機構で

解説



「高校生等奨学給付金」

生活保護世帯、住民税非課税世帯（家計急変世帯を含む。）の授業料以外の教育費負担を軽減するために給付しているもの。国は都

道府県が給付に要した経費の一部を補助している。

解説



「進学準備給付金」

生活保護世帯のこどもの大学等進学率は、全世帯の進学率と比較して低い状況にあり、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯のこどもの自立を助けるためには、大学等への進学を支援していくことが有効であると考えられ

る。このため、大学等に進学する者に対して進学の際の新生活の立ち上げの費用として給付金（入学に伴い転居する者は30万円、その他の者は10万円）を支給している。

は、経済的に困難な状況にあるこどもの自立する力を養うための施策に取り組んでいる。2023年度は、ひとり親家庭や児童養護施設など、困難な環境にあるこどもが規則正しい生活習慣や自立する力を身に付けることができるよう、「生活・自立支援キャンプ」を49事業実施し、1,452人が参加した。また、「子どもゆめ基金」助成事業において、民間団体が、困難な環境にあるこどもを対象とした体験活動等を行う場合、従来の助成事業では対象外とされている経費を助成対象とすることで、参加するこどもの経済的負担が軽減されるよう措置を講じ、111件の活動を支援した。

(生活の安定に資するための支援)

ア 円滑な食品アクセスの確保の推進【農林水産省、内閣府、消費者庁、こども家庭庁、厚生労働省】

こどもたちが十分かつ健康的な食事を毎日とることができるよう、困窮している家庭・こどもへの食品・食事支援の一環で、農林水産省では、地域若者サポートステーションを中心に、生産者、食品事業者、フードバンク、こども食堂などの地域の関係者が連携して円滑な食料提供に取り組む体制づくりや、フードバンクやこども食堂等の新規立上げや取組拡大への支援等を行っている。

また、関係省庁が連携し、円滑な食品アクセスの確保に資する支援策を取りまとめ、周

知することにより、支援策の地域での積極的な活用を図り、円滑な食品アクセスの確保に向けた取組を全国に展開している。

イ こどもの生活支援の強化【こども家庭庁】

こども家庭庁では、令和5年度補正予算において、多様かつ複合的な困難を抱えるこどもに対し、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援を必要としているこどもを早期に発見し、適切な支援につなげる仕組みなどをつくることを目的とした「地域こどもの生活支援強化事業」を創設した。

ウ ひとり親家庭に対する子育て・生活支援【こども家庭庁】

こども家庭庁では、乳幼児や小学校に就学するこどもを養育するひとり親家庭が就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合などに定期的に家庭生活支援員（ヘルパー）の派遣などを行う「ひとり親家庭等日常生活支援事業」や、ファイナンシャルプランナーなどの専門家を活用した家計管理の講習会の開催、地域の民間団体の活用による出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援、ひとり親家庭のこどもの基本的な生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりなどを行う「ひとり親家庭等生活向上事業」を実施している。このうち、「こどもの生活・学習支援事業」については、2023

解説



円滑な食品アクセスの確保に向けた取組の意義

非正規雇用の増加等により、低所得者層が増加しつつあり、経済的理由により十分な食品を入手できない者が増加している。また、貧困等の状況にあるこどもたちに対しては、フードバンクやこども食堂等による無償又は安価で食品や食事を提供する取組も広がって

いる。しかし、地域によっては取り扱う食品に偏りがあつたり、フードチェーンがつかないなど地域の関係者の個々の取組では解決が困難な状況もあるため、円滑な食品アクセスの確保に向けた更なる取組が求められている。

年度に新たに食事の提供にかかる費用の補助を行うこととした。また、令和5年度補正予算において、こども食堂やこども宅食などを広域的に支援する民間団体の取組を支援する「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」を実施した。

また、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借上げに必要な資金の償還免除付きの貸付けを行う「ひとり親家庭住宅支援資金貸付」の実施や、「母子父子寡婦福祉資金貸付金制度」の生活資金貸付けについて、母子家庭の母や父子家庭の父で、家計が急変した者を対象に加えるなど、ひとり親家庭の生活の安定を図った。

エ 生活困窮者自立支援制度【厚生労働省】

厚生労働省では、保護者への就労支援を始め、子育て世帯を含めた経済的に困窮する世帯の生活の安定に資するための支援として、生活困窮者自立支援法に基づき、全国の福祉事務所設置自治体に相談窓口（自立相談支援機関）を設置し、複雑かつ多様な課題を背景とする生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で、自立に向けた各種支援等を実施している。また、地域の関係団体等と連携し、協働して地域づくりを行いながら、生活困窮者の早期発見や包括的な支援につなげている。

解説



自立相談支援機関での支援内容

自立相談支援機関では、生活と就労に関する支援員が、生活困窮者からの住まい、家計、就労などに関する相談を受け、必要な情報の提供や助言、関係機関との連携・連絡調整、自立に向けた個別の支援プランの作成等の包括的な支援を行っている。

具体的な支援に当たっては、本人の状況に応じて生活困窮者自立支援制度の以下の事業を活用するほか、必要に応じて関係機関・他制度による支援等と連携している。

○住居確保給付金：

就職のために住居を確保する必要がある者に対し、就職活動中に家賃相当額を原則3か月、最大9か月支給する。

○就労準備支援事業：

生活リズムが崩れている、他者とコミュニケーションを取ることが難しいなどの理由により直ちに一般就労を行うことが困難な者に対し、日常生活自立に関する支援から一般就労に向けた基礎能力・知識の習得まで一貫した支援を実施する。

○認定就労訓練事業：

認定を受けた社会福祉法人等の自主事業として、一般就労に就く上でまずは柔軟な働き方をする必要がある者に対し、その者の状況に応じた支援付き就労の機会を提供するとともに、就労に必要な能力向上のために必要な訓練等を実施する。

○家計改善支援事業：

生活困窮者に対し、家計の状況の把握や家計改善の意欲を高めることを支援する。

○一時生活支援事業：

住まいに困難を抱える生活困窮者に対し、一時的な衣食住の提供や、地域で安定した生活を送れるよう、一定期間の見守りや生活支援を提供する。

○子どもの学習・生活支援事業：

単にこどもに勉強を教えるだけでなく、生活面・進路選択に関する助言や世帯全体への支援も行うことにより、学習・生活・保護者の養育に関する課題に総合的に対応する。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

ア 被保護者に対する就労支援【厚生労働省】

厚生労働省では、被保護者就労支援事業において、被保護者の就労支援に関する問題について、福祉事務所に配置された就労支援員が被保護者の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行っている。

また、被保護者就労準備支援事業において、雇用による就業が著しく困難な被保護者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っている。

イ 生活保護受給者等就労自立促進事業【厚生労働省】

厚生労働省では、生活に困っている方や生活保護を受けている方などが働けるように、仕事を紹介するハローワークと生活を支える市役所などが協力して支援している。

ウ ひとり親家庭の就労支援【こども家庭庁】

こども家庭庁では、個々のひとり親家庭の実情に応じて策定する自立支援プログラムの対象者に、児童扶養手当の受給が見込まれる者であって、離婚前から支援が必要なものを対象に加えたほか、就業相談から就業情報の提供等までの一貫した就業支援を実施する「母子家庭等就業・自立支援事業」について、在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図った場合の補助事業を新設するとともに、一般市等についても心理カウンセラーを配置した場合の補助事業等を実施することとした。

また、ひとり親家庭の自立の促進を図るため、就職に結び付きやすい教育訓練講座などを受講した際に受講料の一部を支給する「自立支援教育訓練給付金」、看護師、保育士などのほか、短期間で取得可能な民間資格も含め、就職に有利となる資格を取得するための養成機関在学中の生活費の負担を軽減する「高等職業訓練促進給付金」の支給などを実施した。

地方公共団体に、母子・父子福祉団体等の事業発注の機会の増大が図られるよう周知を図り、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するよう努めた。

ひとり親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業の表彰を行った。

エ 希望する非正規雇用労働者の正規化【厚生労働省】

厚生労働省では、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員への転換の取組を実施した事業主に対して、「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」を支給している。

2023年度においては、支給額増額、対象となる有期雇用労働者の雇用期間の制限緩和、正社員転換制度の導入に係る加算措置の新設及び職務、勤務地や労働時間が限定された多様な正社員制度の導入に係る加算措置の拡充を実施した。

オ マザーズハローワークにおける就労支援【厚生労働省】

厚生労働省では、子育て中の女性等に対する就職支援を行うための専門支援窓口として「マザーズハローワーク」、「マザーズコーナー」を設置している。キッズコーナー、ベビーチェア等、こども連れで来所しやすい環境を整備し、求職者の状況に応じた担当者制によるきめ細かな就職支援を実施している。

KEYWORD

「マザーズハローワーク」 「マザーズコーナー」

マザーズハローワークは21か所、マザーズコーナーは185か所が設置されている(2024年3月末時点)。仕事と子育てがしやすい求人情報を収集・提供するほか、再就職に役立つセミナーを実施している。

カ ハローワークにおける非正規雇用労働者等への支援【厚生労働省】

厚生労働省では、正規雇用での就労を希望する方へ、ハローワークにおいて担当者制によるきめ細かな就労支援を行っている。

キ 生活が困難な状態にある保護者を含む保護者の就労支援に資する公的職業訓練の実施【厚生労働省】

厚生労働省では、ハローワークの求職者のうち、就職のために職業訓練が必要な者に対して無料の公的職業訓練を実施し、希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識等の習得を支援している。また、母子家庭の母及び父子家庭の父の特性に応じたコースを実施するとともに、育児等で時間的制約のある求職者も受けやすいよう、eラーニングコースや託児サービス付きの訓練コース等を実施している。

ク 男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・子育て」の推進（後掲）【厚生労働省】

■参照 第3章第3節ア

ケ 育児期を通じたニーズに応じた柔軟な働き方の促進（後掲）【厚生労働省】

■参照 第3章第3節イ

コ 長時間労働の是正（後掲）【厚生労働省】

■参照 第3章第3節ウ

サ ひとり親支援ポータルサイトの開設・充実【こども家庭庁】

こども家庭庁では、ひとり親家庭などが活用できる支援施策や地方公共団体における取組状況、地域で活動しているひとり親家庭の支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報などを分かりやすくまとめた特設サイトの作成に向けて、「ひとり親家庭に対する就業支援プラットフォーム構築事業」を実施した。

(経済的支援)

ア ひとり親家庭への経済的支援【こども家庭庁】

こども家庭庁では、ひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給するほか、ひとり親家庭などの生活やこどもの修学に必要な資金などの貸付けを行う「母子父子寡婦福祉資金貸付金」による経済的支援を行っている。また、食費の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を実施した。

イ 親子交流支援・養育費確保支援【こども家庭庁】

こども家庭庁では、養育費や親子交流の取決めを促進する観点から、離婚協議の前後から、父母がこどもの福祉を念頭において離婚後の生活などを考えるための「親支援講座」の開催や情報提供を行う「離婚前後親支援モデル事業」を実施した。

また、「養育費等相談支援センター」や地方公共団体における養育費に関する相談支援について、SNS等の多様な方法での提供や、身近な地域での伴走型の支援、弁護士等による専門的な相談等を更に充実・強化するとともに、関係部署の連携強化を含めた地方公共団体の先駆的な取組への支援を実施した。

ウ 義務教育段階の就学援助の実施（再掲）【文部科学省】

■参照 第1章第4節（教育の支援）オ

エ 高校生等への修学支援による経済的負担の軽減（再掲）【文部科学省】

■参照 第1章第4節（教育の支援）カ

オ 高等教育費の負担軽減（後掲）【文部科学省】

■参照 第3章第1節エ

(必要な支援を促す取組)

ア 相談支援体制の強化【こども家庭庁】

こども家庭庁では、地方公共団体の相談窓口就業支援専門員を配置することで就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助などを行う「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業」を拡充し、新たに同行支援や継続的な見守り支援等を行うための体制づくりに必要な費用の補助を行うこととした。

また、令和5年度補正予算において、チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器の活用を始めとした相談機能強化を図る「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」を実施した。

イ 地域におけるこども・若者支援のための体制整備【こども家庭庁】

こども家庭庁では、学校を含む様々な関係機関等が連携し、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、「子ども・若者支援地域協議会」の設置を促進している。各地方公共団体における「子ども・若者

支援地域協議会」の整備・機能向上を推進するため、「地域におけるこども・若者支援体制の整備推進事業」において、アドバイザーの派遣や研修の開催に対する支援を実施している。

ウ 虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援【こども家庭庁】

親からの虐待や貧困家庭であることに起因して孤立してしまう学生等は、生活基盤が弱い弱であること等により、生活困窮や、心身の不調等の様々な困難に直面することがある。そのため、こども家庭庁では、様々な困難に直面する学生等に対し、寄付等に基づく生活物資をアウトリーチ型で届けるとともに、必要な相談支援につなげる事業を2024年度から実施することとしている。

エ アウトリーチ支援・宅食事業による見守り体制の強化【こども家庭庁】

児童虐待の未然防止、早期発見のため、様々な地域のネットワークを総動員して地域の見守り体制の強化を図ることが必要である。このため、こども家庭庁では、市町村の「要保護児童対策地域協議会」を中核として、こどもへの宅食等の支援を行う民間団体等が支援を必要とするこども等の居宅を訪問するなどして状況の把握や食事の提供等を通じた見守りを実施し、支援ニーズの高いこども等

解説



「子ども・若者支援地域協議会」

いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者の支援に当たっては、年齢階層で途切れることなく、継続した支援を行う「縦のネットワーク」と、教育、福祉、雇用など、地域における関係機関や民間団体等が密に連携する「横のネットワーク」を機

能させることが重要である。「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年法律第71号)において、地方公共団体に、関係機関等が行う支援を組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図るための仕組みである「子ども・若者支援地域協議会」の設置の努力義務を課している。

を把握し、支援につなげる体制の強化を図っている。

(こどもの貧困に対する社会の理解促進)

ア 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開【こども家庭庁】

こども家庭庁では、こどもの貧困対策が国を挙げて推進されるよう、官公民の連携・協働プロジェクトである「こどもの未来応援国民運動」に取り組んでいる。また、国や地方公共団体の支援策や各地の支援団体の活動情報などをこどもの未来応援国民運動ホームページなどにより発信するとともに、「こどもの未来応援基金」によるNPO等支援団体への活動資金の支援、民間企業と支援を必要とするNPO等支援団体のマッチングなどの更なる展開を図った。

■ 参照 注目事例① 貧困の解消・貧困の連鎖の防止に向けた学習支援

注目事例①

貧困の解消・貧困の連鎖の防止 に向けた学習支援



ひとり親世帯の21.1%、子どもがある世帯の12.1%が、食料が買えない経験をしたことがあるとされている（国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」（2022年）を基に、子ども家庭庁において算出。）など、貧困によって、日々の食事に困っている子どもがいる。このため、子ども食堂、子ども宅食、フードバンク等を広域的に支援する民間団体の取組への支援などを通じて、子どもの貧困の解消に取り組んでいる。

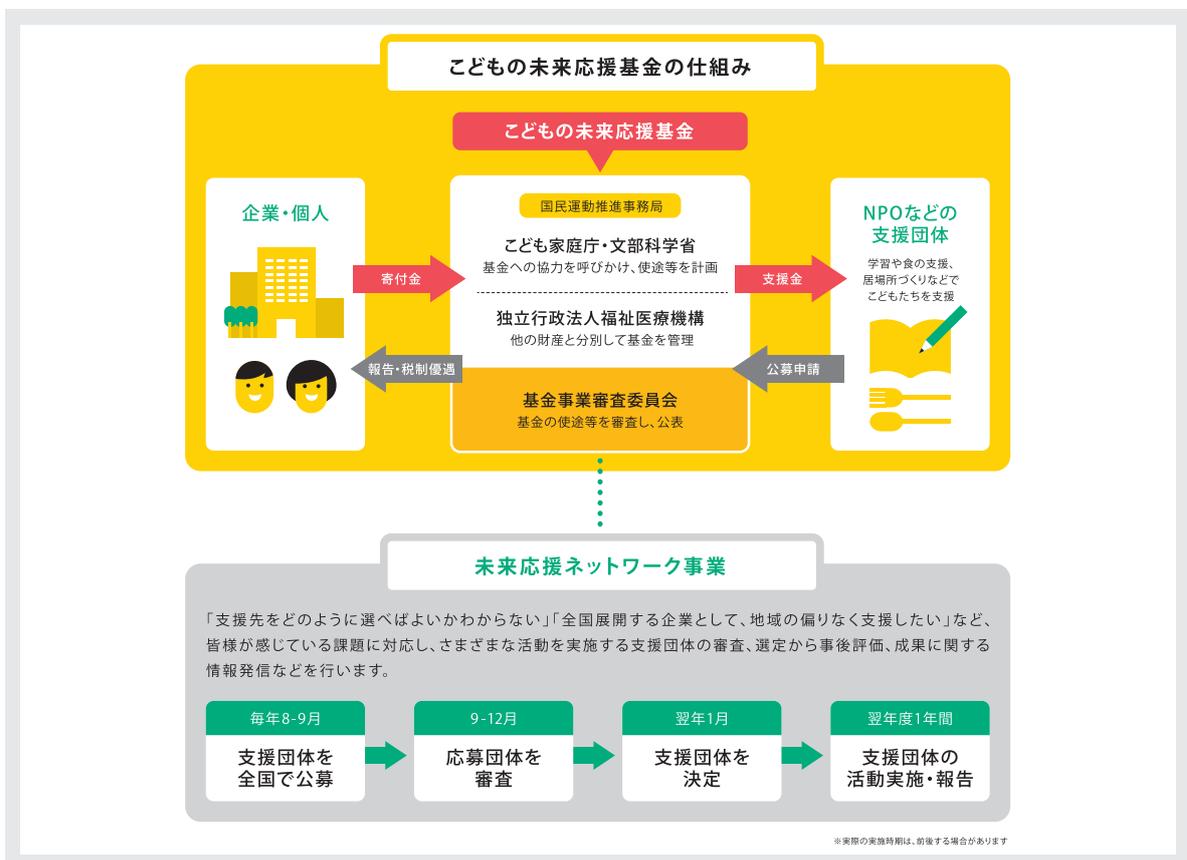
また、生活に困窮している家庭の子どもたちが、学習の機会を十分に得られない、あるいは、進学を諦めざるを得ない実情がある。現に、ひとり親家庭の子どもの大学等の進学率（高等学校卒業後）は65.3%（子ども家庭庁「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」）、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率は39.9%（厚生労働省調べ（2021年））となっており、全般的な大学等進学率83.8%（文部科学省「学校基本調査」（2021年））と比較して低い水準にある。

このため、子どもの学習する機会を確保し、必要な支援につなげる学習支援を実施している。学習支援は、子どもたちの現在の困難を解消するとともに、将来の貧困の連鎖を断ち切る取組であり、ここでは、2つの学習支援の施策について紹介する。

子どもの生活・学習支援事業

「子どもの生活・学習支援事業」では、ひとり親家庭や低所得子育て家庭の子どもに対し、

図表 2-1-24 「子どもの未来応援基金」の仕組み



児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いながら、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援等を行っている。

また、令和5年度補正予算においては、進学に向けたチャンレンジを後押しするため、経済的課題を抱えるひとり親家庭等のこどもに対して、受験料や模試費用の補助を行うほか、長期休暇の学習支援を行う自治体に対する補助費用の加算を行うなど、事業を強化した。

こどもの未来応援基金

こどもが抱えている貧困の状況は多様かつ、見えにくいことから、貧困の状況にある家庭やこどもへ、必要な支援を届けるためには、社会全体で取り組む必要がある。このため、2015年から、支援を希望する企業や個人と、草の根でこどもたちを支えているNPOなどの団体を結び付け、国や自治体が行う施策を促進させる、「こどもの未来応援国民運動」に取り組んでいる。

その取組の一つである「こどもの未来応援基金」では、企業や個人から広く寄付を募り、集まった寄付は貧困の状況にある家庭やこどもを支援する団体の活動資金として提供されている。

香川県高松市にあるNPO法人「まんまるサポート」では、「こどもの未来応援基金」を通じて、不登校やひとり親家庭のこどもなど、学校や家庭以外の場所での支援が必要なこどもを対象に、学習支援を行った。

継続した支援により、参加したこどもには、「学習に対する集中力が向上した」、「これまで自分だけの力ではできなかった宿題をやり遂げることができ、自信をもって登校できるようになった」などの変化が見られ、「志望校に合格し、進学の夢をかなえることができた」と喜ぶこどももいた。

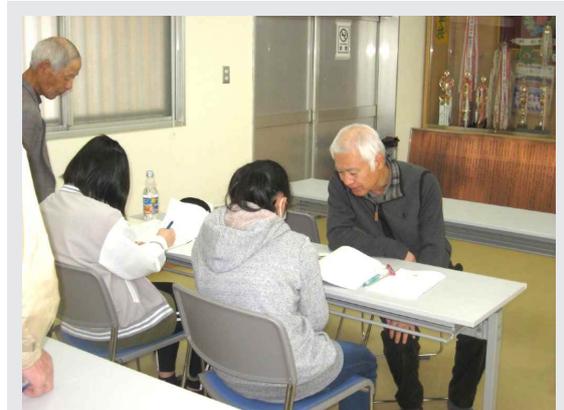
経済的な困難を抱えた家庭の中学生を対象に学習支援を行う、山梨県にあるNPO法人「子ども・教育と貧困問題を考える会」では、「こどもの未来応援基金」を通じて、無料の学習塾を開設し、年間175回の学習支援を行った。支援を受けた中学3年生の多くは希望の高校に進学することができた。

今後も、政府として、草の根で活動する団体の支援を通じて、こどもの未来を応援する取組を推進していく。

図表2-1-25 「まんまるサポート」での学習支援の様子



図表2-1-26 「子ども教育と貧困問題を考える会」での学習支援の様子



ア 経済的支援と質の高い支援の提供【こども家庭庁、厚生労働省】

厚生労働省では、精神又は身体に障害を有するこどもに対して特別児童扶養手当や障害児福祉手当を支給し、経済的支援を行っている。

こども家庭庁では、「こども未来戦略」を踏まえ、保護者の所得に関わらずこどもの育ちを支える観点から、2024年4月より、障害児に関する補装具費支給制度の所得制限を撤廃した。

また、個々の特性や状況に応じた適切かつ質の高い支援の提供が図られるよう、都道府県及び市町村が策定する2024年度からの第3期障害児福祉計画に係る基本指針を改正し、各都道府県及び市町村において、障害児支援の提供体制の計画的な構築を求めるとともに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において充実を図った。

イ 地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進【こども家庭庁】

こども家庭庁では、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「令和4年改正児童福祉法」という。）により、「児童発達支援センター」が地域における障害児支援の中核的な役割を担うことが明確化されたことを踏まえ、2023年度から「地域障害児支援体制強化事業」を実施し、児童発達支援センターにおいて、専門的な支援の提供と合わせて、地域の障害児支援事業所や保育所等への支援を行うなどの機能強化を行うとともに、保育所等への巡回支援の充実を図っている。

また、令和5年度補正予算において、「地域障害児支援体制強化事業」を拡充し、地域のこどもたちの集まる様々な場におけるインクルージョンの取組を進めるとともに、令和

6年度障害福祉サービス等報酬改定において、インクルージョン推進の取組への評価の充実を図った。

ウ 専門的支援が必要な障害児への支援の強化【こども家庭庁、文部科学省】

2021年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年法律第81号）が施行され、都道府県が「医療的ケア児支援センター」を設置し、**医療的ケア児**及びその家族からの相談への対応や、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関との連絡調整等を行うこととされ、2023年度には全都道府県において設置された。

こども家庭庁では、医療的ケア児等に対する地域の支援体制の整備を進めるため、2019年度から「医療的ケア児等総合支援事業」を実施してきており、令和5年度補正予算においては、同事業において、家族の負担軽減や**レスパイト**の時間の確保の観点から、医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境の整備を進めることとした。

文部科学省では、医療的ケア児が安全に、また安心して学校で学ぶことができるよう、医療・保健・福祉などの関係者が協力し、学校で医療的ケアを行うための準備を進めている。また、医療的ケア児の保護者の負担を減らすため、**医療的ケア看護職員**を増やすなどの取組を進めている。

聴覚障害児については、こども家庭庁では、乳幼児期からの切れ目のない支援及び多様な状態像への支援が適切に行われるよう、2020年度から、「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」を実施し、地域の支援体制の整備を進めている。

KEYWORD

医療的ケア児

日常生活を送る上で医療的ケアを受けることが必要なこどものこと。医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理やたんの吸引などの医療行為のこと。

KEYWORD

レスパイト

休息、ひと休みのこと。

KEYWORD

医療的ケア看護職員

医療的ケアを行う看護師などのこと。

エ 家族支援の充実、障害の早期発見・早期支援、関係機関の連携【こども家庭庁、厚生労働省】

こども家庭庁では、相談支援や家族支援の充実を図る観点から、2023年度から「地域障害児支援体制強化事業」を実施し、児童発達支援センターについて機能強化を行っている。

また、令和5年度補正予算においては、発達に特性のあるこどもとその家族に対する発達相談などを始め、地域における、保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携した早期からの切れ目ない発達支援・家族支援の取組を進める「地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業」を創設した。

さらに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、地域における中核的な役割を担う児童発達支援センターについて、体制や取組に応じた段階的な評価の創設や、家族支援の充実及び関係機関の連携強化の観点から評価の充実を図った。

オ インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組【文部科学省】

文部科学省では、家庭・教育・医療・保

健・福祉などの関係者が協力し、全ての障害のあるこどもを支援するため、ICT活用も含めた支援を強化している。さらに、通常のクラスに在籍する障害のあるこどもへの支援として、**通級指導**をより良いものにし、先生を助けるスタッフを増やすこととしている。あわせて、特別支援学校と小・中学校、高等学校等が協力して、障害の有無に関わらず、障害のあるこどもと障害のないこどもが交流したり同じ内容を学んだりするために、どういう工夫があれば良いかなどを検証する取組を行うなど、**インクルーシブ教育システム**の実現を目指して取り組んでいる。

KEYWORD

通級指導

通常のクラスに在籍し、通常のクラスでの学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするこどもに対して、特別の指導を行うこと。

KEYWORD

インクルーシブ教育システム

障害のあるこどもと障害のないこどもができるだけ一緒に過ごしながらか、一人一人に合った学びが可能となるような仕組みのこと。

カ 学校卒業後における障害者の学びの支援推進【文部科学省】

文部科学省では、調査研究による現状分析・課題整理に基づき、市町村や民間団体、大学等の多様な主体による障害児者の生涯学習プログラムの開発や、都道府県が主体となる持続可能な体制整備等に関する実践研究を実施するとともに、それらの研究成果を普及する「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」等を開催し、障害理解の促進や、学びの担い手の育成・確保等、障害児者の学校から社会への移行期及び人生の各ステージにおける学びの機会充実を図った。

解説



児童発達支援センターの体制や取組に応じた段階的な評価の創設

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、事業所に対する障害児支援サービスの報酬に係る加算として、児童発達支援センターにおいて専門人材を配置して、地域の関

係機関等と連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援や包括的な支援の提供に取り組んだ場合に、その体制や取組に応じて3段階に分けた評価を創設した。

解説



家族支援の充実及び関係機関の連携強化の観点からの評価の充実

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、事業所に対する障害児支援サービスの報酬に係る各種加算の創設・見直しにより、きょうだいを含めた家族に対する相談援助や

養育支援、預かりニーズへの対応など家族全体のウェルビーイングの向上を図る取組や、福祉と教育や医療、社会的養護等の関係機関が連携した取組について評価の充実を図った。

第6節

児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

(児童虐待防止対策等の更なる強化)

ア こども家庭センターの体制整備【こども家庭庁】

「こども家庭センター」は、市町村の母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を実施するとともに、虐待への予防的な対応を始めとする相談支援体制の強化を図ることを目的としている。「こども家庭センター」では相談支援に加え、新たに、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成や、民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を担うことで、更なる支援の充実・強化を図る。2024年4月から「こども家庭センター」の整備を進め、全国展開を図る。

■参照 注目事例② 令和4年改正児童福祉法

イ 家庭支援事業の推進【こども家庭庁】

2022年に成立した令和4年改正児童福祉法において「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」を創設するとともに、2024年度の施行を待たずに先駆けて特例事業を実施した。また、これらの事業を「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)の「地域子ども・子育て支援事業」に位置付け、財政支援を行うとともに、市町村において計画的な事業の提供体制の整備を図っている。これらの事業に「子育て短期支援事業」、「一時預かり事業」、「養育支援訪問事業」を加えた6事業(家庭支援事業)について、2024年度より市町村は特に支援が必要な者に対する利用勧奨・措置を実施できることとしている。

ウ 被害者等となったこどもからの聴取における関係機関の連携強化【法務省、警察庁、こども家庭庁】

検察庁、警察、児童相談所等では、被害者

解説



家庭支援事業

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、2022年通常国会（第208回国会）において令和4年改正児童福祉法が成立した。

本改正により、以下の6つをまとめて「家庭支援事業」と総称することとなった。

① 「子育て世帯訪問支援事業」

家事・育児等に対して不安を抱えた子育て家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業。

② 「児童育成支援拠点事業」

虐待や不登校などにより、家や学校に居場所のない学齢期以降のこどもに居場所の提供や相談等を行う事業。

③ 「親子関係形成支援事業」

こどもとの関わり方に悩みや不安を抱える子育て家庭に対して、こどもとの関わり方を学ぶためのペアレントトレーニング等を行う事業。

④ 「子育て短期支援事業」

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等や里親等への委託により、必要な保護を行う事業。

⑤ 「一時預かり事業」

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

⑥ 「養育支援訪問事業」

子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施する事業。

令和4年改正児童福祉法より改正された児童福祉法第21条の18に基づき、市町村は、家庭支援事業の利用が必要と認められる者について、その利用を勧奨しなければならず、また勧奨しても利用することが著しく困難な場合は利用の措置を行い、事業による支援を提供することができることとされた。

等となったこどもからの聴取において、正確な供述を得るとともに、その精神的・身体的な負担を軽減して、二次被害を防止する観点から、関係機関相互の連携を推進した上、その代表者が司法面接的手法によって聴取を行うなどの取組を進めている。

また、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号）において新設された被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則規定²⁶⁾も踏まえた適切な対応に努めている。具体的には、被害者等となったこどもからの聴

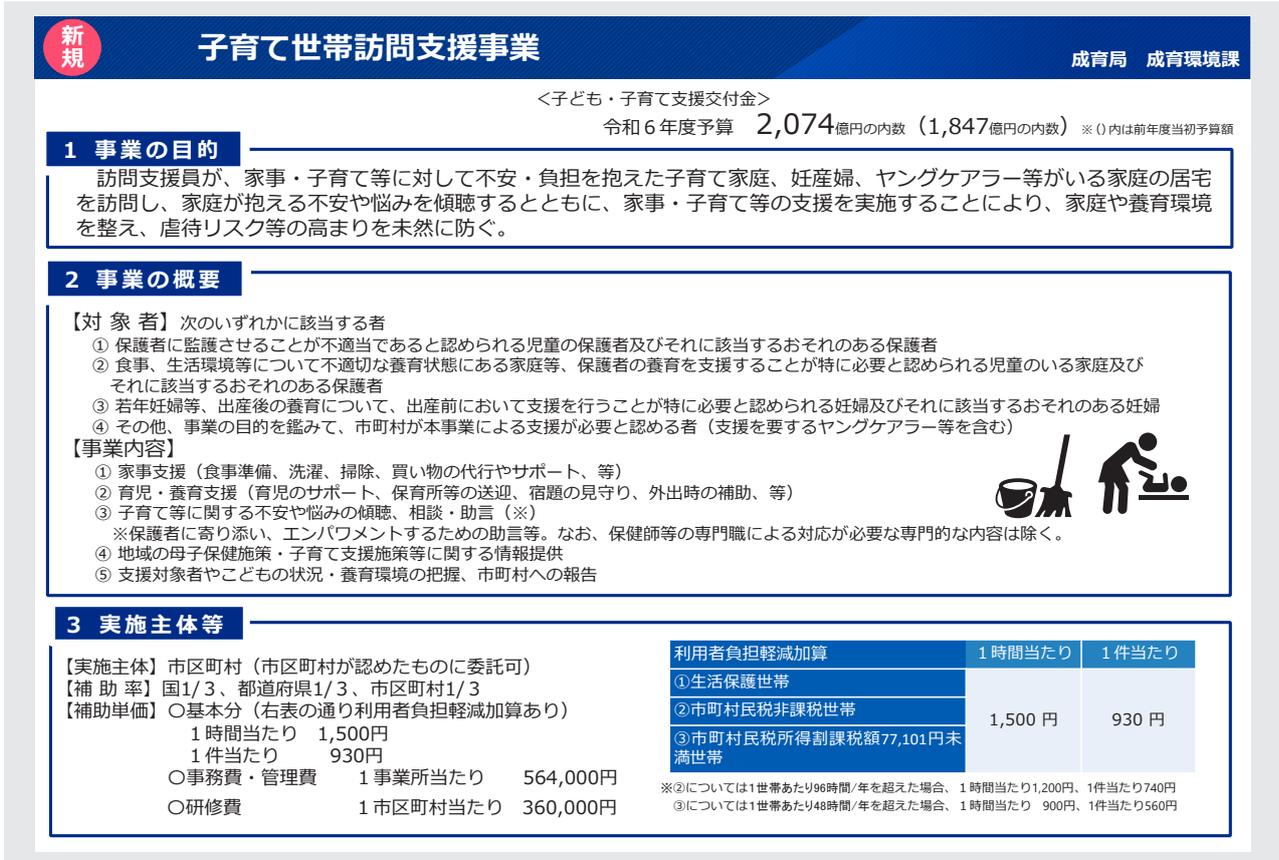
取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うとともに、聴取に際しては、聴取の場所、回数、方法等に配慮するなどの取組を推進している。

エ 一時保護施設的环境改善に向けた設備・運営基準の策定・個別ケアの推進等【こども家庭庁】

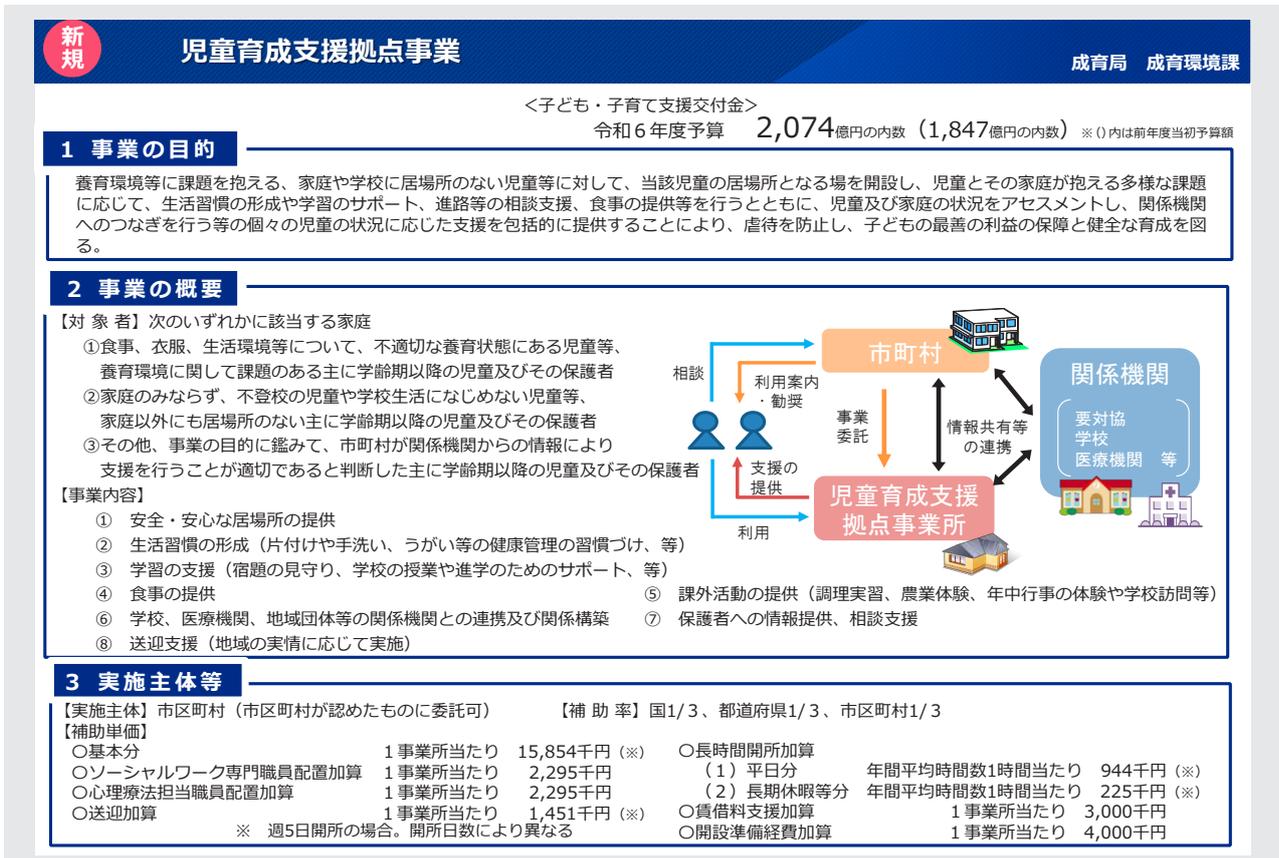
一時保護はこどもにとって不安の大きい状況であり、より手厚い対応が必要となることから、こども家庭庁では、2024年4月から新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を

26) 性犯罪被害者等の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体について、一定の要件の下で証拠能力が認められる旨の規定（新設された刑事訴訟法第321条の3の規定。2023年12月15日施行。）。

図表2-1-27 「子育て世帯訪問支援事業」の概要



図表2-1-28 「児童育成支援拠点事業」の概要



図表2-1-29 「親子関係形成支援事業」の概要

新規		親子関係形成支援事業		成育局	成育環境課								
<子ども・子育て支援交付金> 令和6年度予算 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額													
1 事業の目的													
児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。													
2 事業の概要													
【対象者】 次のいずれかに該当する家庭 ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者 ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者 ③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者													
【事業内容】 児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。													
3 実施主体等													
【実施主体】 市区町村（市区町村が認めたものに委託可） 【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 【補助単価】 ○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算（1人当たり）あり） 1 講座（4回分） 88,400円 講座内の実施回数が増える場合、22,100円ずつ加算（※） ※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。 ○親子関係形成支援プログラム資格習得支援 1 市町村当たり 100,000円				<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者負担軽減加算</th> <th>1回当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>2,210円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>1,770円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税世帯 77,101円未満世帯</td> <td>1,330円</td> </tr> </tbody> </table>		利用者負担軽減加算	1回当たり	生活保護世帯	2,210円	市町村民税非課税世帯	1,770円	市町村民税所得割課税世帯 77,101円未満世帯	1,330円
利用者負担軽減加算	1回当たり												
生活保護世帯	2,210円												
市町村民税非課税世帯	1,770円												
市町村民税所得割課税世帯 77,101円未満世帯	1,330円												

図表2-1-30 「子育て短期支援事業」の概要

拡充		子育て短期支援事業		成育局	成育環境課				
<子ども・子育て支援交付金> 令和6年度予算 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額									
1. 施策の目的									
保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。 ※ 児童福祉法の改正に伴い、適切なこどもの成育環境を整備するため、親子入所等支援・入所希望児童支援・専任人員配置支援を拡充									
2. 施策の内容									
(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業。 【対象者】 次の事由に該当する家庭のこども又は親子等 ○ こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上の事由 ○ 出産、看護、事故など家庭養育上の事由 ○ 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由 ○ 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合 ○ 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合 ○ 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合			(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。 【対象者】 ○ 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童 ○ 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合						
3. 実施主体等									
【実施主体】 市区町村（市区町村が認めたものに委託可） 【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 【補助単価】 1 運営費 ※（ ）は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合に補助単価に加算する額									
<table border="1"> <tbody> <tr> <td> (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ○ 2歳未満児・慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円 (4,200円) ○ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円 (2,100円) ○ 親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,200円 (600円) ○ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円 </td> <td> (2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業 ア 夜間養護事業 (ア) 基本分 年間延べ日数 × 900円 (400円) (イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 900円 (400円) イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円 (1,000円) ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円 3 【拡充】専任人員配置支援 1事業所当たり 6,497千円 </td> </tr> </tbody> </table>						(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ○ 2歳未満児・慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円 (4,200円) ○ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円 (2,100円) ○ 親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,200円 (600円) ○ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円	(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業 ア 夜間養護事業 (ア) 基本分 年間延べ日数 × 900円 (400円) (イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 900円 (400円) イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円 (1,000円) ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円	2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円 3 【拡充】専任人員配置支援 1事業所当たり 6,497千円	
(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ○ 2歳未満児・慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円 (4,200円) ○ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円 (2,100円) ○ 親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,200円 (600円) ○ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円	(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業 ア 夜間養護事業 (ア) 基本分 年間延べ日数 × 900円 (400円) (イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 900円 (400円) イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円 (1,000円) ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円								
2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円 3 【拡充】専任人員配置支援 1事業所当たり 6,497千円									

策定し、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定することを示した。

オ こどもの権利擁護の推進【こども家庭庁】

令和4年改正児童福祉法により、社会的養護に係るこどもの権利擁護を推進するため、児童相談所長等による意見聴取等措施が義務化され、「意見表明等支援事業」が創設されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県等の業務として位置付けられた。こども家庭庁では、2024年4月からの施行に向け、都道府県等がこどもの権利擁護に関するこれらの取組を行う際の留意事項などを記載した「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」、「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」を作成し、都道府県等に周知を行った。

カ 虐待等により家庭から孤立したこども・若者の居場所の整備【こども家庭庁】

こども家庭庁では、「こども未来戦略」を踏まえ、こども・若者視点からの新たなニーズへの対応として、虐待等で家庭等に居場所が無いこども・若者がそのニーズに合わせて必要な支援が受けられ、宿泊もできる安全な居場所等を確保する事業を2024年度から実施している。

キ 一時保護開始時の司法審査の円滑な導入【こども家庭庁】

一時保護の適正性や手続の透明性を確保する観点から、令和4年改正児童福祉法により、「一時保護時の司法審査」の仕組みを導入し、2025年6月に施行することとしている。

制度の導入に向けて、こども家庭庁では、2024年1月、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」を公表した。また、2024年春にかけて、複数

の自治体において、同「マニュアル（案）」に沿った対応を試行的に実践し、児童相談所の人員体制に係る検討等を進める「一時保護時の司法審査に係る試行運用」を実施したところであり、引き続き、円滑な施行が図られるよう、取り組んでいく。

解説



一時保護時の司法審査

児童相談所が一時保護を開始するに当たって、親権者の同意がある場合等を除き、事前又は一時保護開始から7日以内に、裁判官に対して一時保護状を請求することとなる。

ク 親子関係の再構築支援の推進【こども家庭庁】

こども家庭庁では、令和4年改正児童福祉法により新設された「親子再統合支援事業」が2024年4月から施行されることから、都道府県等が親子関係の再構築支援を行うために取り組むべき体制整備の在り方などを記載した、「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン」を作成し、都道府県等に周知を行った。

ケ 被害者等となったこどもから適切な聴取を行うことができる捜査員等の育成・能力向上【警察庁】

警察庁では、被害者等となったこどもの負担軽減に配慮しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する警察官の技能の一層の向上を図るため、事情聴取場面を設定した実践的なロールプレイング方式の訓練を行うなど、効果的な研修を実施している。

また、当該聴取方法の都道府県警察への更なる普及、浸透を図るため、その指導者向けの研修を実施するなど、指導者の養成にも努めているほか、当該聴取方法を身に付けるための訓練ツールの開発に取り組んでいる。

コ こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進【こども家庭庁】

新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」は、こども家庭福祉分野における人材の専門性の向上を図る観点から創設されるものであり、虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応について十分な知識・技術を有し、一定の実務経験のある有資格者や現任者が国の基準を満たす研修や試験を経て取得できるものである。既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が研修に参加しやすいよう、研修受講費等の支援を行っており、こども家庭庁では、引き続き、「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得を促進していく。

サ 児童相談所の体制強化【こども家庭庁】

こども家庭庁では、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（2022年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）において、2024年度までに児童福祉司を1,060人程度増員、2026年度までに児童心理司を950人程度増員することとしている。

シ 業務効率化のためのICT化推進【こども家庭庁】

こども家庭庁では、児童相談所の職員が外出先から相談システムへのアクセスを可能とする等のシステムの高度化等、児童相談所等における業務軽減に向けたICT化を行うとともに、児童虐待事案への迅速・的確な対応のため、児童相談所と警察とで必要な情報提供を図るシステムを構築する。

ス スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実【文部科学省】

文部科学省では、様々な課題を抱えるこどもたちが適切な相談等を受けることができるよう、心理に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラーや、福祉に関する専門的

な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置するなど、学校における教師と連携した教育相談体制の整備を支援している。

（社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援）

ア 里親等委託の推進【こども家庭庁】

こども家庭庁では、里親のリクルートやアセスメント、登録前・登録後や委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援に至るまでの一貫した里親養育支援や養子縁組に関する相談・支援を実施する事業などに要する費用を補助する「里親養育包括支援（フォスタリング）事業」を拡充し、これらの取組を包括的に取り組もうとする機関を支援する補助メニューを創設するとともに、フォスタリング機関（総合型）を開設する場合の開設準備経費の補助を行うこととした。また、里親等委託推進に向けて意欲的に取り組む地方公共団体に対して同事業の補助率の引上げなどを実施している。また、毎年10月の「里親月間」には、里親制度の普及促進に係る集中的な取組が地域の実情に応じてなされるよう要請を行った。

「里親養育包括支援（フォスタリング）事業」においては、包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談所やNPO等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の職員を対象とした研修事業を行っている。加えて、里親委託のための調整期間における生活費や交通費などを支援し経済的な負担を軽減することで、こどもと里親の交流や関係調整を十分に行える環境を整備するとともに、里親などの各種研修への受講を支援する「里親への委託前養育等支援事業」を実施した。

イ 特別養子縁組の推進【こども家庭庁】

こども家庭庁では、様々な広告媒体を活用し里親制度や特別養子縁組制度などについて広報啓発を行う「里親制度等及び特別養子縁

組制度等広報啓発事業」を実施した。特別養子縁組民間あっせん機関における体制整備や人材育成を進めるための研修の受講費用などを補助するとともに、養親希望者などの負担軽減に向けた支援の在り方を検証するためのモデル事業の実施に要する補助や、養親希望者の手数料負担を軽減するための補助を行う「養子縁組民間あっせん機関助成事業」を実施した。また、同事業について、こどもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関し、民間あっせん機関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等を嘱託契約等により配置できるよう加算を創設した。

また、民間あっせん機関の職員が受講する「養子縁組民間あっせん機関職員研修事業」を実施した。

ウ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換【こども家庭庁】

こども家庭庁では、児童養護施設におけるケア単位の小規模化等を行う「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」などを実施し、児童養護施設などにおいてもできる限り良好な家庭的環境を確保し、質の高い個別ケアが実現されるよう、施設の小規模かつ地域分散化の取組を推進するとともに、里親家庭への訪問や相談、支援が必要な地域の子育て家庭に対する育児不安の解消のための相談援助を行うなど、多機能化による地域

支援の取組を推進した。

2023年度においては、先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を図るとともに、児童養護施設等の多様な取組の実践を支援する「児童養護施設等高機能化・多機能化モデル事業」を創設した。また、乳児院や児童養護施設等における育児指導機能の強化や医療機関との連携強化、特定妊婦等への支援体制の強化等に係る事業の実施に要する費用の補助を行う「乳児院等多機能化推進事業」を拡充し、新たに障害等を有する児童に対して、入所前の受入れに係る連絡調整等や入所中の支援の補助を行うための職員配置に係る補助を新設した。

また、小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の整備を促進するため、都道府県等における整備候補地の確保等に向けた取組を支援する「児童養護施設等民有地マッチング事業」を実施した。

児童相談所や児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行う児童家庭支援センターにおいて、関係機関の連携を更に進めるため、「児童家庭支援センター運営等事業」を拡充し、児童相談所OB等によるスーパーバイザーの配置を行う場合の加算を新設した。

エ 児童養護施設等における人材育成【こども家庭庁】

こども家庭庁では、児童養護施設などにおけるこどもに対するケアの充実や被虐待児童



解説 家庭と同様の環境における養育の推進について

2016年の児童福祉法の改正で、国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等が明記された。具体的には、こどもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援し、こどもを家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合は、こどもが「家庭

における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう必要な措置を講ずることとされた。また、こどもを家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合は、こどもが「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講ずることとされた。

等に対する虐待の防止を図るため、職員の資質向上や研修指導者の養成を目的とする研修に係る費用の補助を行う「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」や、施設における基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するために都道府県等が実施する研修事業に補助を行う「基幹的職員研修事業」を実施した。

児童相談所やNPO等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の職員を対象とした研修の実施や、里親養育包括支援（フォスタリング）機関の担い手の掘り起こし、育成、確保を目的とした全国的なフォーラムを開催する「里親養育包括支援（フォスタリング）機関人材育成事業」を実施した。

オ 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築【こども家庭庁】

こども家庭庁では、都道府県が社会的養育推進計画を策定するに当たって、家庭養育優先原則と永続的解決（パーマネンシー保障の理念）に基づくケースマネジメントを徹底するために必要な体制構築にむけた取組等を進めるよう、「策定要領」において促している。

また、「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン」においても、親子関係再構築支援に当たっては、こどもの権利に根差して、こどもの健やかな育ちのため、パーマネンシー保障を目指す中で、こどもの最善の利益の実現を目的として実施する必要があることを示している。

カ 自立支援の強化【こども家庭庁】

こども家庭庁では、義務教育終了後、里親やファミリーホームへの委託、児童養護施設などへの入所措置が解除された児童（以下「措置解除児童」という。）などに対し、自立援助ホームにおける「児童自立生活援助事業」等による自立支援を行っている。

また、措置解除児童が22歳の年度末まで、児童養護施設や里親家庭などに居住して必要な支援を受けることができる事業に必要な費

用を補助する「社会的養護自立支援事業」等について、22歳の年度末以降も居住費や生活費などの支援に関しても受けられるよう拡充を行った。そのほか、児童養護施設退所者などに家賃相当額や生活費、資格取得費用の貸付けを行うことにより、円滑な自立を支援する「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」を実施している。

さらに、社会的養護経験者等の孤立化を防ぎ、自立に向けた継続した支援体制を構築するため、民間団体等において、社会的養護経験者等を対象とした全国交流会の開催などを行う「社会的養護経験者等ネットワーク形成事業」を実施した。

（ヤングケアラーへの支援）

ア ヤングケアラーの実態把握の実施【こども家庭庁】

こども家庭庁では、きめ細かな実態把握により、支援を必要とするヤングケアラーに着実に支援を届けるため、「ヤングケアラー実態調査・研修推進事業」において、地方公共団体が実施する実態調査の取組に対し財政支援を行っている。

イ ヤングケアラーの支援体制の構築【こども家庭庁】

こども家庭庁では、地方公共団体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、「ヤングケアラー支援体制構築モデル事業」において、関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」の配置や、ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への財政支援を行っている。

ウ ヤングケアラーの社会的認知度向上のための広報啓発【こども家庭庁】

こども家庭庁では、2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」として、ポスターや

図表2-1-31 ヤングケアラーに関するリーフレット

きょうだいの面倒みるなんて、あたりまえでしょ。友達と遊びたいけど、家のこともやらなきゃ。誰を頼っていいかわからないし。親にさせてあげたいから... 家族のこと、話したくない。部活? そりゃ、したいけどさ... ヤングケアラーなのかな? 進路なんて今は考えられない。

家族のケアを
こどもがしている。
ヤングケアラーを
知っていますか?

子どもみんな
こども家庭庁

ヤングケアラーは、一見ふつうのこどもたち。だからこそ、まわりが気づき、手をかけ、手を差し伸べることが大切です。

【ヤングケアラーとは?】 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること。責任や負担の重さにより、学習や友人関係などに影響が出ることがあります。

障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除などの家事をしている。

家族に代わり、お風呂などの世話をしている。

障害や病気のあるまわりの世話を担っている。

日本が第一言語でない家族の通訳や声かけなどの気づかいをしている。

日本が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。

家族を支えるために労働をして、所得や税金のある家族を養っている。

アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。

がん・難病・精神疾患など後継者に病気の家族の世話をしている。

障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。

障害や病気のある家族の入院やケアのサポートをしている。

ヤングケアラーは、家事や家族の世話などをがんばっているからこそ、こんな気持ちを持っているかもしれません。

あまり友達と遊べない... 寝る時間が足りなくて...
自分の時間がない...
学校に行きたくても行けない... 希望の進路を選べない...
宿題とか勉強する時間がない...

もし、悩みを抱えていたら...
相談できる場所が広がっています!

辛いときは、学校の先生・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・親戚の人など信頼できるまわりの大人に、頼ることが大切です。

困ったときに一緒に考えてくれる大人は必ずいます。いろいろな相談場所があるので、勇気を持って話して下さい。

SNS相談
電話相談
オンラインコミュニティ
相談窓口をCHECK

※お住まいの地域によって窓口などの開設状況は異なります。

リーフレットの配布、啓発動画の配信、特設ウェブサイトの公開、学校向け出前講座の開催などを通じ、集中的な広報・啓発活動等を行っている。

エ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実 (再掲)【文部科学省】

■参照 第1章第6節 (児童虐待防止対策等の更なる強化) ス



注目事例② 令和4年改正児童福祉法

改正児童福祉法の成立、施行

これまで、児童虐待防止のために様々な対策を講じてきているが、2022年度の児童相談所の児童虐待相談対応件数（速報値）は21万件を超え、過去最多となっている。増加の背景には様々な要因が考えられるが、社会の児童虐待に対する認識の高まりに伴い通報・相談が寄せられやすくなってきた一方で、核家族化の進行や地域関係の希薄化により孤立した状況の中で子育ての困難に向き合わざるを得ない世帯が多くなっていることが考えられる。

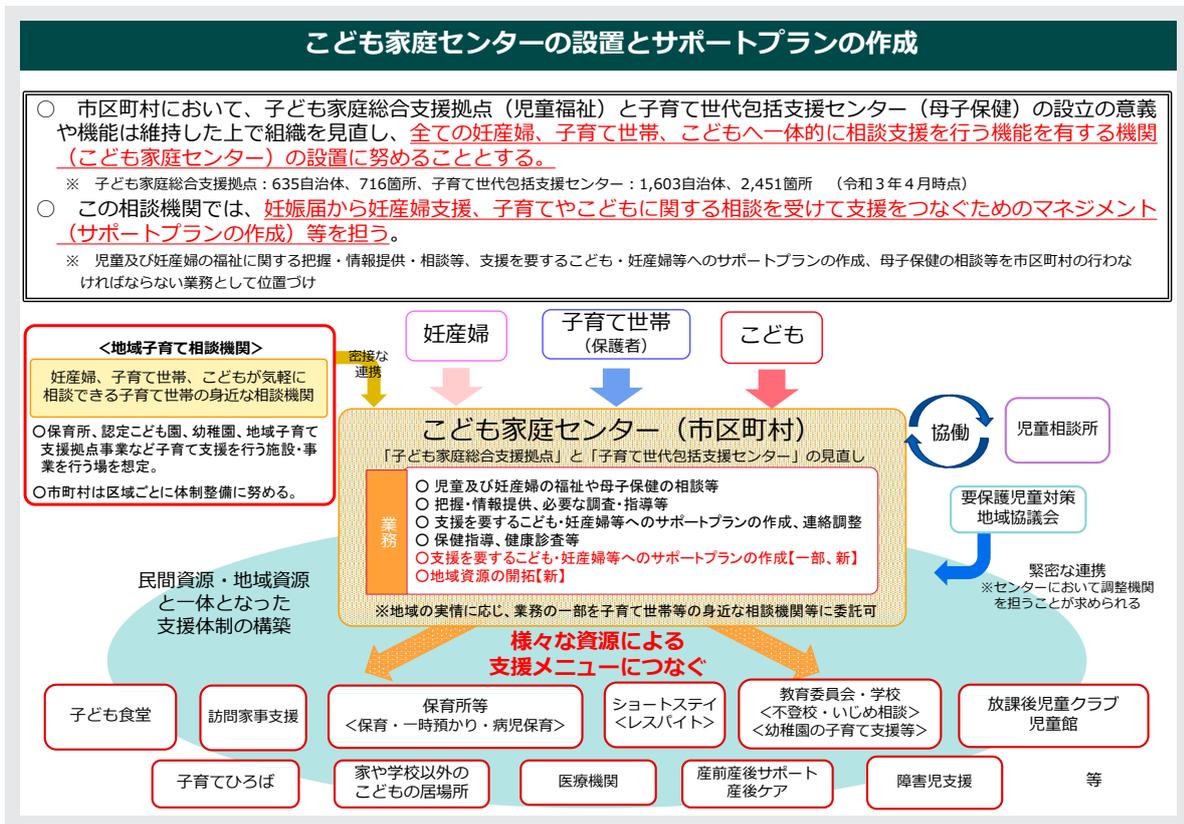
こうした状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を図るため、「こども家庭センター」の設置、支援を要するこどもや妊産婦等への「サポートプラン」の作成、訪問による家事支援等の事業の創設等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）が2022年6月8日に成立し、2024年4月1日に施行された。

こども家庭センターの整備等

これまで、市町村においては、母子保健機能を担う「子育て世代包括支援センター」と、児童福祉機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」をそれぞれ整備してきたところであるが、組織が別であるために、連携・協働を行う職員に負荷がかかる、情報共有がなされにくいなどといった様々な課題が生じていた。

そこで令和4年改正児童福祉法において、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て

図表2-1-32 こども家庭センターの設置とサポートプランの作成



世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の整備を進めることとした。

今後、「こども家庭センター」の全国展開を進め、母子保健と児童福祉の機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない支援を行うなど、市区町村としての相談支援体制の強化を図っていく。

「こども家庭センター」においては、これまで母子保健機能、児童福祉機能それぞれにおいて実施してきた相談支援等の取組を引き続き行うほか、支援を要するこども・妊産婦等への「サポートプラン」の作成や、民間団体との連携を含めた多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓等を担うこととなる。

また、「サポートプラン」の具体的な支援メニューとして活用できる支援事業についても、令和4年改正児童福祉法によって、訪問による家事等の支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」や、学校や家以外のこどもの居場所支援を行う「児童育成支援拠点事業」、親子関係の構築に向けた「親子関係形成支援事業」などが新設され、拡充が図られた。

これらの支援については、特に支援を必要とするこどもや家庭にはなかなか届きにくいという現状もあることから、「こども家庭センター」では、「サポートプラン」の作成や、令和4年改正児童福祉法により新設された事業を含む家庭支援事業の利用勧奨・措置を行うことにより、支援を必要とする家庭に対してより確実に支援を届けられるよう対応を進めていく。

図表2-1-33 市区町村における子育て家庭への支援の充実

市区町村における子育て家庭への支援の充実（1. ②関係）	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。 ※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦 ○ 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。 ○ 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。
新設	<p>子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む） ➢ 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。 例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等
	<p>児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象 ➢ 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う 例）居場所の提供、食事の提供、生活リズムの調整、学習支援、関係機関との調整 等
	<p>親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象 ➢ 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う。 例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等
拡充	<p>子育て短期支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。 ➢ 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。
	<p>一時預かり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。
	<p>地域子ども・子育て支援事業への位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 市区町村の計画的整備 ✓ 子ども・子育て交付金の充当

大阪府豊中市の取組

2024年4月1日の令和4年改正児童福祉法の施行に先駆けて「こども家庭センター」の機能を持つ相談支援機関を設置した大阪府豊中市の取組を紹介する。

大阪府豊中市では、相談・支援体制の更なる充実強化を図り、確実に、一人一人のこども・家庭にあった支援を届ける徹底的なサポートを早期に実現するため、「こども家庭センター」の機能を持つ「はぐくみセンター」を2024年4月からの法施行に先駆けて、2023年4月に設置した。

（「はぐくみセンター」の取組）

「はぐくみセンター」では、全ての妊産婦、こどもとその家庭に対し、令和4年改正児童福祉法で定める児童福祉と母子保健だけでなく、学校教育も一体となって、支援がより確実に届くよう取り組んでいる。

（ライフステージに寄り添う切れ目ないピュレーションアプローチの実践）

妊娠前の相談、母子健康手帳の交付時の全数面接の実施、こどもの健康と子育て相談の機会となる乳幼児健診や、ニーズに合わせて参加できる講座等に加え、児童発達支援や教育の総合相談など包括的な支援を行っている。

（一人一人のニーズに応じ、確実に支援を提供）

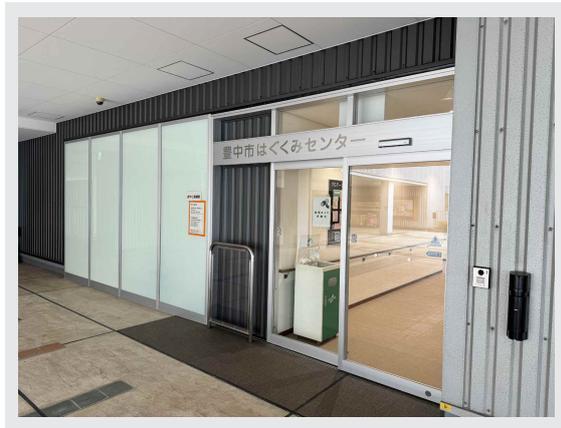
家庭支援や一時預かりなどの子育て支援メニューを質・量・種類ともに充実させることにより、サービスの利用しやすさの向上に向けて取り組んでいる。支援を必要とする子育て家庭には、専門職チームが支援ニーズに寄り添うサポートプランを作成している。また、サポートプランを作成する中で、支援メニューに新しいメニューが必要であると感じ、地域資源の開拓にも取り組んでいる。

さらに、ヤングケアラーの家庭訪問事業を開始するとともに、ヤングケアラーも含め支援が必要なこどもの居場所の開拓や、訪問・通い・泊まりといった支援をいかに活用していくかという次の課題に取り組んでいる。

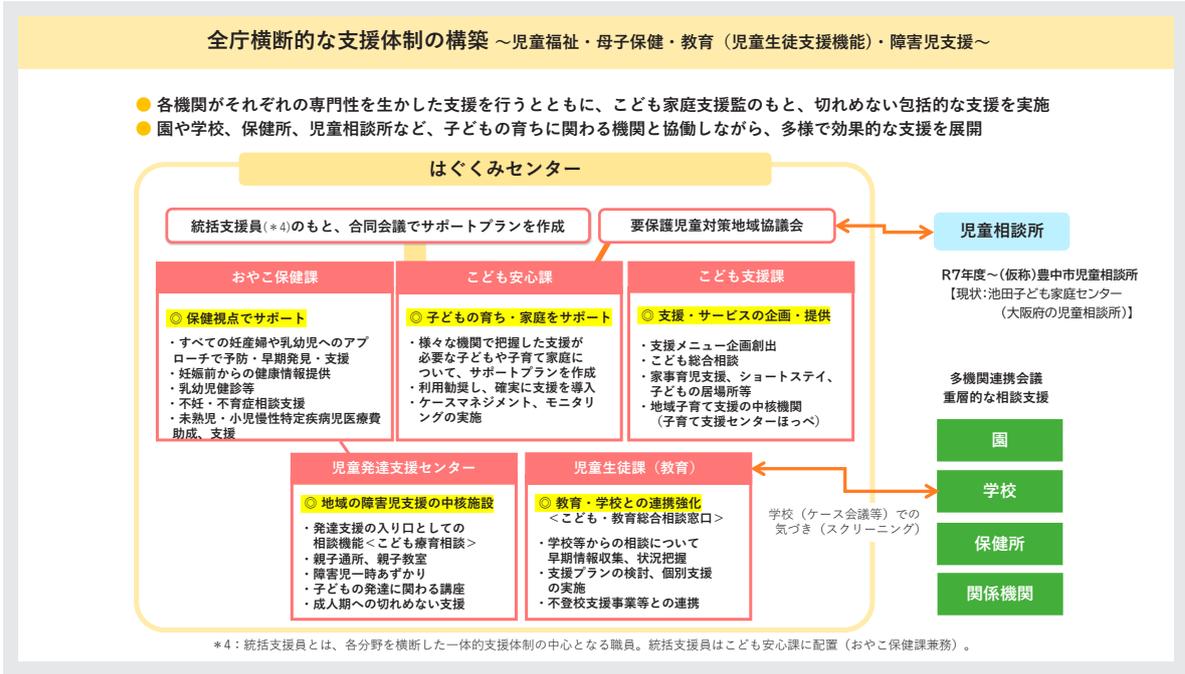
（「こどもまんなか社会」の実現に向け、全庁横断的な支援体制を構築）

児童福祉・母子保健・教育（児童生徒支援機能）、障害児支援を組織として一体化し、それぞれの専門性を生かした支援を行うとともに、市長直轄の「こども家庭支援監」の下、切れ目ない包括的な支援を行っている。また、保育園、学校、保健所、児童相談所など、こどもの育ちに関わる機関と協働しながら、多様で効果的な支援を展開している。

図表2-1-34 「はぐくみセンター」の外観



図表 2-1-35 大阪府豊中市における全庁横断的な支援体制の構築



第7節

こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

(こども・若者の自殺対策)

ア 自殺総合対策大綱【厚生労働省】

「第4次自殺総合対策大綱」(令和4年10月14日閣議決定)では、これまでの取組の充実に加えて、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」、「総合的な自殺対策の更なる推進・強化」に重点的に取

り組むこととしている。これを踏まえ、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、警察庁など関係省庁が連携し、こども・若者の利用が多いSNSを活用した相談事業の拡充、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育の推進、タブレット等を活用した自殺リスクの早期把握、こどもの自殺危機に対応していくチームの構築など、こどもの自殺対策を更に強化していくこととしている。

解説



「自殺総合対策大綱」

「自殺対策基本法」(平成18年法律第85号)に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものであり、おおむね5年を目

途に見直すこととされている。

URL:

https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou_r041014.html

図表2-1-36 「第4次自殺総合対策大綱」のポイント

「第4次自殺総合対策大綱」
(令和4年10月14日閣議決定)のポイント

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。(平成18年:32,155人-令和元年:20,169人)
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2 女性に対する支援の強化

- ▶ 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

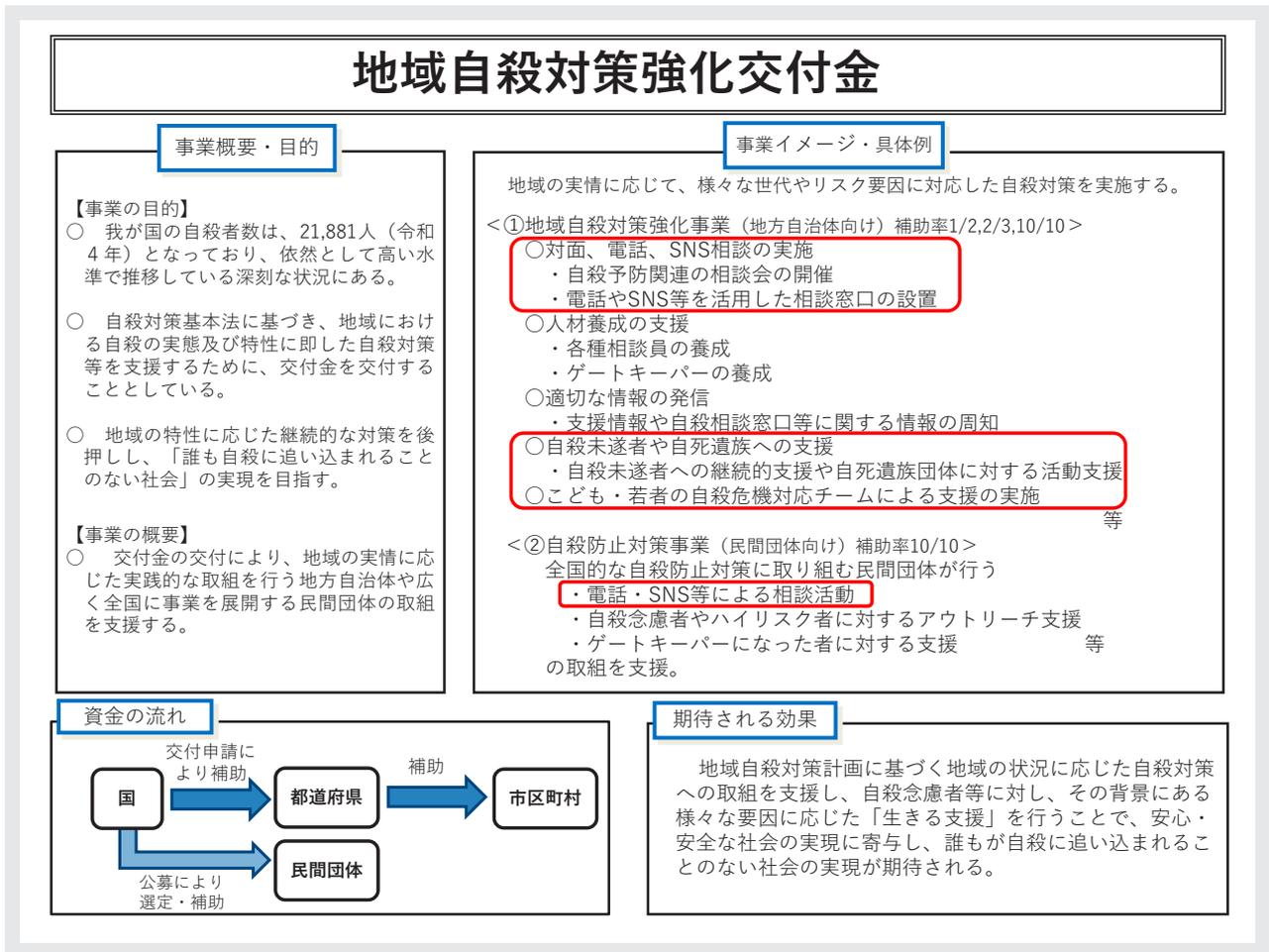
4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が丸くなって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。

■ 孤独・孤立対策等との連携 ■ 自殺者や親族等の名誉等 ■ ゲートキーパー普及※ ■ SNS相談体制充実 ■ 精神科医療との連携
■ 自殺未遂者支援 ■ 勤務問題 ■ 遺族支援 ■ 性的マイノリティ支援 ■ 誹謗中傷対策 ■ 自殺報道対策 ■ 調査研究 ■ 国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

図表2-1-37 取組例（地域自殺対策強化交付金）



イ 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」の推進【こども家庭庁】

近年、小・中学生、高校生の自殺者が増加しており、2022年は過去最高の514人となった。このような状況を踏まえ、こども家庭庁では、こども政策担当大臣を議長とする「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」を2023年4月より開催し、有識者・当事者のヒアリングも踏まえ、同年6月に「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめた。

同プランでは、

- ・ 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入促進
- ・ 都道府県・指定都市の「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置推進
- ・ 自殺に関する情報を集約した上で行う、要因等の多角的な調査研究

等を盛り込んでおり、関係省庁においては、同プランに基づき、総合的な取組を進めていくこととしている。

ウ 自殺統計原票の確実な作成・集計等こどもの自殺対策の推進【警察庁】

警察では、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づき、自殺統計原票の確実な作成・集計、自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動、インターネット上における自殺予告事案や自殺誘引等情報に係るプロバイダ等と連携した対応、いじめや性被害等からこどもを守るための対応等の取組を推進している。

図表2-1-38 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」の概要

こどもの自殺対策緊急強化プラン（概要）	
	令和5年6月2日 こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議
<ul style="list-style-type: none"> ○ 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。 ○ 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。 ○ このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。 ○ 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込めるよう検討を進める。 	
<p>こどもの自殺の要因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用） ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表 等 	<p>電話・SNS等を活用した相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施 ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化 等
<p>自殺予防に資する教育や普及啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定 ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知 等 	<p>自殺予防のための対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特別校の設置促進・充実 等
<p>自殺リスクの早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究 ・ 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進 等 	<p>遺されたこどもへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援 等
	<p>こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動 ・ 「こども若者★いけんぶらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む） ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成 等

エ 自殺に関する情報の収集【総務省】

消防庁では、毎年、全国の消防本部を対象に**救急搬送人員調査**を行っており、この中では、自損行為等により医療機関に搬送した方についても、集計を行っている。

KEYWORD

救急搬送人員調査

消防本部単位で報告される、発生年月日や年齢、性別、傷病程度（軽症・中等症・重症・死亡等）の情報を集計している。

オ こどもの自殺の要因分析等【こども家庭庁、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省】

「こどもの自殺対策緊急強化プラン」において、自殺に関する統計や関係資料を集約し、多角的な分析を行う調査研究を立ち上げることとされたことを受け、こども家庭庁に

おいて、警察・学校等の自殺に関する統計や関連資料を集約し、分析を行う調査研究を実施し、課題の整理等を行った。

カ 「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の推進【文部科学省】

文部科学省では、全てのこどもたちが「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう全国の教育委員会等に周知するとともに、学校が行う「SOSの出し方に関する教育」を含む自殺予防教育について、標準モデルの構築や啓発資料を国において作成・周知するため、有識者会議を立ち上げ、内容や留意事項に関する検討を行った。

キ 1人1台端末を活用した取組の促進【文部科学省】

文部科学省では、1人1台端末の活用等により、自殺リスクの把握や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステム

やその活用方法、マニュアル等を整理・作成の上、全国の教育委員会に周知した。また、収集したデータに基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施するのに当たり、必要な経費を令和5年度補正予算に計上し、実施に当たって留意すべき事項の説明など、全国の学校での実施を目指すために必要な準備を行った。

ク スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実(再掲)【文部科学省】

■参照 第1章第6節(児童虐待防止対策等の更なる強化)ス

ケ 24時間SOSダイヤルの開設やSNS等の活用等、教育相談体制の強化【文部科学省】

文部科学省では、夜間・休日を含め24時間いつでもこどものSOSを受け止めることができるよう、通話料無料の「24時間子供SOSダイヤル(0120-0-78310)」を整備するとともに、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を受け、SNS等を活用した子ども・若者向けの相談体制の整備を支援した。

解説



24時間子供SOSダイヤル

子どもたちが全国どこからでも夜間・休日含めて24時間いじめ等の悩みを相談することができるよう、全国統一ダイヤルを設置しており、電話を掛けると所在地の教育委員会の相談機関に接続される。

コ 電話・SNS等を活用した相談体制の整備【法務省、厚生労働省】

法務省の人権擁護機関においては、

- ・「インターネット人権相談受付窓口(こどもの人権SOS-eメール)」の開設
- ・フリーダイヤルの専用相談電話「こどもの人権110番(0120-007-110)」の開設
- ・全国の小学生・中学生を対象とした「こどもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)の配布
- ・LINEを利用した人権相談窓口「LINEじんけん相談」の開設

などを行い、いじめを始めとするこどもの人権問題について相談に応じているほか、人権相談窓口の更なる周知広報を図るなど、いじめを始めとするこどもの人権問題対策の強化を図っている。

厚生労働省では、自殺対策に係る電話、メール、SNS等による相談窓口の設置・運営の取組を行う地方公共団体・民間団体への支援を実施している。

サ 「子ども・若者の自殺危機対応チーム」²⁷⁾の立上げ・運用支援【厚生労働省】

厚生労働省では、都道府県・指定都市が、多職種の専門家で構成されるチームを設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある子ども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援する。

シ 一元的な相談支援体制の構築等に向けた環境整備【内閣官房】

内閣官房²⁸⁾では、孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける社会の実現を目指し、統一的な相談窓口から支援までつながる仕組みの構築等に向けた取組として、2022年度より「#9999」を用いた相談ダイヤルの試行を実施してきたところである。SNSと電

27) 2023年度においては、「若者の自殺危機対応チーム事業」。

28) 2023年度末をもって内閣官房にあった孤独・孤立対策担当室は廃止され、2024年度より内閣府に事務が移管された。

話相談の併用・連携、地域の公的支援機関へのつなぎ、ITを活用した相談対応の実施などによる持続可能な仕組み²⁹⁾の開発を目指すこととしており、2023年度においては、クリスマスや年末年始の期間が含まれる12月15日9時～1月4日9時までの約3週間にわたり試行実施した。

ス 遺児への支援【厚生労働省】

厚生労働省では、国又は地方公共団体を介した遺児を含む自死遺族関係団体等に対する活動等の支援（分かち合いの会、法律面・生活面の相談支援）を実施している。

（こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備）

ア こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備【こども家庭庁、総務省、経済産業省、警察庁、法務省、文部科学省】

フィルタリングの利用促進を目的として「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）が改正、2018年に施行された。

同法に基づき定められた「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」では、

- ・法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進
- ・青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進
- ・**ペアレンタルコントロール**による対応の推進

を柱とし、地方公共団体とともに官民連携して施策を強力に推進することとしている（2024年夏を目途に次期計画を策定予定。）。

KEYWORD

ペアレンタルコントロール

保護者がこどものライフサイクルを見通して、その発達に応じてインターネット利用を適切に管理すること。こどもの情報発信を契機とするトラブル防止の観点を含むものであり、管理の方法としては、技術的手段（フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等）と、非技術的手段（親子のルールづくり等）とに分かれる。

イ 情報リテラシーの習得支援、情報モラル教育の推進【文部科学省】

文部科学省では、プログラミング教育によって育成される資質・能力も含め、「情報活用能力」を構成する要素をこどもたちがどの程度身に付けているかを測定するために、2024年度の情報活用能力調査に向けて予備調査を実施した。

また、情報モラルについて普段から意識すべきことや直面する諸課題（ファクトチェックなど）について、こどもたちが自分で考え、解決できる力を身に付けることを目指し、情報モラル教育ポータルサイトにおける各種コンテンツの充実や情報モラル教育指導者セミナーを開催した。

ウ こども・若者を含む幅広い世代のICTリテラシー向上【総務省】

総務省では、こどもが安心・安全にインターネットやスマートフォンといった多様なICTサービスを使いこなす能力を取得する機会の増進と質の向上のため、以下の取組を行っている。

- ・こども・若者のインターネット・リテラシー向上を目的とし、特にインターネット上の危険・脅威に対応するための能力とその現状等を可視化するため、「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（ILAS：Internet

29) ここでは、SNSやITの活用によって相談員の負担軽減を図ることにより、持続可能な形での実施を目指す仕組みを指す。

Literacy Assessment indicator for Students)」を開発し、2012年度より毎年、高校1年生を対象に、インターネット・リテラシーを測るテストとインターネット等の利用状況に関するアンケートを実施。

- ・文部科学省及び情報通信分野の企業・団体等と協力しながら、子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的とした出前講座である「e-ネットキャラバン」を、子どもたち・保護者・教職員等を対象として全国で実施。
- ・子育てや教育の現場での保護者や教職員の活用に資するため、インターネットに係るトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を2009年度より毎年更新・作成しており、2023年度は「インターネットトラブル事例集(2024年版)」を作成。

また、子ども・若者のインターネット利用について、総務省は、青少年インターネット環境整備法に基づいて、インターネット上の有害な情報から子どもを保護するフィルタリングの利用促進のため、携帯電話事業者や関係団体等と連携し、学校関係者や保護者のフィルタリングに係る理解の向上に努めているほか、フィルタリングを含むペアレンタルコントロールによる対応の推進に資する調査

研究を実施している。

エ こどもの性被害等防止のための注意喚起・警告活動の推進【警察庁】

2023年中、SNSに起因して犯罪被害に遭ったこどもの数は、1,665人と前年からは減少したものの、依然として高い水準で推移している。このような状況を踏まえ、警察では、SNSに起因する事犯を防止するため、こどもの性被害等につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を推進している。

オ SNS事業者等の自主的な取組に対する支援【警察庁】

警察では、SNS事業者等で構成される事業者団体である一般社団法人「ソーシャルメディア利用環境整備機構」の青少年保護活動に参画し、SNSに起因する事犯の被害実態に関する情報提供を行うとともに、利用者の年齢確認の推進等、個々の事業者における自主的なこどもの被害防止対策の強化を促進している。また、主な出会い系サイト事業者に対しても、SNS事業者と同様に、こどもの性被害等の実態に関する情報提供を行うとともに、サイト利用者が18歳未満でないことの確認の徹底等の被害防止対策に関する申入

解説



SNSに起因する事犯

SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事案をいう。

SNSに起因する事犯の対象犯罪は、児童福祉法、児童買春・児童ポルノ禁止法³⁰⁾、青少

年保護育成条例、性的姿態撮影等処罰法³¹⁾に違反する行為のほか、面会要求等、殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ、逮捕監禁である。

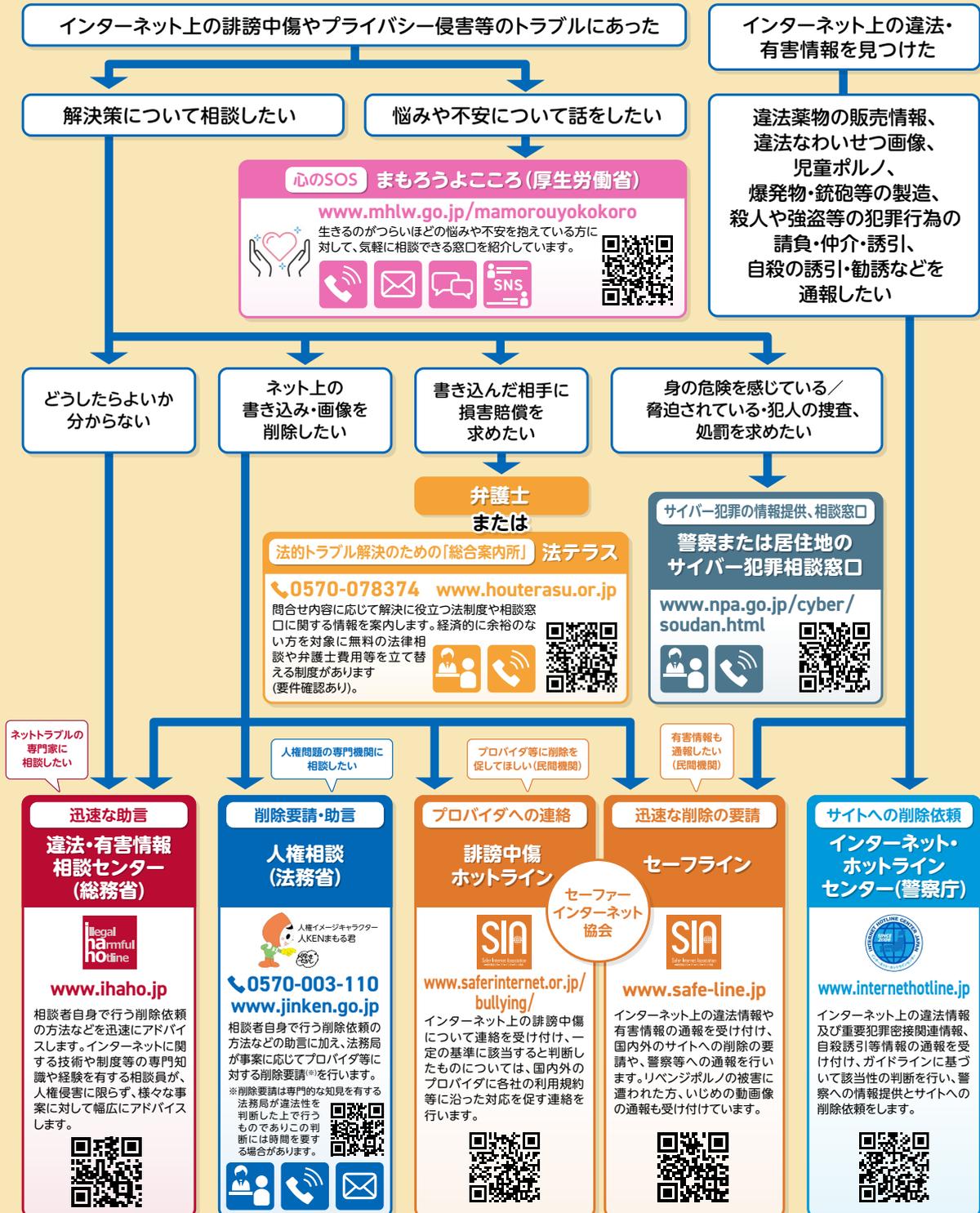
30) 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(平成11年法律第52号)

31) 「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押取物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」(令和5年法律第67号)

図表2-1-39 インターネット上の人権侵害等に関する各種相談・通報窓口

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面 電話 メール チャット SNS 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「情報セキュリティ安心相談窓口」があります。
 ※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

れを実施している。

カ インターネット上の人権侵害に係る人権啓発活動の実施【法務省、総務省】

法務省の人権擁護機関では、「インターネット上の人権侵害をなくそう」を人権啓発活動の強調事項として掲げ、中学生などを対象に携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室を実施しているほか、啓発冊子の配布や啓発動画の配信、シンポジウムの開催などの人権啓発活動を行っている。また、SNS事業者団体等と共同して、「#No Heart No SNS」をスローガンに、SNS利用に関する人権啓発サイトを開設し、情報モラルの向上を図るとともに、インターネット上の人権侵害等に関する各種相談・通報窓口を整理したフローチャートを掲載して、人権相談窓口の周知・広報を行うなど、対策の強化に取り組んでいる。

(こども・若者の性犯罪・性暴力対策)

ア 「子供の性被害防止プラン2022」の推進【こども家庭庁、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、観光庁】

「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」（2022年5月20日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、政府全体で児童買春や児童ポルノの製造等のこどもの性被害に係る対策を推進している。

イ 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」の実施【こども家庭庁、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、観光庁】

弱い立場に置かれたこども・若者が、性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たず、被害に遭ってもそれを性被害であると認識でき

ないことや、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しいことなどの課題を踏まえ、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（2023年7月26日「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」・「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議）を取りまとめ、関係省庁において、対策の強化を図っている。

ウ 痴漢・盗撮の被害申告・相談をしやすい環境の整備【警察庁】

2023年3月30日に策定された「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」を踏まえ、被害を申告・相談しやすい環境の整備のための取組として、被害者・目撃者の方にとってほしい行動、被害の届出を受けた警察の対応、通報・相談窓口の連絡先等について、中学生、高校生等からの意見も取り入れ、若年層にも分かりやすく記載したリーフレットを作成し、警察庁のウェブサイトに掲載したほか、都道府県警察において、各種機会を通じて普及を図っている。

エ 相談・被害申告をしやすくする取組【法務省】

全国の法務局・地方法務局等において、こどもの性被害（性的搾取等）を含むあらゆる人権問題について人権相談に対応している。また、フリーダイヤルの電話相談窓口「こどもの人権110番」、インターネット人権相談受付窓口「こどもの人権SOS－eメール」及びLINEを利用した人権相談窓口「LINEじんけん相談」の運用、「こどもの人権SOSミニレター」（相談用の便箋兼封筒）の全国の小・中学生への配布等の取組を実施している。

オ こどもの性的搾取等事犯に対する取締りの強化【警察庁】

警察は、時代とともにこどもの福祉を害する犯罪に係る被害の形態等が変遷していることを踏まえ、加害者に対する恋愛感情に付け

図表2-1-40 「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」の概要

子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022概要

現行プラン

平成29年4月、犯罪対策閣僚会議において、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会までを視野に入れたプランを決定

情勢・課題

- ・加害者との接触を媒介するツール等の普及、多様化等
- ・SNSに起因する児童買春事犯・児童ポルノ事犯が高水準で推移
- ・国際社会との連携・情報発信強化の必要性 など

新プランの策定

- ・現行プランの6つの柱を維持しつつ、各柱の施策について、今後継続すべき施策に現在の情勢・課題を踏まえた施策を新たに追加
- ・今後5年間を目途に現行法を前提として取り組むべき施策を取りまとめ
- ・進捗状況についてフォローアップを実施

新規追加施策

1. 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化
 - 地域の関係機関への情報発信等を通じ、地域の関係機関・団体等の連携・協力による児童の性的搾取等の撲滅に向けた取組の促進
 - 児童買春等の法令違反のサービス提供が行われないよう、旅行者等による自己点検や国・地方公共団体による立入検査を通じた指導の実施
 - 「若年層の性暴力被害予防月間」を実施し、関係府省、地方公共団体、関係団体等と連携・協力し、AV出演被害、「JKビジネス」等の若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や被害に遭った場合の相談先の周知を推進
 - 虐待、性的搾取等・性暴力等の分野における取組を取りまとめた「子どもに対する暴力撲滅行動計画」に基づく、関係府省庁の連携した取組の実施
2. 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援
 - 性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」をはじめとする生命の尊さを学び生命を大切に教育などの推進
3. 児童の性的搾取等に使用されるツールや場所等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進
 - SNS事業者団体の青少年保護活動に参画し、被害実態に関する情報提供を行うとともに、個々の事業者における自主的な対策強化を促進
 - SNS上の不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を推進するとともに、AI技術の活用など効果的な手法の導入を検討
 - 官民が連携し、AV出演被害問題・「JKビジネス」・援助交際等の性的搾取等の根絶を目指し、被害防止に係る取組を推進
 - 被害場所の実態把握、被害場所に関する分析を実施し、関係府省庁の協力を得て関係団体等へ情報を提供
4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進
 - 児童相談所、教育機関、法務局等において面接等に加え、SNSの活用による相談しやすい環境整備を実施
5. 被害情勢に即した取組の強化と加害者の更生
 - 矯正施設に収容中の性犯罪者等について、矯正施設収容中から医療機関等の医師や社会福祉士等の専門家による面接を実施し、個々人の特性やニーズに応じた医療機関等による多様な方法、内容による退所後の治療等につなげ、再犯防止を推進
 - 刑事手続の終了後も、地域社会において性犯罪者に対するカウンセリング等再犯防止に向けた支援が提供されるようにするなど、国と地方公共団体とが連携した性犯罪者の再犯防止対策の推進
 - 仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着義務付けなど、諸外国の法制度・運用や技術的な知見等を踏まえた所要の検討を実施
6. 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の整備・強化
 - 過去40年間の懲戒免職処分歴等の情報検索が可能な「官報情報検索ツール」の更なる活用の促進や児童生徒に対して性暴力に及んだ教育職員の原則懲戒免職の徹底
 - 保育士資格について、特定免許失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討するとともに、性暴力等を行ったベビーシッターに対する業務停止命令等に関する情報を共有・公表する仕組みの構築を検討
 - 教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版D.B.S.）の導入に向けた検討
 - 児童が対象となる場合を含め、競技者に対する性的意図を持った写真や動画の撮影・流布等によるハラスメントについて、関係団体・関係省庁とも連携しつつ、問題に関する啓発等、防止に向けた取組を推進
 - 子供に対する性被害に対処するための刑事法の整備について、性犯罪に対処するための法整備に関する法制審議会の審議結果を踏まえた所要の検討を実施

図表2-1-41 「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」の概要

子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ（概要）

令和5年7月26日「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」・「子どもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」合同会議

〇弱い立場に置かれた子ども・若者が、性犯罪・性暴力被害に遭う事案が後を絶たない
 〇子ども・若者は、被害に遭っても、それを性被害であると認識できない、声を上げにくく適切な支援を受けることが難しい
 →**すべての子ども・若者が安心して過ごせる社会の実現**のためには、対策の一層の強化が喫緊の課題

I 三つの強化策の確実な実行

1 加害を防止する強化策

- (1) 改正刑法等による厳正な対処、取締りの強化
 - 性犯罪に係る改正刑法等及びその趣旨・内容の周知、改正後の刑法等の関係法令を踏まえた厳正な対処
 - 加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯（親族関係、雇用関係、師弟関係等）などについて、全国で取締りを強化
 - 「匿名通報事業」に係る対象の変更・拡大及び一層の周知
- (2) 日本版DBSの導入に向けた検討の加速
- (3) 保育所等での虐待防止のための児童福祉法改正の検討
- (4) 児童・生徒等への教育啓発の充実
 - 学校における「生命（いのち）の安全教育」の全国展開
 - 小学生等を対象にプライベートゾーン等の啓発キャンペーン
 - 中高生等を対象とする学校現場での改正刑法等の周知徹底
 - 外部講師の活用等による性と健康に関する教育等の実施
 - eネットキャラバン講座に係る情報提供の実施

2 相談・被害申告をしやすくする強化策

- (1) 相談窓口の周知広報の強化
- (2) SNS等による相談の推進
 - SNS相談「Cure time（キュアタイム）」
 - 子どもの人権相談
 - 親子のための相談LINE等を通じた児童相談所による支援実施
- (3) 子育て支援の場等を通じた保護者に対する啓発
 - 保護者として身に付けることが望ましい知識について周知・啓発（子どもの性被害のサイン、「記憶の汚染」を避ける、相談先等）
- (4) 男性・男児のための性暴力被害者ホットラインの開設
- (5) 相談・被害申告への適切な対応のための体制整備
 - 児童からの聴取に係る体制等の整備
 - 医師に対する協力謝金の拡充の検討や泌尿器科、肛門科、小児科を含む証拠採取の環境整備

3 被害者支援の強化策

- (1) ワンストップ支援センター等の地域における支援体制の充実
- (2) 学校等における支援の充実
 - 児童生徒から相談を受けた際の養護教諭を含む教職員の対応のポイント等の周知
 - 児童館や放課後児童クラブにおける対応・支援の充実
- (3) 医療的支援の充実
 - 受診可能な医療機関リストを整備し関係機関において共有する等の取組の促進、医療機関におけるワンストップ支援センターの認知度向上
- (4) 法的支援の充実
 - 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設に向けた取組
 - 文化芸術分野の契約、ハラスメントを含むトラブル等に関する相談窓口

II 緊急啓発期間の実施

政府を挙げた啓発活動を集中実施（本年8月～9月）

- ① 加害の抑止（改正刑法等の周知）
- ② 相談窓口の周知
- ③ 被害に気付いた者の適切な対応

III 被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案

- 被害当事者や支援者等の意見を継続的に聴取、調査分析等による知見を共有 → **的確な被害実態等の把握**
- 不断の検討により、加えて実施すべき施策があれば、果敢に実行

※「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」、「子供の性被害防止プラン2022」、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」等の関連施策も着実に実行

図表2-1-42 「子どもの人権SOSミニレター」

子どもの人権 SOS ミニレター

小学生用

悩みを覚えて！
必ず力になるよ！

悩みがあったら
手紙を書いてね

ひみつは
守るよ

子どもの人権 SOSミニレターって？

あなたの悩みを、あなたの力になってくれる人が読んで必ず返事をくれる手紙だよ。どんな悩みでもいから、この裏面に相談したいことを書いて、気軽に送ってね。お友達が困っているときも相談してね。（初手はいらないよ！）

どんな人が返事をくれるの？

みなさんの人権を守る仕事をしている人権推進課や児童館の職員が返事をするよ。

友達には、人が困っているときに助けてあげることができるとかかかっている友達の悩みをみんなが困っている心を待たずに守られるのだから、みんなも人権を大事にしてほしい。困窮されたりするのは、人が守られていないということ。そんなときは、このミニレターを使おう。

SOSミニレターは、SOSカードと同じように返事してもらえます。
 〒100-8110 東京都千代田区千代田1-1-1 児童相談所（東京都）に送ります。

SOSミニレターはこんなふうに
つかってね！

- 1 書いて送るよ
（学校や家で）
お友達が困っているときは、必ず送ってね。
- 2 それをSOSミニレターに書いて送るよ！
- 3 手紙が電卓で
あなたに返事が来るよ！

SOSミニレターの他に、「電話」、「メール」、「SNS」で相談することもできるよ。

電話で相談
電話料金はかからないよ。携帯電話・スマートフォンからもかけられるよ。
子どもの人権 110番
 ☎ 0120-007-110 (通話無料)
 電話番号：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 ※土曜日、日曜日、祝日の場合は児童相談所まで。

メールで相談
法務省のホームページでも相談を受け付けているよ。
子どもの人権 SOS-eメール
<https://www.jinken.go.jp/kodomo>
 インターネット人権相談

LINEで相談
LINEでも相談を受け付けているよ。
LINEじんけん相談
 @snsjinkensoudan
 こちらから友達に紹介してください

1円切って、カードとして使ってもいいよ。

困ったことをなんでも相談してください。
通話無料 子どもの人権110番
 ☎ 0120-007-110
 電話番号：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 ※土曜日、日曜日、祝日の場合は児童相談所まで。

人権推進課や児童館の職員が返事をするよ。

込んだ事案や、親族関係、雇用関係、師弟関係等を背景とした加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯などについて、全国で取締りを強化し、その早期発見と被疑者の迅速な検挙に努め、被害に遭ったこどもの保護を図っている。また、低年齢児童ポルノ愛好者グループによる事犯や児童ポルノ販売グループ等による事犯等の悪質な児童ポルノ事犯に対する取締りを強化しており、2023年中には、2,789件を検挙した。

カ 警察官等に対する各種研修の充実【警察庁】

こどもや男性といった多様な被害者を含む性犯罪被害者への適切な対応を行えるよう、警察官等に対する各種研修について、児童心理の専門家等や男性が被害者となる事件の捜査・支援の経験を有する職員による講義の拡充、こどもの頃に被害を受けた当事者や男性被害者の声を反映させること等を通じ、その内容を拡充している。

キ 改正刑法等の趣旨・内容を広く国民に周知【法務省】

性犯罪に対処するための法整備として、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」(令和5年法律第66号)及び「性的な姿態を

撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」(令和5年法律第67号)が成立したところであるが、その趣旨及び内容について、法務省及び関係府省庁のホームページ・SNSを通じて広く国民に対する周知を図るとともに、特に、こどもや若者への周知のため、小学生・中高生・大学生用の3種類のリーフレットを作成し、全国の学校に提供するなどした。

ク 性犯罪・性暴力に対する厳正な対処【法務省】

検察当局においては、こどもや若者に対する性犯罪に対して、改正後の刑法等の関係法令の内容及び趣旨を踏まえ、法と証拠に基づき厳正に対処している。

ケ 教材等の活用促進【文部科学省】

文部科学省では、こどもたちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育」の教材・指導の手引き、動画教材を学校等の校内研修や授業等において活用するよう促した。また、教材等を活用して指導モデルの開発を行った。



資料：「生命(いのち)の安全教育」教材・指導の手引き、動画教材(文部科学省ホームページ)
URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html

コ 普及啓発の推進【文部科学省】

文部科学省では、教育委員会や学校等に対し、性犯罪・性暴力対策に関する政府の取組や現状など「生命(いのち)の安全教育」の

取組を進める上で必要となる情報を適時共有するとともに、全国フォーラムを開催し、全国の学校等で「生命(いのち)の安全教育」が行われるよう普及啓発を行った。



資料：「性犯罪・性暴力対策の強化について」(文部科学省ホームページ)
URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

サ 取組事例の横展開【文部科学省】

文部科学省では、学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しし、全国展開の加速化を図るため、学校や教育委員会等の取組を実践事例としてまとめて公表し、全国の学校等において活用するよう促した。

シ 法案提出に向けた制度検討【こども家庭庁】

こども家庭庁では、2023年6月から9月まで「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」を開催し、同月12日に報告書を公表した。これを踏まえ、こどもの性被害防止のためにより実効的な制度となるよう検討を進め、2024年3月、2024年通常国会（第213回国会）に「学校

解説



学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案

児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等

及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けるなどする。

図表 2-1-43

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案」の概要



学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案の概要

法案の趣旨

児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けるなどする。

法案の概要

1. 学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務等

学校設置者等（学校、児童福祉施設等）及び民間教育保育等事業者（学習塾等）について、その教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努めるとともに、被害児童等を適切に保護する責務を有することを規定

2. 学校設置者等が講ずべき措置

学校設置者等が講ずべき措置として以下のものを規定

- ・ 教員等に研修を受講させること、児童等との面談・児童等が相談を行いやすくなるための措置
- ・ 教員等としてその業務を行わせる者について、4に掲げる仕組みにより特定性犯罪前科の有無を確認
- これらを踏まえ、児童対象性暴力等が行われるおそれがある場合の防止措置（教育、保育等に従事させないこと等）を実施
- ・ 児童対象性暴力等の発生が疑われる場合の調査、被害児童等の保護・支援

3. 民間教育保育等事業者の認定及び認定事業者が講ずべき措置

- ・ 内閣総理大臣は、2に掲げる学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている事業者について、認定・公表
- ・ 認定事業者には2に掲げるものと同等の措置実施を義務付け
- ・ 認定事業者は、認定の表示可能
- ・ 認定事業者に対する内閣総理大臣の監督権限の規定を創設

4. 犯罪事実確認の仕組み等

- ・ 2及び3の対象事業者が内閣総理大臣に対して申請従事者の犯罪事実を確認する仕組みを創設する。当該仕組みにおいては、対象となる従事者本人も関与する仕組みとする。
- ・ 内閣総理大臣は、対象事業者から申請があった場合、以下の期間における特定性犯罪（痴漢や盗撮等の条例違反を含む）前科の有無について記載した犯罪事実確認書を対象事業者に交付する。ただし、前科がある場合は、あらかじめ従事者本人に通知。本人は通知内容の訂正請求が可能
- ア 拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年
- イ 拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定日から10年
- ウ 罰金：刑の執行終了等から10年
- ・ 犯罪事実確認書等の適正な管理（情報の厳正な管理・一定期間経過後の廃棄等）

5. その他

- ・ この法律案に定める義務に違反した場合には児童福祉法等に規定する報告徴収等の対象となること等を規定【学校教育法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律】
- ・ 施行後3年後の見直し・検討規定を設ける

施行期日

施行期日：公布の日から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日

設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案」を提出した。

(犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備)

ア 有害環境対策の推進【文部科学省】

文部科学省では、青少年インターネット環境整備法を踏まえつつ、地域・民間団体・関係府省庁等と連携を図りながら、こども・若者のインターネットの適切な利用について、保護者及びこども・若者に対する啓発を推進した。

また、アルコール、薬物、ギャンブル等への依存等が社会的な問題となっていることを踏まえ、こども・若者、保護者、地域住民等向けの依存症予防教育を実施した。

イ 犯罪被害からこどもを守るための取組の推進【警察庁、文部科学省】

「登下校防犯プラン」(2018年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定)等に基づき、警察では、教育委員会・学校、自治体、保護者、見守りに関わる地域住民等と連携し、通学路や登下校時の集合場所等の点検を実施するとともに、こうした場所への重点的な警戒・パトロールを実施しているほか、スクールサポーターを学校へ派遣し、こどもの安全確保に関する助言を行っている。

また、警察署と教育委員会、小学校等との間で情報共有体制を整備し、電子メール等を活用した情報発信を行っているほか、学校と連携し、こどもの年齢や理解度に応じ、危険な事案に遭遇した場合の初期的対応等について参加・体験型の防犯教室を開催するなど、こどもが危険を予測・回避する能力を身に付

けられるための防犯教育を推進している。

ウ 青少年の非行・被害防止全国強調月間【こども家庭庁、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、最高検察庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、最高裁判所】

こども家庭庁では、学校が夏季休業に入る毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」とし、2023年度は「インターネット利用におけるこどもの犯罪被害等の防止」を最重点課題に掲げ、関係府省庁、地方公共団体、関係団体等の協力を得て、広報啓発等の活動を推進するなど、こども・若者の非行・被害防止のための国民運動を展開した。

エ 通学路等の交通安全対策【こども家庭庁、内閣府、警察庁、文部科学省、国土交通省】

2021年6月、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する痛ましい交通事故が発生した。この事故を受け、国において決定された緊急対策³²⁾に基づき、学校、教育委員会、警察、道路管理者が連携し、通学路における合同点検が実施された。

点検後は、地域の実情に対応した効果的な対策が検討され、速度規制や登下校時間帯に限った車両通行止め、スクールガード等による登下校時の見守り活動等のソフト対策に加え、歩道やガードレール等の整備等によるハード面での対策が実施されてきた。2023年4月から、これらの対策については、こども家庭庁が司令塔³³⁾となり、関係府省庁³⁴⁾と緊密に連携を図りながら推進している。

32) 「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」(2021年8月4日交通安全対策に関する関係閣僚会議決定)

33) 具体的には、こども家庭庁成育局長を議長とする「通学路における合同点検に係るワーキングチーム」が設置された(2023年4月5日交通対策本部長決定)。

34) 内閣府、警察庁、文部科学省、国土交通省

オ 登下校防犯ポータルサイトによる取組の支援【こども家庭庁】

2018年5月、下校途中の7歳の児童が殺害される痛ましく許し難い事件が発生した。この事件を受け、政府は登下校時における総合的な防犯対策の強化が必要との認識の下、「登下校防犯プラン」として対策を取りまとめた。

同プランに基づき、こども家庭庁では、内閣府から移管を受けた「登下校防犯ポータルサイト」を運営し、登下校時におけるこどもの安全確保のための関係省庁の施策や各地域の取組等の情報を集めて発信し、地域の取組の支援を実施している。さらに、同サイトの内容を見直し、登下校時の防犯対策に取り組む関係者の参考となるよう、充実を図っている。

カ 道路の無電柱化【国土交通省】

国土交通省では、2021年5月に策定した「無電柱化推進計画」に基づき、学校周辺の通学路、歩行者が路側帯内にある電柱を避けて車道にはみ出すような道路、車道の建築限界内に電柱が設置されている道路等、安全かつ円滑な交通の確保のために必要な無電柱化を推進した。

KEYWORD

「無電柱化推進計画」

近年頻発する災害や高齢化等に、より一層対応するため、2021年度から5年間で約4,000kmの新たな無電柱化に着手することを計画目標とした「無電柱化の推進に関する法律」（平成28年法律第112号）第7条の規定に基づく国土交通大臣決定の計画のこと。

キ 安全で快適な自転車等通行空間の創出【国土交通省】

国土交通省では、自転車通行空間を確保する方策や通学路を含む自転車・歩行者の安全

に向けた取組などについて有識者による委員会³⁵⁾において議論し、自転車通学路などを含む自転車ネットワークの形成と歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備が促進されるよう、改定版ガイドライン³⁶⁾の素案を作成した。

ク こどもの事故防止に関する取組の推進【こども家庭庁、警察庁、消費者庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁】

2022年は、窒息や溺水、転落事故を始めとする不慮の事故により、14歳以下のこどもが181人亡くなっている。こどもたちの明るい未来のため、防ぐことのできるこどもの事故を防止するために、「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を開催し、関係府省庁が緊密に連携して、こどもの事故に関する情報交換を行い、情報の収集・分析や各種の事故防止のための取組を行っている。また、「こどもの事故防止週間」を設け、関係府省庁が連携した集中的な広報啓発を行った。

さらに、予期せず起こりやすい事故とその予防法・対処法のポイントをまとめたハンドブックを作成・周知した。

ケ こどもの製品事故防止への取組の実施【経済産業省】

幼児期までのこどもは、行動特性の一つとして身の回りにあるものを口に入れて調べようとすることから誤飲事故が発生する可能性が高く、安全な製品の流通を通じてこどもの安全を守ることが重要である。経済産業省では、2023年5月に、誤飲により開腹手術が必要となった事故が報告されていた、磁石製娯楽用品（いわゆるマグネットセットを含む）と吸水性合成樹脂製玩具（いわゆる水で膨らむボールを含む）を「消費生活用製品安

35) 安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会

36) 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

図表2-1-44 「予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業」の概要

予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業

令和6年度予算：1.2億円（1.1億円）
【令和2年度創設】

目的

- 予防のためのこどもの死亡検証は、こどもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 今般、成育基本法や、死因究明等推進基本法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内容

- （1）推進会議**
医療機関、行政機関、警察等とこどもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。
- （2）情報の収集・管理等**
こどもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。
- （3）多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）**
死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果表）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

<事業イメージ>



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国10/10
- ◆ 補助単価：年額 12,647,020円

事業実績

- ◆ 実施自治体数（変更交付決定ベース）
令和4年度：8自治体（北海道、福島県、群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県）

全法」(昭和48年法律第31号)において新たな規制対象製品に指定した。さらに、玩具等のこども用の製品について、技術基準への適合や対象年齢等の表示を求めることにより、こども用の製品による事故を未然に防ぐことができる環境を整備する。

コ 防犯・交通安全・防災教育を含む学校における体系的な安全教育の推進【文部科学省、警察庁】

文部科学省では、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、安全に関するこどもたちの資質・能力を育成することを目標として、防犯・交通安全・防災教育を含む学校における体系的な安全教育を推進している。

警察庁では、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を体験に基づいて習得し、その必要性を理解できるようにするため、心身の発達段階に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進している。

サ 学校における安全管理の取組の充実【文部科学省】

文部科学省では、学校の施設・設備等に起因する事故を防止することを目的とし、学校における施設・設備の安全点検に関する標準的な手法等を「学校における安全点検要領」として取りまとめた。また、「学校事故対応に関する指針」について、事故の未然防止や事故発生に備えた体制整備、被害児童生徒等及びその家族への支援、事故等の検証や再発防止策の検討、死亡事故等の発生に関する国への報告等について実効性を高めるための改訂を行った。

シ 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進【文部科学省】

文部科学省では、通学時の安全確保を始めとする交通安全の観点、日常生活や犯罪被害防止等の生活安全の観点、災害発生時の対応等の災害安全の観点を念頭に、こどもたち等を取り巻く学校安全上の課題に対して、家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の取組を推進している。

ス CDRの体制整備に必要な検討の推進【こども家庭庁】

こども家庭庁では、2020年度より、CDRの体制整備に向けた検討を進めるため、「予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業」³⁷⁾を実施している。また、2022年度から、国民のCDRの理解を促進するために、広報啓発事業³⁸⁾を実施している。

KEYWORD

CDR (Child Death Review : チャイルド・デス・レビュー)

こどもが死亡した時に、複数の機関や専門家(医療機関、警察、消防、行政関係者等)が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とする、予防のためのこどもの死亡検証のこと。

(非行防止と自立支援)

ア 非行防止・相談活動等の推進【警察庁】

警察では、心理学等の専門的知識を有する少年補導職員等を中心に、少年相談活動や街頭補導活動、継続補導活動等の各種活動を通じ、問題を抱える少年の早期発見及び少年や保護者に対する問題解決のための助言、指導に努めるなど非行防止に向けた取組を推進し

ている。

また、問題を抱え、再び非行に走る可能性のある少年に対し、積極的に連絡を取り、地域の人々と連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組等を通じてその立ち直りを図る「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」や少年を見守る社会気運の向上を目指した各種対策による「**非行少年**を生まない社会づくり」の取組を全国的に推進している。

KEYWORD

非行少年

「少年法」(昭和23年法律第168号)第3条第1項各号に掲げる犯罪少年、触法少年及びごく犯少年のこと。

イ 非行防止教育等の推進【文部科学省、警察庁】

警察は、職員の学校への派遣や少年警察ボランティア等の協力により非行防止教室を開催している。具体的な非行事例等を題材にして直接少年に語り掛けることにより、少年自身の規範意識の向上を図っている。

ウ 非行防止等のための関係機関・団体との連携【警察庁、文部科学省】

少年の非行防止や健全育成を図るためには、警察と学校が密接に連携する必要があることから、警察署の管轄区域、市町村の区域等を単位に、全ての都道府県で学校警察連絡協議会が設置されているほか、都道府県警察と都道府県教育委員会等との間で締結した協定や申合せに基づき、非行少年、不良行為少年等に関する情報を警察・学校間で相互に通知する学校・警察連絡制度が全ての都道府県で運用されている。

また、退職した警察官等をスクールサポー

37) 都道府県を実施主体として実施。(2022年度：8自治体)

38) 「予防のためのこどもの死亡検証等広報啓発事業」。CDRの取組を紹介するシンポジウムや、こどもの命を守るための予防策の一覧・動画等を掲載する特設サイトを運営している。

ターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなど「警察と学校の橋渡し役」として、学校における少年の問題行動への対応や相談活動等を行っている。

エ いじめ対応における警察等関係機関との連携の周知徹底【文部科学省】

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならないことや、学校では取扱いの判断が困難な事案も多いことから、文部科学省では、警察との日常的な情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築することなど、いじめ対応における警察を始めとした関係機関との積極的な連携の必要性について、教育委員会等に対して周知を実施した。

オ 少年院における矯正教育の充実【法務省】

法務省では、少年院において、在院者の抱える問題性を改善し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させることを目的として、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導を適切に組み合わせ、矯正教育を実施している。

近年は、成年としての自覚・責任を喚起し、社会人として必要な知識の付与を目的とした指導を**特定少年**に対して実施しているほか、特殊詐欺や大麻事犯等に対応した指導等の充実に図っている。また、発達上の課題や虐待等の被害体験を有する者が存在することを踏まえ、特性に応じた指導等の充実に図るとともに、職員の対応力向上に向けた研修の充実や関係機関との連携強化を図っている。

図表2-1-45 少年院における処遇の概要



KEYWORD

特定少年

2022年4月1日に施行された「少年法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第47号）の施行により、18歳、19歳の者が罪を犯した場合には、「特定少年」として、17歳以下の者とは異なる取扱いを受ける。

カ 少年院における社会復帰支援の充実【法務省】

法務省では、出院後に自立した生活を行うことが困難な在院者に対して、その意向を尊重した上で、就労・修学支援のほか、帰住先の確保、医療・福祉機関等との連携による支援を実施している。

具体的には、ハローワークの職員による職業相談等の就労支援や高等学校卒業程度認定試験の受験を推進しているほか、高等学校教育の機会を在院中に提供し、出院後も学校に在籍して学びを継続するため、少年院在院中に通信制高等学校への入学を可能とするための調整等を実施している。また、障害を有し、かつ、適当な帰住先がない在院者に対して、出院後速やかに福祉サービスを受けることができるよう、関係機関と連携しながら、個々のニーズに合わせた支援を行っている。

キ 若年受刑者を対象とする処遇の充実【法務省】

法務省では、刑事施設において、若年受刑者（おおむね26歳未満の受刑者）の特性に応じた処遇を充実させるため、犯罪傾向³⁹⁾が進んでいない若年受刑者について、小集団のユニットで共同生活を送らせ、少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行う「若年受刑者ユニット型処遇」を実施している。また、知的障害等があり、特に手厚い処遇が必要な若年受刑者に対し、少年院と同様の建物・設備を備えた刑事施設にお

いて、社会生活に必要なスキル等を習得させるための指導を中心として行う「若年受刑者少年院転用型処遇」を実施している。

ク 児童自立支援施設における自立支援【こども家庭庁】

こども家庭庁では、児童自立支援施設運営指針等により、**児童自立支援施設**の質の確保と向上を図っている。

KEYWORD

児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童等を、入所又は保護者の下から通わせて、必要な指導を行い、自立を支援する施設のこと。

ケ 薬物乱用のあるこども・若者に対する保護観察処遇の充実【法務省】

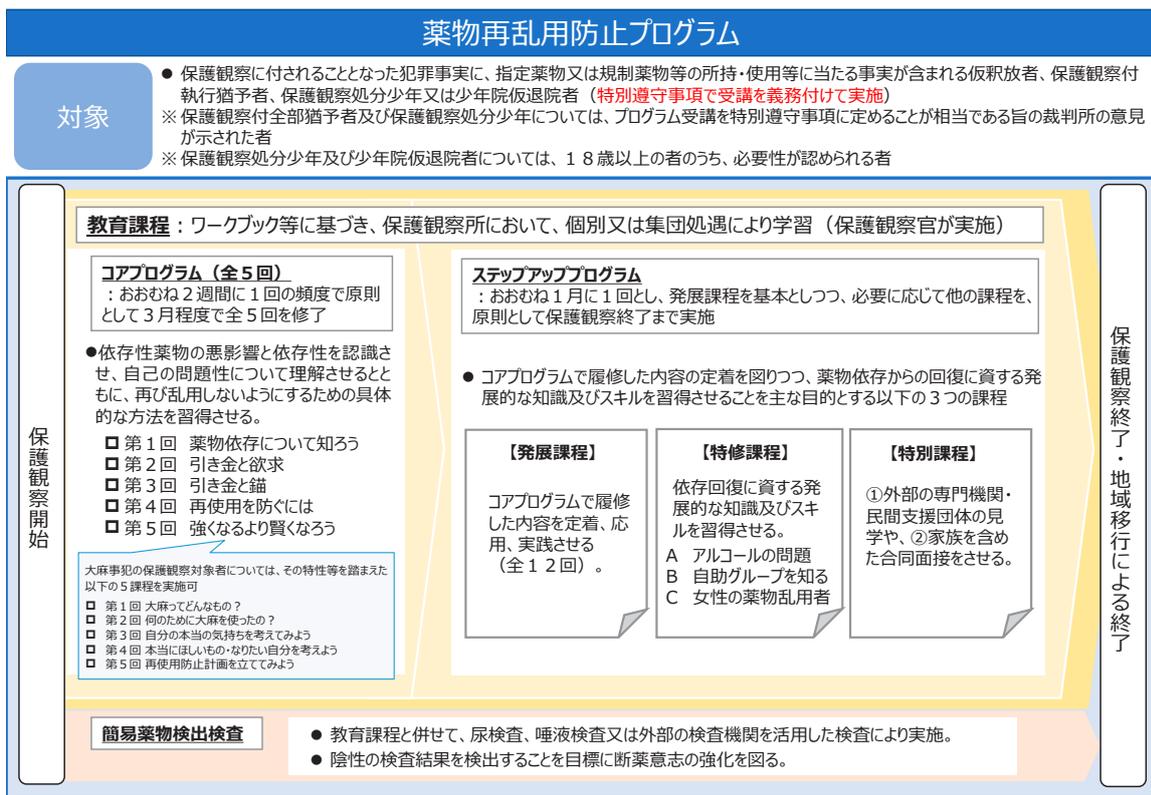
法務省では、保護観察所において、保護観察の対象となったこども・若者のうち、大麻等の薬物乱用のあるものについて、保護観察所の専門的処遇プログラムに大麻に関する指導項目を新設するなどして、薬物再乱用防止のための保護観察処遇の充実を図っている。

コ 犯罪被害者等の視点を取り入れた保護観察処遇の充実【法務省】

法務省では、保護観察所において、保護観察の対象となったこども・若者に対する保護観察の実施に当たっては、事案に応じ、しょく罪指導プログラムを実施するなどして、犯した罪の責任を自覚させるとともに、被害者等の心情やその置かれている状況等への理解を促し、被害者等に対する謝罪や被害弁償等の感謝の措置に誠実に対応するよう指導を行っている。

39) 犯罪傾向の進捗は、再犯の可能性や施設収容歴、反社会性集団への所属性を踏まえて判定している。

図表2-1-46 「薬物再乱用防止プログラム」の概要



サ 保護観察における修学・就労支援の実施 【法務省】

法務省では、保護観察所において、保護観察の対象となったこども・若者のうち、修学・就労の継続のために支援が必要な者について、民間ボランティア等とも協働し、その者が抱える課題や実情等に応じた修学・就労支援を実施している。

シ 法務少年支援センターによる地域援助の推進【法務省】

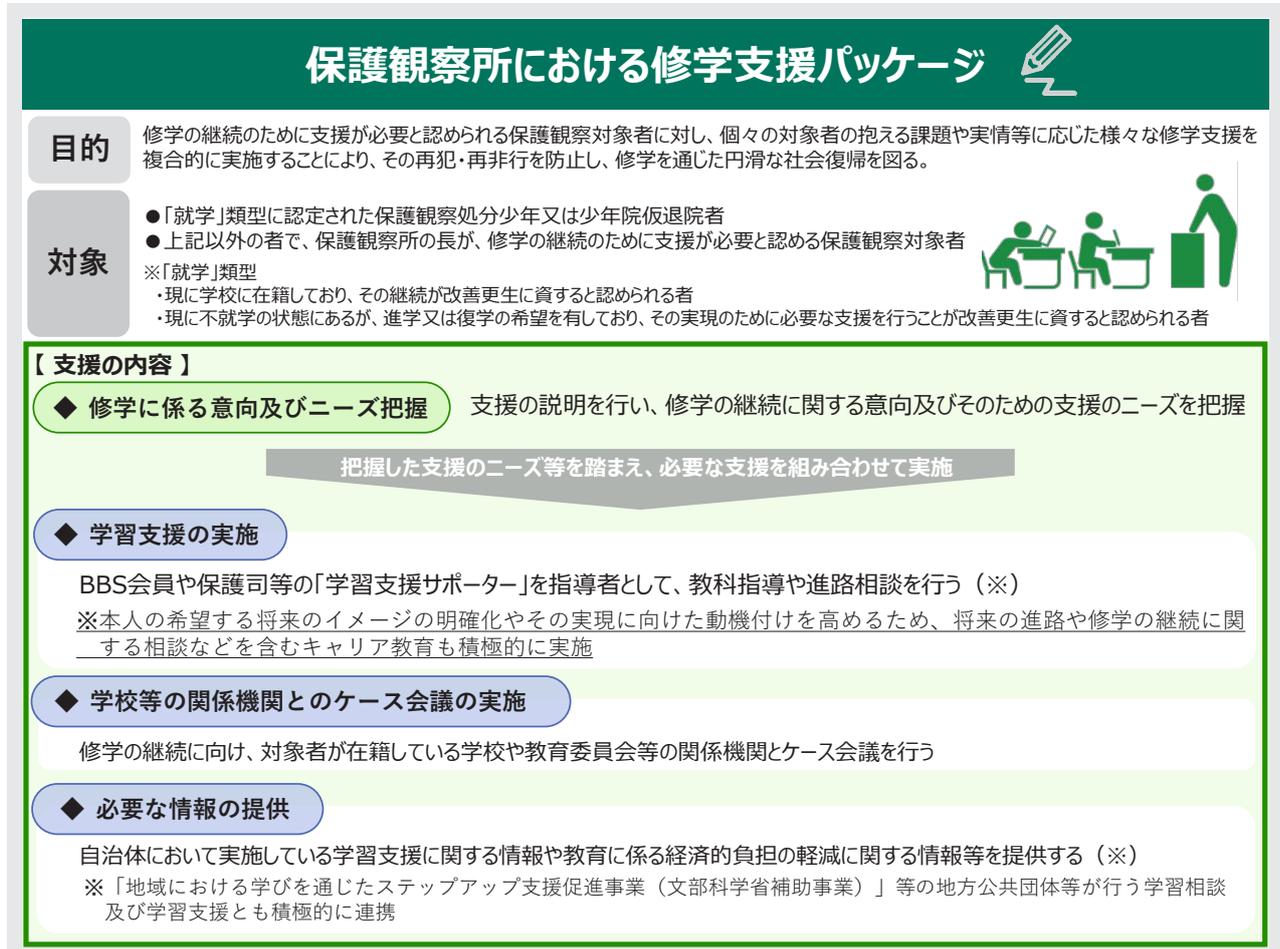
少年鑑別所は、「少年鑑別所法」（平成26年法律第59号）第131条に基づき、法務少年支援センターとして、地域の非行及び犯罪の防止に関する援助（地域援助）を実施しているところ、広報の積極化、関係機関等との連携強化、相談環境の整備等を通じ、非行及び犯罪の防止に向けた取組を推進している。

また、非行及び犯罪の傾向の変化に対応し、児童虐待やいじめ対応等の多様な分野からのニーズに応えるため、地域援助を担当する職員に対する研修を充実させるなど、その知識や技能の向上を図っている。

ス 保護観察所による更生保護に関する地域援助等の推進【法務省】

法務省では、保護観察所において、非行・犯罪の地域相談窓口「りすたぼ」（リスタート・サポート）を設けるなどして、更生保護に関する専門的知識を活用し、こども・若者の非行・犯罪の防止や非行・犯罪に及んだこども・若者の支援等に関し、本人又はその家族、地域住民、地方公共団体、民間団体等からの相談に応じ、地域の関係機関・団体等との連携体制の整備を図りつつ、必要な情報の提供、助言等の援助を行っている。

図表2-1-48 保護観察所における修学支援の概要



図表2-1-49 非行・犯罪の地域相談窓口「りすたぽ」



セ 保護観察に付されているこども・若者の保護者等に対する相談支援【法務省】

法務省では、保護観察所において、保護観察に付されているこども・若者の保護者等に対して、こども・若者の非行に関連する問題の解消に資する知識等の提供を目的とする講習会や、保護者同士が子育てに関する経験、不安や悩みを話し合う保護者会などを開催している。

ソ 保護司活動の基盤整備の推進【法務省】

法務省では、保護司⁴⁰⁾と学校を始めとする関係機関等が連携して行う犯罪予防活動を促進し、保護司と関係機関等の日常的な連携・協力体制の構築を図っている。

また、2023年5月17日に、法務大臣決定により「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を設置し、保護司制度の在り方について検討を行っている。

タ “社会を明るくする運動”の一層の推進【法務省】

法務省では、犯罪や非行のない明るい社会を実現するため、1951年から、“社会を明るくする運動”を主唱し、毎年7月を強調月間として、全国各地で世論の啓発、社会環境の改善、犯罪の予防を目的とする地域住民の活動の促進などに努めている。強調月間中

は、全国各地で、犯罪予防活動、ワークショップ、作文コンテスト等、こどもの主体的参加を得た行事が積極的に実施されている。2023年に第73回を迎えた本運動では、こどもにその趣旨を広く周知するための親しみやすい広報用動画を制作したほか、街頭イベント等の広報活動や、各地の取組についてSNS等を中心に広く周知した。

KEYWORD

“社会を明るくする運動”

全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。

チ 裁判所の少年審判【最高裁判所】

家庭裁判所は、非行少年に対する調査・審判を行い、非行があると認めるときは、教育的働きかけも行いながら、非行に至った原因などを検討し、少年にとって最も適切と考えられる処分を決定する。保護処分には、保護観察、児童自立支援施設等送致及び少年院送致があり、審判を開いたり保護処分に付したりすることができず、又はその必要がない場合には、審判不開始や不処分にする。18歳

40) 保護司数（2024年1月1日現在）：46,584名

未満の者につき児童福祉法上の措置が相当であるときは、事件を知事又は児童相談所長に送致する。犯行時14歳以上の犯罪少年に係

る事件（18歳未満の者に係る罰金以下の刑に当たる罪の事件を除く。）につき刑事処分を相当と認めるときは、検察官に送致する。

解説 裁判所の少年審判

1) 制度の詳細

1 受理の状況

2023年における少年保護事件（家庭裁判所の取り扱う非行少年に対する事件）の全国の家庭裁判所での新規受理人員は、5万2,642人であった。このうち、一般保護事件（道路交通保護事件を除く少年保護事件。以下同じ。）が4万252人（全体に占める割合76.5%）、道路交通保護事件（道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件。以下同じ。）が1万2,390人（同23.5%）である。近年、少年保護事件の新規受理人員は減少傾向が続いていたが、2023年は前年と比較して8,013人増加（18.0%増）した（数値は全て速報値である。以下同じ。）。

2 終局決定の状況

2023年における少年保護事件の既済人員（その年に終局決定のあった全人員（延べ人員）で全事件数と同数。以下同じ。）は5万1,157人で、このうち、一般保護事件が3万9,097人（全体に占める割合76.4%）、道路交通保護事件が1万2,060人（同23.6%）となっている。

ア 保護処分に付された者は1万2,187人で、その内訳は、一般保護事件が8,998人（73.8%）、道路交通保護事件が3,189人（26.2%）である。前年と比較し、1,371人増加（12.7%増）している。

イ 保護観察に付された者は1万296人で、その内訳は、一般保護事件が7,221人（70.1%）、道路交通保護事件が3,075人（29.9%）である。前年と比較し、1,012人増加（10.9%

増）している。

ウ 児童自立支援施設等に送致された者は、135人である。

エ 少年院送致となった者は1,756人で、その内訳は、一般保護事件が1,643人（93.6%）、道路交通保護事件が113人（6.4%）と、一般保護事件が多くを占める。前年と比較して、一般保護事件は326人増加（24.8%増）し、道路交通保護事件は16人増加（16.5%増）している。

オ 刑事処分が相当であるとして検察官送致となった者は1,801人で、その内訳は、一般保護事件が311人（17.3%）、道路交通保護事件が1,490人（82.7%）と、その多くを道路交通保護事件が占める。前年と比較して86人増加（5.0%増）している。

カ 知事や児童相談所長に送致された者は、117人である。

キ 審判不開始・不処分となった者は2万6,707人で、その内訳は、一般保護事件が2万1,385人（80.1%）、道路交通保護事件が5,322人（19.9%）である。前年と比較し、3,863人増加（16.9%増）している。

ク 裁判官や家庭裁判所調査官は、調査や審判の段階で、少年に対し、その問題性を見極めた上で、以下のような再非行防止に向けた働きかけをしている。

- ・非行の内容を振り返らせ、被害の実情を伝えるなどする中で必要な助言・指導を行い、反省を深めさせる。
- ・学校などと連絡を取って生活態度や交友関係の改善に向けた協力態勢を

築く。

- ・「犯罪被害を考える講習」や地域の清掃といった社会奉仕活動への参加を促す。

また、再非行を防止するために家族が果たす役割が大きいことから、少年の非行に家族関係が及ぼしている影響を見極めた上で、問題解決に向けて家族関係の調整を行ったり、保護者に対し、少年とともに社会奉仕活動に参加するよう促したりするなどの働きかけを行っている。ほかに、保護者会を実施して保護者の気持ちや経験を語り合う場を設けることにより、保護者の少年に対する指導力を高めたり、保護者が自らの養育態度を見つめ直し、監護者としての責任を自覚するように働きかけたりしている。このような働きかけも行った上で、少年につい

て審判を開いたり保護処分を付したりする必要がないと考える場合には、審判不開始や不処分とすることがある。

2) 被害者への配慮

少年法では、被害者への配慮を充実するため、①被害者などによる記録の閲覧及び謄写、②被害者などの申出による意見の聴取、③一定の重大事件の被害者などによる少年審判の傍聴、④被害者などに対する審判状況の説明、⑤被害者などに対する審判結果などの通知の制度が設けられている。

家庭裁判所は、これらの被害者のための制度の適切な運用に努めている。また、調査や審判の段階で、被害者の心情などに十分配慮しながら、被害者から話を聞くなどして被害の実情や被害感情の把握に努め、被害者の声を少年審判手続に反映するよう努めている。

注目事例③

こどもの自殺対策～「長野県子どもの自殺危機対応チーム」の取組～



2023年6月にこどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議において取りまとめられた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」では、こどもの自殺危機に的確に対応する観点から、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」の全国展開に取り組むことが盛り込まれている。これは「長野県子どもの自殺危機対応チーム」（以下「チーム」という。）をモデルとしたものであり、ここでは長野県における同チームの取組を紹介する。

チームの構成・支援対象

チームのメンバーは、精神科医や心理士、精神保健福祉士や弁護士など、多職種の専門家から構成されており、学校や市町村等（地域の支援機関）では対応困難な希死念慮のあるこどもへの対応に直面したときに、速やかに地域支援機関に対し助言等を行う役割を担っている。

チームの主な支援対象は、未成年者のうち、「自殺未遂歴や自傷行為の経験がある」、「家族を自殺で亡くしている」、「自殺のほのめかしがあり自殺の可能性が否定できない」者など、自殺のリスクが高いケースである。具体的には、地域の支援機関で連携支援を行っているものの、

- ・希死念慮を示す言動をずっと続けているこどもに対して、どう対応すれば良いのか悩んでいる
- ・こども本人が、死にたいほどの気持ちを保護者に伝えるのを頑なに拒否している
- ・こども本人は医療機関の受診を希望しているが、保護者に本人の意向や自殺リスクを伝えても危機感を共有できない

などの困難なケースについて、支援機関からの要請に応じた支援を行っている。

支援の流れ

チームは、全県1つの「コアチーム」と、4つの圏域ごとに設置された「地区チーム」に分かれており、コアチームは主に地区チームのバックアップや事例分析、地区チームは支援要請のあったケースの地域支援機関に対する支援を担っている。

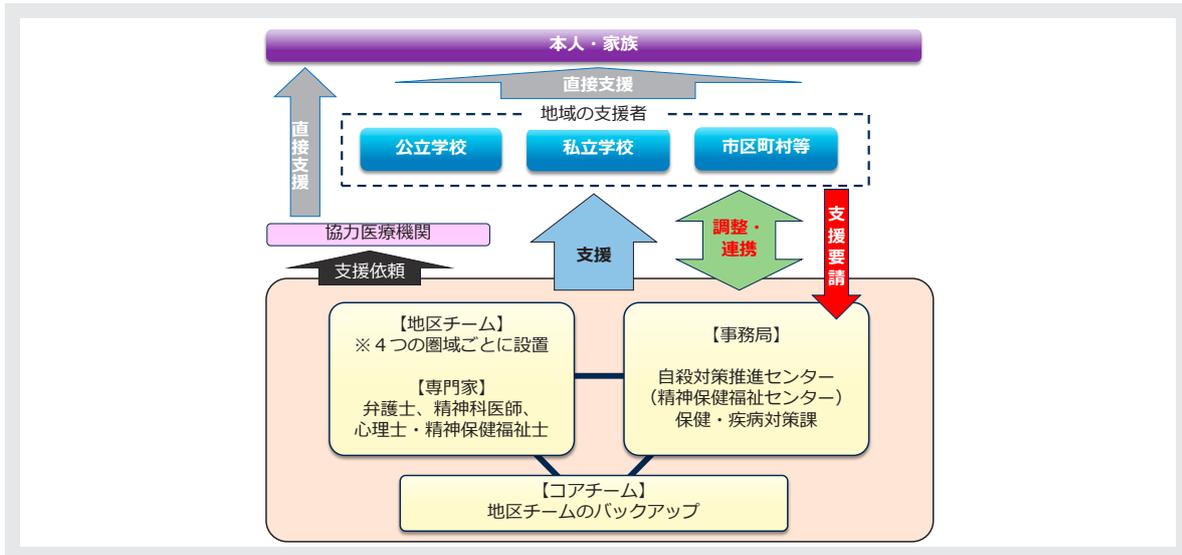
チームによる支援の主な流れは以下のとおり。

- ① 地域の支援機関等からの支援要請を受け、チーム事務局において、地域の支援機関等に聞き取りを実施。
- ② 支援機関等から聞き取った内容を基に、チーム事務局において地区チームのメンバーを選任。地区チームの支援検討会議において支援方針を検討し、同方針に基づき地域の支援機関等を支援。

支援方針の検討に当たっては、必要に応じてコアチームに助言等を依頼。また、支援検討会議において医療機関の受診等が必要と判断した場合、チーム事務局から協力医療機関に対し支援を依頼するとともに、必要に応じて他の関係機関にも協力を要請し、連携支援を実施。

- ③ 地域の支援機関等により、支援対象のこどもや家族を支援。
- ④ 支援状況等は地区チーム内で共有し、更なる支援が必要な場合は支援方針を検討し地域の支援機関等を支援。また、コアチーム会議により支援ケースの検証を行い、地区チームにフィードバックする。

図表2-1-50 支援の流れのイメージ



成果と課題

チーム設置以降、チームでは2024年3月末までの間に44件のこどもとその家族等への支援を行っており、支援対象となっているこどもたちについては自殺に至っていない。これは、チームによる支援の一定の成果であると考えられる。

また、学校等の現場からは、

- ・必要に応じて医療等専門機関への迅速なつなぎがなされ、非常に助かっている
- ・チームから確実な支援の方向性と対応手順を示してもらい、安心感につながっている
- ・地域の支援機関とのつながりができ、以後の学校での支援体制づくりに大いに参考となるとの声もある。このことから、チームは、
- ・自殺リスクが高まっているこどもには、学校の対応だけでなく、医療を含めた地域資源との連携体制を早急に構築する必要があるところ、チームがハブとなり、学校関係者と必要な地域資源を迅速かつ効果的につなぐこと
- ・こども本人の自殺リスクの要因、背景は必ずしも本人だけのものとは限らず、学校等一つの機関だけで容易に解決できないケースもあるところ、学校関係者を始め各支援機関が支援に行き詰まったときに相談できる存在であること
- ・自殺危機対応やその後の継続的な支援においては様々な機関との連携が重要であり、チームの活動を通じて、地域資源を掘り起こし、学校等と地域資源のネットワーク構築・強化ができること

などの重要な役割を果たしていると考えられる。

一方で、チームの支援につながらずに自殺に至ってしまうこどもが後を絶たない現実もある。このため、長野県においては、2021年度から県内の公立・私立高校等をモデルとした、こどもの精神不調アセスメントツールの活用等の取組を行っており、今後は、潜在的に自殺リスクを抱えるこどもの把握等を強化していくこととしている。

こどもの自殺対策においては地方公共団体の果たす役割が非常に大きく、学校や教育委員会、家庭、地域が連携して、地域全体でこどもたちを守る仕組みを構築することが重要になる。今後、チームの取組を通じて得られた知見が全国に共有され、同様の取組が広がることで、各地域における自殺予防の取組が強化されることが期待される。

注目事例④

能登半島地震で被災したこどもの居場所づくり (NPO法人「日本教育再興連盟」、能登高校魅力化プロジェクトからの寄稿)



今般の能登半島地震の発災を受けて、こども家庭庁からも、現地対策本部に職員を派遣し、日々変化する現地の復旧状況や児童福祉施設等の被害状況、被災したこどもの状況、子育て当事者の支援ニーズ等を踏まえ、こども・若者や子育て当事者の視点に立った必要な支援を届けることができるよう、庁を挙げて連携して取り組んでいる。

そのうち、被災したこどもたちの居場所づくりへの対応については、避難生活が続くことで、こどもや子育て世帯の不安や孤独・孤立が増していくことが予想される中、こどもが安全・安心に遊んだり学んだりすることができる居場所を確保することの重要性に鑑み、2024年1月16日に、各都道府県等に対して、被災したこどもの居場所づくりに取り組む民間団体と積極的に連携して、避難所等においてこどもが安全・安心に遊んだり学んだりすることができる居場所を確保するよう要請するとともに、被災したこどもの居場所づくりに取り組む都道府県等及び民間団体への補助の募集を開始した。

以下では、現地において被災したこどもの居場所づくりに取り組んでいる団体（NPO法人「日本教育再興連盟」）及び学校（能登高校魅力化プロジェクト）から、それぞれの活動について寄稿いただいた。

1) 「災害時にこどもの居場所をつくるということ」(NPO法人「日本教育再興連盟」からの寄稿)

災害時に困ること

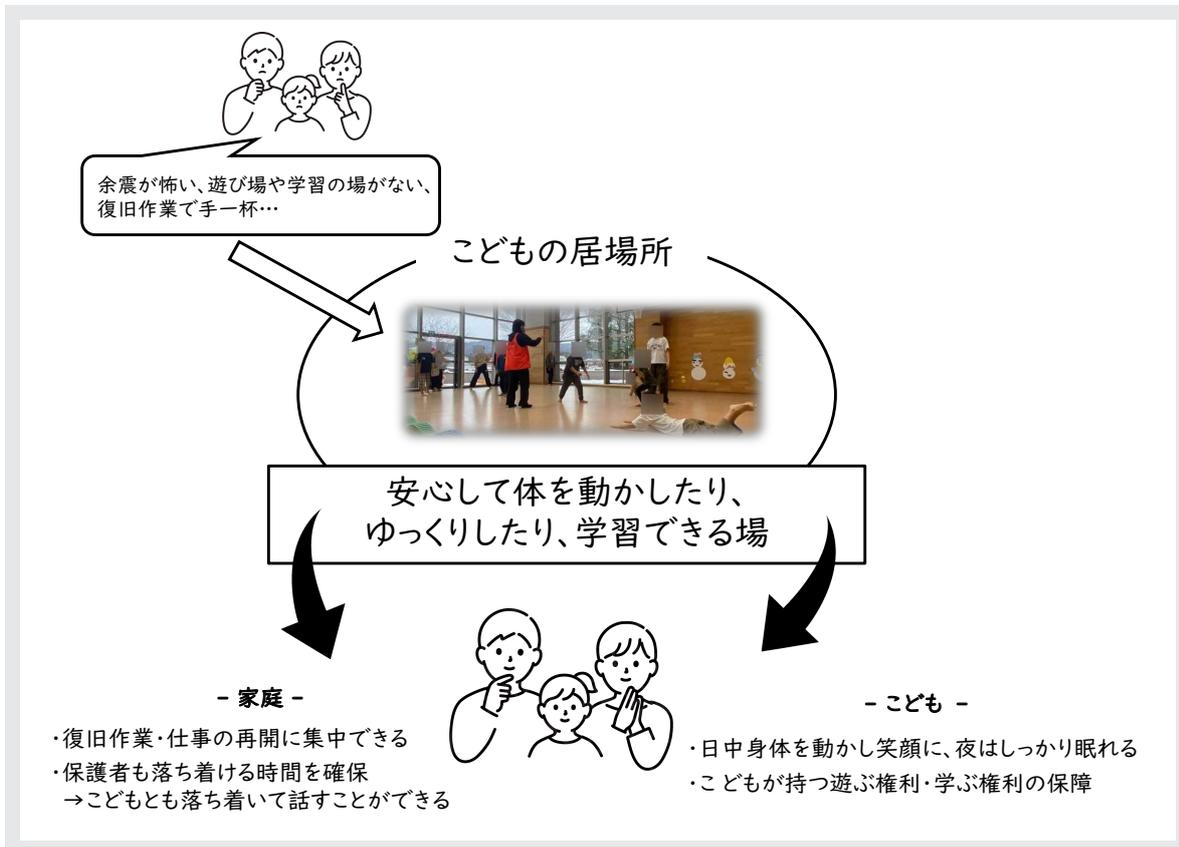
みなさんは、もし地震が起こったらどういったことに困ると思いますか。またどのような対策をされていますか。例えば、家族分の数日間の保存食や防災バッグを用意しているという方や、自分の住んでいる地域にどのような危険があるのかというハザードマップを目にしたことがある人もいるかもしれません。あくまで私たち（NPO法人「日本教育再興連盟」）の肌感覚でしかありませんが、阪神淡路大震災、東日本大震災を経て世の中の防災に対する意識は高まり、災害が起こり、救助や支援が来るまでの間に生き延びるための備えをされている人は増えているように思います。

しかし、想像していただきたいのですが、数日間生き延びることができれば平常どおり生活することができるでしょうか。私たちは能登半島地震が起こった3日後の1月4日から被災地に入り、活動を続けていますが3月末に至るまで断水が続いていたり、避難生活を余儀なくされたりする人が多くいます。いろいろな支援が入っているのは事実ですが、震災までは当たり前にあった様々なことが、急に奪われてしまい、慣れない生活を長期にわたってしなければならなくなるのです。

またもう少し踏み込んで、こどもたちはどういったことに困るでしょうか。もちろん怪我をしてしまったり、家に住めなくなってしまうこともあります。ただ同時に、比較的災害直後からこどもたちは元気に遊んだり、中学生にもなると避難所の運営を手伝ったりすることが多くあります。つまり、見た目上は元気なこどもたちが多いのです。また、大人の人たちも、こどもたちが元気だと自分たちも元気をもらえることもあります。ただ、少し時間が経つと、例えば、他の地域のこどもは学校に通えているのに、自分たちだけ学校が再開しないということや、中高生では徐々に受験や進路選択の時期が迫ってくることもあります。しかし、そうした時に誰に相談したら良いのでしょうか。特にこどもたちが元気だと自

分たちも元気になると言ってくれている大人たちに不安なことを相談するのは想像よりも難しいことです。

図表2-1-51 災害時のこどもの居場所の意義



こどもの居場所をつくる

そこで私たちは、他団体（認定NPO法人「カタリバ」）と災害時のこども支援に関する協定を結び、災害発生時にはこどもの居場所を共同で立ち上げたり運営したりできる体制をつくっています。

例えば、今回の能登半島地震ではこの協定に基づき、1月4日から石川県七尾市でこどもの居場所をつくり、運営しています。また早くからこども家庭庁の方には活動の意義をご理解いただき、「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業（被災したこどもの居場所づくり支援）」制度を活用させていただいています。

私たちがこの居場所で大事にしているのは、どのような居場所をつくるのか、何をそこでするのかということをごどもたちと決めていくということです。もちろん安全管理は必要ですが、自分たちがしたいことをかなえられる、相談したいことを聞いてくれる大人が近くにいるんだよ、ということを感じてもらえるようにしています。

七尾市の居場所をつくっていく中では、避難所の中ではなかなか身体を動かすことができないということで、なわとびをしたいという声や、静かなところでぬり絵をしたいという声が最初に上がっていました。また、プチブロックという黙々とものづくりに取り組めるおもちゃも、たまたま持って行ったところ大人気でした。今思えば、静かにしていても誰かと一緒に何かを作ることができる、手を動かすことができるというのが、なんとなく心の休まら

ない時間には良かったのかなと思っています。

居場所を開いて、10日ほど経つと、他の地域では学校が始まりましたが、七尾市では「再開未定」というお知らせが続いていました。この時期になると保護者も子ども自身もいつになったら学校が再開するのだろうと焦りや不安を覚えている様子がありました。そのため、もし学校から宿題が出ていればそれを、出ていなければこちらで問題集を用意するので少し勉強しましょうかと声を掛け、数十分でも勉強の時間を設けるようにしました。また、もう少し時間が経つと、一部の学校ではオンラインで学校が再開しました。しかし、そもそも避難所生活の中ではWi-Fiにアクセスできなかつたり、周りの環境を気にして取り組めなかつたりします。そうした時には、居場所の中でオンライン授業用のスペースを確保し、イヤホンを使いながら子どもたちが学校に少しでもアクセスできるようにお手伝いをしていました。学校によっては、タブレット端末を取りに少しだけ学校に行けたり、先生と話せたりしていましたが、その帰りの子どもたちは心なしか元気に見えましたし、子どもたちにとっての学校の重要性というものを強く感じました。

また、居場所では、しばしば中高生が未就学児や小学生の遊び相手になってくれることもあります。もちろん支援を受ける側ではなく、支援をする側に回ることで自己肯定感や自己効力感を取り戻していくということもあります。しかし、これまで書いてきたとおり、こうした立場になってしまうと、いざ自分が相談したいことがある時などに、なかなか相談することが難しくなってしまうことがあります。こうした様子を見ていたスタッフから、中高生専用の居場所をつくって、支援者としてではなく、自分たちも相談していいんだと思える空間が必要ではないかという話が上がり、別の部屋で中高生の居場所もつくりました。一緒にパズルをしながら話をしたり、勉強でわからないところがあった時に聞いたりしながら過ごしています。

図表2-1-52 居場所での過ごし方



こどもを支えるだけでなく家庭も支える

最後に、私たちの活動はこども支援ですが、同時に家庭への支援の要素も多く含んでいます。というのも、地震で落ちたものなどを片付ける時、どうしても余震が頭をよぎります。また、罹災証明を取る際には家の状況の説明を求められることもあり、こどもの前ではなかなか説明しにくいということもあります。こうした中で、こどもたちが安全な空間で過ごし、自身は家の片付けに集中して取り組める時間を確保できたという声はどこの被災地でも聞かれます。

更には、普段であれば保育園や学校にこどもが行く時間であっても、ずっとこどもと過ごさなければならない、しかもそれが避難所で周りの目を気にしながらとなると、なかなか心も休まりません。保護者の方が疲弊してしまうと、それは結果としてこどもの生活の質も落ちてしまいますし、逆に保護者の方が元気に過ごせると、こどもたちにとっても安心できる空間になります。こうした好循環をつくり、こどもたち、そしてこどもを取り巻く大人にとって1日でも早く安心して生活できる時間を取り戻せるお手伝いをしていきたいと思っています。

2) 「石川県能登町・みんなのこども部屋「わくわくぷらざ」(能登高校魅力化プロジェクトからの寄稿)

2024年1月1日に発生した能登半島地震は、地域に甚大な被害をもたらしました。被災地では地震の影響で多くの家が損壊して、こどもたちも避難所生活を余儀なくされました。発災直後の避難所では、

- ・こどもたちのことが後回しにされがち
- ・避難所では自宅や学校、公園とは違っておとなしくしなければならず、ストレスを感じる
- ・学校や保育所の友だちと会えない
- ・震災前の日常のように気持ちよく遊べない

といったこどもたちの様子が見られました。

石川県能登町でも、至る所に倒壊した建物や破損した道路があり、余震が繰り返し発生する中で、こどもたちが安全かつ自由に出歩き遊びまわる環境がなくなりました。また、避難所となったり、破損のため立入りが危険となったりした学校や保育所はすぐには再開できず、こどもたちが集まり、友だちと学び、遊べる場所は奪われました。幸いにして自宅の損壊を免れたこどもたちも孤独感を感じていた様子でした。

非常事態が続く中で、被災地のこどもたちが安心して過ごせる環境の確保と、ストレスや不安を抱えながら過ごすこどもたちの心のケアが喫緊の課題として浮かび上がりました。また、復旧活動や仕事に出たい保護者たちからは、こどもの預け先がないとの声が上がっていました。

そこで、発災後から石川県内でこどもの居場所づくりを進めていた認定NPO法人「カタリバ」の支援を受けながら、2024年1月12日に石川県立能登高等学校(以下「能登高校」)内に、みんなのこども部屋「わくわくぷらざ」を開設しました。

開設に当たっては、認定NPO法人「カタリバ」や公益社団法人「セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン」などから玩具やカーペット、テーブル、お菓子など各種物資を支援していただきました。

「わくわくぷらざ」を開設したのは、発災後にこどもたちが自由に安心して過ごせる場所

をつくる必要性を強く感じたからですが、実は、ここ数年続いていた奥能登での大きな地震や日本各地で起こった災害の際に、小さな子どもたちの存在がどうして置き去りになりがちなのか、ということを知りたいと能登高校の生徒たちが発災前から着目し、探究していたことも開設のきっかけでした。

能登高校では2023年度の「総合的な探究の時間」において、災害発生時に子どもたちが安心を感じる環境がないのではないかと、との問題意識を持ち、どうしたら子どもたちが安心して過ごせる環境をつくれるのだろうか、と探究していたチームがありました。

生徒たちは探究活動の中で、近隣の保育所の避難訓練の実態を電話調査したり、保育園児に防災知識を身に付けてもらうためのクイズを作成したり、災害時に避難所で子どもたちが頼れる人の目印となる「こどもお助け隊」のマークを作成して能登町役場に提案したりしていました。

発災前から行われていたこの探究活動が、避難所になっていなかった県立高校の視聴覚室を借りて「わくわくぷらざ」を迅速かつタイムリーに開設できたこと、そしてたくさんの能登高校の生徒たちが子どもたちの遊び相手をするボランティアとして参加してくれることにつながりました。

「わくわくぷらざ」の対象者は3歳～高校生までとして運営しましたが、利用者の多くは小学生でした。開設当初は、まだ学校も保育所も学童保育・児童館も再開していなかったため、連日30名前後の子どもたちが利用していました。開設間もない頃は、極端な大声を出したり、震災ごっこをしたりする子どもたちがいましたが、それも震災後のこどものストレス発散であり、震災経験をこどもなりに受け入れていくプロセスであるとして、温かく見守りました。そうすると1週間ほどでそうした行動は少なくなっていきました。

図表2-1-53 「わくわくぷらざ」の様子



図表2-1-54 能登高校の生徒が制作した「こどもお助け隊」のマーク



図表2-1-55 ボランティアの高校生と子どもたち



図表2-1-56

オンラインダンスレッスンの様子



図表2-1-57

ちぎり絵ワークショップの様子



また、各種支援者・支援団体の協力で、

- ・オンラインダンスレッスン
- ・クレープづくり
- ・ちぎり絵ワークショップ
- ・ミニコンサート
- ・空手レッスン

など、身体を動かしたり気持ちを表現したりする活動を行うこともできました。

2024年1月下旬には学校や保育所が徐々に再開して、滞在時間も長くなっていくにつれて、「わくわくぷらざ」の利用者は少なくなりましたが、3月になっても自分の居場所として利用し続けるこどももいました。そうしたこどもたちは「震災前からこんな遊び場がほしかった」と言います。

「わくわくぷらざ」は、震災という不幸な出来事によって開設されたこどもの居場所ですが、地域住民や町役場がこどもたちのニーズに合った居場所づくりの必要性に気付くきっかけとなりました。被災地奥能登の復旧・復興の先に、こどもたちが安心して楽しく過ごせる場所があることが当たり前の地域になることを願うばかりです。